

衆議院 第九十三回国会 經濟産業委員会 議 録 第七 号

平成二十九年四月十二日(水曜日)

午前九時二分開議

出席委員

委員長 浮島 智子君

理事 うへの賢二郎君 理事 大見 正君

理事 佐藤ゆかり君 理事 白須賀貴樹君

理事 吉川 貴盛君 理事 北神 圭朗君

理事 近藤 洋介君 理事 高木美智代君

理事 青山 周平君 理事 穴見 陽一君

理事 石川 昭政君 理事 小倉 將信君

理事 尾身 朝子君 理事 岡下 昌平君

理事 鬼木 誠君 理事 勝俣 孝明君

理事 金子 恭之君 理事 神山 佐市君

理事 黄川田仁志君 理事 工藤 彰三君

理事 佐々木 紀君 理事 塩谷 立君

理事 島田 佳和君 理事 助田 重義君

理事 高木 宏壽君 理事 津島 淳君

理事 中川 俊直君 理事 福山 守君

理事 星野 剛士君 理事 三原 朝彦君

理事 宮崎 政久君 理事 八木 哲也君

理事 築 和生君 理事 山際大志郎君

理事 山田 美樹君 理事 大島 章宏君

理事 落合 貴之君 理事 篠原 孝君

理事 鈴木 義弘君 理事 田嶋 要君

理事 中根 康浩君 理事 福島 伸享君

理事 中野 洋昌君 理事 島山 和也君

理事 真島 省三君 理事 木下 智彦君

経済産業大臣 世耕 弘成君

国務大臣 (原子力損害賠償・廃炉等

支援機構担当) 中川 俊直君

経済産業大臣政務官 金子 修君

政府参考人 (法務省大臣官房審議官)

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 増子 宏君

政府参考人 (経済産業省大臣官房長) 高橋 泰三君

政府参考人 (経済産業省大臣官房総括審議官) 田中 繁広君

政府参考人 (経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局局長) 松尾 剛彦君

政府参考人 (資源エネルギー庁長官) 日下部 聡君

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネ長) 藤木 俊光君

政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 村瀬 佳史君

政府参考人 (環境省大臣官房審議官) 室石 泰弘君

政府参考人 (環境省大臣官房審議官) 早水 輝好君

政府参考人 (原子力規制庁長官官房審議官) 青木 昌浩君

政府参考人 (経済産業委員会専門員) 木下 一吉君

委員の異動 四月十二日

辞任 石川 昭政君 補欠選任 福山 守君

同日 梶山 弘志君 金子 恭之君

同日 佐々木 紀君 青山 周平君

同日 山際大志郎君 山田 美樹君

同日 補欠選任 黄川田仁志君

同日 金子 恭之君 梶山 弘志君

福山 守君 石川 昭政君

山田 美樹君 山際大志郎君

同日 補欠選任 鬼木 誠君

同日 黄川田仁志君 補欠選任 津島 淳君

同日 補欠選任 津島 淳君

同日 補欠選任 津島 淳君

同日 補欠選任 津島 淳君

同日 補欠選任 津島 淳君

同日 補欠選任 津島 淳君

同日 補欠選任 津島 淳君

同日 補欠選任 津島 淳君

同日 補欠選任 津島 淳君

同日 補欠選任 津島 淳君

同日 補欠選任 津島 淳君

同日 補欠選任 津島 淳君

同日 補欠選任 津島 淳君

同日 補欠選任 津島 淳君

同日 補欠選任 津島 淳君

同日 補欠選任 津島 淳君

同日 補欠選任 津島 淳君

同日 補欠選任 津島 淳君

同日 補欠選任 津島 淳君

同日 補欠選任 津島 淳君

同日 補欠選任 津島 淳君

同日 補欠選任 津島 淳君

同日 補欠選任 津島 淳君

同日 補欠選任 津島 淳君

同日 補欠選任 津島 淳君

同日 補欠選任 津島 淳君

同日 補欠選任 津島 淳君

同日 補欠選任 津島 淳君

同日 補欠選任 津島 淳君

同日 補欠選任 津島 淳君

同日 補欠選任 津島 淳君

同日 補欠選任 津島 淳君

同日 補欠選任 津島 淳君

同日 補欠選任 津島 淳君

同日 補欠選任 津島 淳君

触れますけれども、がたがたしているので、うまくいっている業界がほとんどですし、そういうところの政策についてあれこれ経産省が口出ししない方がいいみたいなところがある。

ところが、これを見ていると、もうほかの人たちも指摘していますけれども、いつも出てくる表、八兆円や何かの表がありますけれども、そのところに、この表というのは有識者ヒアリングの結果報告を引用したもので、「経済産業省として評価したものではないことに留意。」とかいって、こんなたし書きがついているんです。私はそれはわかるんですよ。いろいろ予測しているけれども、こんな予測がそのとおりになるとは限らない。

農政と比べたって、米は余るか足りなくなるか、将来予測をミスってばかりいますよ。そして農家に迷惑をかけているわけです、減反しなくちゃならない。農家もいろいろ事情があつて、つくりたい、田んぼがあるからつくる。だけれども消費が減っていく。だけれども、これだけ減るんですからこれだけつくつてもらつちゃ困るというのを責任を持ってやっていますし、そのときに出す数字に、いやいや、これは農林水産省としては余り関与していない数字だけれども、それに基づいてやりますよなんてそんなことを言つたら、さもなくたつて、この霞が関農政は現場の感覚とずれているとか言われているのに、そのことをやれないですよ。

どうもこのところがきちんとしていない。もつと自信を持って、狂つたつてしようがないんだ。だつて、原発行政なんか狂いつ放しなんですから、相当狂つてこんな状況になっているわけですから。絶対安全だと言つていたのにそうじゃなかった。それはあるんですよ、しようがない。だけれども、それは反省して、違いました、見通し狂いましたでいいんです。現に今、廃炉費用とか賠償の費用とかいうのは見通しが狂っているわけですから。

だ、資源エネルギー庁、経産省としてはこれなんだといつてやつていただかないと困るんですけれども、どうしてそういうことができないんでしょうか。

○世耕国務大臣 残念ながら現時点では、ボトムアップ型で、こういう機械がかかるとかこれだけ人件費がかかるという形で廃炉費用というのは、残念ながら算定ができないわけです。それができれば明確にできるわけですけれども、それはできない。

しかし、一方で、東電改革を議論する中で、一定の規模感というのは示さなければいけない。そういう中で、やはり数字は何かきちつと示した上で議論をしていかないと、東電にこれからどれだけの改革をしようかという議論が進められないわけでありまして。

本当は、合理的に見積もれないから数字はありませんと言つても一つ手なんです。廃炉費用については、今までは、見積もれるところを積んできて二兆円だつたわけです。残りは、何かたくさんかかりそうだけれども、わからないというままでずつと来ているわけでありまして。

だけれども、やはりそこで規模感を示して、東電にこれぐらいの改革をやつてもらわなきゃいけない。では、その数字は、ボトムアップで政府が責任を持ってこれですという予測は非常に難しい中で、東電委員会の委員長が、議論する上でやはり数字が要するという中で、原賠機構を經由して有識者に聞いて、スリーマイルの一つのモデルケースにして、それに比べて何倍かかるかという算定をしてもらった結果、八兆円という数字が保守的ではないかと言われたので、それをベースにして、では東電にはこれだけ、これからどれだけの改革をしてもらわなきゃいけないかという議論を進めていった。

その議論のための数字であつたということは御理解をいただきたいというふうに思います。

○篠原(孝)委員 事情はいろいろあるんでしょうけれども、米の行政とか年金とかいうのは国が相

当やっているわけです。こちらは、東電という立派な企業があつて、それでそこに経産省も絡んでいるということ、責任の分担のやり方が違つて、思いますけれども、僕は、エネルギー行政については、エネルギー政策については、もつと国がびしびしやつていいと思います。やらざるを得なくなつていくんじゃないかと思ひます。

それで、次の問題なんですけれども、では誰が一体負担していくかという、やはり、事故を起しました、東電が第一ですよ。今、東電改革と言われましたが、東電が第一ですよ。ですけれども、新電力にも負担をさせるというふうになつていくわけですよ。やはり、これは余り理屈が合わないような気がします。それはいろいろ理屈をつけてやっています。託送料金にも上乗せするというようなことです。

そういったルールは、見ていると、何だかんだで突き放したようなんだけれども、国が責任を全部持つていようであるけれども、持つていない。だけれども、やはり東京電力にきちんとしてもらわなくちゃいけないからバックアップしよう。特に原発事故については、とても東電一社ではできないだろうと。それはある程度仕方ないんですよ。ですけれども、自分たちの努力というよりも、国がそこところになると何だかんだ言いがたバックアップする。そういう姿勢が強過ぎるような気がするんですよ。

ほかの国はどうかという、アメリカなんかは残酷なんじゃないか。国なんかほとんど面倒を見ないんじゃないか。だから、ウェスチングハウスやゼネラル・エレクトリック社も皆もう自分たちは原発事業から撤退する。あつてもシェール革命なんかあつたりして、天然ガスの発電、火力発電なんか安くなったから採算が合わない。もうその前かそうなんです。だからやらない。

向こうはどこも大問題を抱えているわけですから、使用済み核燃料、高レベル放射性廃棄物の処理がままならないから、それをちゃんとしなかつたらだめだ、そつちに金がかかり過ぎる。だ

から、突き放して、もう市場ベースでやつてくれと言つてやつていくはずなんですけれども。

だから、アメリカでは、国がどう言わなくたつて、今、東芝が絡んでいるのが四基、全体で八基、新しくつくろうという動きがあるかと思ひますけれども、スリーマイル島の発電所の事故の後、一基も新しい原発はないわけです。そうやつて突き放しているんだ。

そういうのを見ると、日本は余りにも手厚過ぎるような気がするんですけれども、いかがでしょう。

○世耕国務大臣 手厚いかどうかというのは、なかなかちよつと、各国、エネルギー政策というのは濃淡がありますので、特に今はアメリカの例を出されてはいたけれども、例えばアメリカも、州によつて違ふんです。自由化を物すごく進めている州もあれば、今回、実はウェスチングハウスが絡んでいるジョージア州とサウスカロライナ州というのは、実はまだ電力が規制料金のもとにあるわけでありまして、その辺はいろいろ濃淡があるのかなというふうに思っています。

日本はやはり、手厚いというよりは、自由化をしつかり進めながら、しかし、一方で、これは国民の生活にかかわる問題でありますから、安全とかエネルギーの安定供給には国がしっかりと関与をしていくという、今のところ、バランスのとれた政策になつていっているんじゃないかというふうに思っています。

○篠原(孝)委員 大臣の認識はそうかもしれない。我々は、世界の常識からいつたら、多分、よく聞いているだけでわかるかと思ひます。日本とフランスが一番手厚いんです。手厚いというが、政府がてこ入れしなければ原発はもう採算ベースに合わなくなつてきているんじゃないかと思ひます。特に福島第一原発事故の後はそのようになっていいます。それで、フランス政府もアレバ社に相当入れ込んでいます。相当巨額の支援をしています。ですけれども、見ていると、ちよつとまづいことが起きているんじゃないかという気がするん

です。

政府がどこまで絡むかということですが、三菱重工と日本原燃がアレバ社にそれぞれ二・五億ユーロ、全体で六百億円ぐらいの投資をする。東芝がウェスチングハウス社で困っている。それとちよつと性格が違うかもしれないけれども、同じように、外国企業に投資して、そして経営にがたが来るというようなことも私はあり得るんじゃないかと思えますけれども。

これを日本国政府は放置していた方がいいんでしょうか。だから不明確なんです。国が相当指揮官先頭主義でやっているかという、そうでもない。何か、こそこそなんて言っちゃ悪いですけど、話を聞いて、やるならどうぞというふうな、ふわつと見ている。ここは余りそんなことはない方がいんじゃないの。いやいや、六ヶ所村なんかでさんざん協力しているのはわかりますよ。ですが、そこは突き放してやっていくべきだと思うんです。特に東芝がこういう状況になっているときに、わからないわけですから。

それで、もう原発は将来性がないと世界じゅうの企業が断を下しているんだと思うんです。それを、日本が相当そこにこだわっている。これはけがを大きくするだけだという気がするんですけれども、いかがでしょうか。もつとここは政府がびしっとアレバ社との協力なんかについても意見を言っていると思えますけれども。

○世耕国務大臣 今、原発にかかわる国の大きな政策の方針というのは、まず、国内向けに関しては、エネルギー基本計画というのを策定して、やはり、依存度は減らしつつも一定の原発は必要だということで、これは安全最優先で、規制委員会が認めたものに関しては再稼働していくというのが方針です。

あと、海外向けに関しては、これはやはり質の高いインフラの輸出という中で、この原発も一つの中に入るという考え方で、安倍総理もいろいろなところへ行つて、あるいは海外から、一Fの事故を経験した日本の技術を使いたいという要

望があつて、それに対応してきている。それぞれの個別の投資案件については、これは個別の企業が経営判断として行うべきだというふうに思っています。

今御指摘のアレバ社へ投資とおっしゃいましたけれども、これはアレバの子会社であるニューアレバへの投資なんです。このニューアレバのやっている仕事というのは燃料加工と再処理関係事業ですから、そういう意味では、いわゆる原発建設に係るリスクは生じないというふうに考えております。

今回の三菱重工と日本原燃によるアレバグループへの出資決定というのは、これはあくまでも、民間企業としてリスク、リターンをよく勘案をして経営判断として行ったものであるというふうに思っています。それを政府としてやれとかやめろというのは言うべきではないのではないかとこのうふうに思っています。

ただ、フランスとの原子力技術での提携というのは、これはいろいろな意味で重要です。特に、一貫して核燃料サイクル政策を推進している国でもありますし、長期にわたって原子力分野では協力関係を構築してきているわけでありまして、一般論として申し上げれば、日仏企業間の協力強化は望ましいことではないかというふうに思っています。

○篠原孝委員 大臣、それは僕もちゃんと子会社の方だつてわかっていますから。だけれども、それはアレバ社でちゃんとそこに投資しているんですよ。だから、それは子会社だからいいなんて、そういう言いわけは成り立ちませんよ。

同じように世界的な企業で、シーメンスなんていうのは厳しいですから、福一の事故が起きたらその時点でドイツ政府が原発から撤退したのと似たようなものだと思いますけれども、あつちには国民の安全、ドイツの国土をこれ以上汚してはならない、ドイツ国民の生命財産を守るんだ、そういう観点からメルケル首相が断を下したんです。だけれども、シーメンス社は全くビジネスライク

で、これはもう将来見通し立たないということわざと撤退していったんです。私はそういう潔さが必要だと思うんです。それが日本にはなくて、ぐだぐだして困るんじゃないかと。

だから大臣にはお願いですけれども、経産大臣、原発第一でやっていかなくちゃならないとおっしゃいますけれども、私は柏崎刈羽原発の隣の長野県で、それとすぐ近くなわけですよ。初めてなので申し上げますと、免震棟のことでまたちよるましかがあつて、ごたごたしているわけですよ。

あのあたりは地震の巣窟なわけですよ。二〇〇四年の中越地震、二〇〇七年の中越沖地震、二〇一一年の長野県北部地震、それから二〇一四年の神城断層地震、四つのプレートがひしめき合つて、そして押しくらまんじゅうみたいになっているわけですよ。地震の活性期に、この百年か二百年、知りませんけれども、地震学者の藤井教授が言っています、石橋教授もいろいろ言っています。危ないんですよ。僕はあんなところでやってもらいたくないんですよ。そういう決断をしていったいだきたいと思えます。

あと残された時間、冒頭、経産省の政策のやり方とか、雰囲気がちよつと違う。各省によつて違う。大臣は総務省の大臣政務官をやられて、今経産省におられて、省の雰囲気というのが大分違うというのを気づきになっているんじゃないかと思えます。同じ霞が関の役人だつて結構違つてくるんですよ。いる本人たちは気がつきませんけれども、外へ出たりして客観的に見るとよくわかる。

その中で、経産省は思い切つたことをされて、これは国会でも杉尾さんが参議院で質問されているようにだけれども、部屋に鍵をかけて、そしてやると言う。私は余りしつくりしないんですけれども、こういうやり方。これは週刊誌や新聞のネタで、こういうのは僕はこれだからどうかというのは余り聞きたくないんですけれども、GPIF、あそこの資金を、カナダの州の基金がどこに

投資するかというそれと連動して、七兆円か八兆円、トランプ大統領は公共投資をすると言っている。金がないわけですよ。金がなくてほかのいろいろな予算を削っていますけれども、それでは助けてあげましょうというので、なかなかへんちくりんなものですけれども、考える人はいらんだなと。金がどこかにたまつていって、悪用しようとする人たちがいる。僕なんかそういう卑しいのは全然思いつかないんですよ。そういうことを考えつく人がいる。

これがばれたのは経産省の誰かがしゃべつたからだとか言われた。それで、それをきちんと管理しろと言われて、そしてやった。そんなことはないだろうと思えますけれども、そういうふうになされている。

経産省だけが何でもそんなことをする。外務省にも防衛省にも秘密はいっぱいある。私がいた農林水産省には大した秘密はないと思えますけれども。だけれども、そんなことまでする必要があるのか、これについて。

○世耕国務大臣 ちよつと、逆に説明する機会を

いただいていた方がいいと思えます。何も、新しく鍵を取りつたわけじゃないんです。経産省のビルというのはもとと電子ロックになっていて、扉を開ければ自動的にロックがかかる。それをわざわざあけていたというのが現状でありますので、そんな何か予算をかけて大したことをやつたわけではないということはまず御理解をいただきたいと思えます。

あと、GPIFの話ですが、こんなの考えてもいませんよ。私も、当日、日経新聞の記事を見てびっくりしましたね。経産省でこんなことを考えている人がいるわけがない。少なくとも、課長、局長以上でこんなことを考える人は。法律をちよつとでもわかつていけば、経産省がGPIFに対して、アメリカのこれに投資しろとか、するなんてことは、するなということも含めて言えないわけですから、そういうことはもう絶対にあり得ない。我々、全く考えてもいない。

ですから、一部週刊誌で言われているように、GPIFのことがあった、それがあつたから私が総理から怒られてアメリカに同行できなくなつた、それに腹が立った私がいきなり全部施錠しろと言つた、これはもう全く想像の産物以外の何物でもありません。

私は逆に、就任直後から、経産省というところがいろいろな企業の情報を扱っているわけです。特に私が気になつたのは、例えば、中小企業の下請たきのいろいろな情報も収集しているわけです。それがもし万が一、この会社がこういうことを経産省に相談しているとか、こういう情報を提供しているなんてことが発注元にはれたりしたら、これはもうその会社の生き死にかかわるわけですよ。

ほかの民間の人からも複数言われました。経産省へ行ってみたら、誰にも何にも聞かれないで、入り口さえ通ればあとは出入り自由だし、いろいろな人が入っていて、本当に大丈夫かということも言われました。私、大臣就任直後から、これは問題だなというふうに思っていて、何かやり方がないのかということはずっと省内で話して、それでロックをかけた。

だけれども、来る人に不便があつてはいけませんから、当然、内線電話があつて、座席表があつて、そこに電話をすれば、今、誰々さんはいますかと言つたら、出てきて会える。そのためのミーティングスペースも、最初は二十カ所ぐらいつくりました。今はもつとふやしていると思いますけれども、ミーティングスペースもすっかりつくつて、外の人との交流には支障がないようにしているわけでございます。

○篠原(孝)委員 大臣に大事な弁明の機会を与えちゃつたので、今度は私の意見をちゃんと述べさせていただきたいと思ひます。

それはわからないではないですけども、では大臣は、議員会館に行つて、大臣で、大事な秘密もいっぱいある。それは一議員としてというものもありすけれども、経済産業大臣です。世耕大

臣の議員会館の部屋は、相当厳しく鍵をかけて、入れないで、インターホンで聞いて、それから入つてこい、絶対そういうふうになされていきますか。

○世耕國務大臣 うちの部屋はそういうふうにはしていません。議員室によつてはされている部屋もありますけれども、うちの部屋はしていません。

ただ、私自身の執務室に関しては、勝手に人が立ち入れないように、きちつと秘書が常に前にいて、部外の人私の部屋には勝手に出入りできないようにしています。

○篠原(孝)委員 そうですか。人によつて価値観が違ふんですけれども、私はちよつと冷た過ぎるような気がします。

鍵をかける云々というのと、皆さん、当然と思つておられるかもしれませんが、私が農林水産省に入つたころなんというのは、そんなものは全然、入り口なんか誰でも入れますよ。私は、途中、三十代の中ごろから物を書いたりしていたので、全国各地、私のファンがあちこちにいました、篠原に会いたいとか、まあ、会いたいとか文句を言いたいとかいうので長靴履きで入つてくる。それで、そこで話をして、そこでいろいろな政策というか、直したりしたこともあります。

それで、霞が関で次々と入り口でチェックしてという、皆さん御存じないと思ひますけれども、農林水産省は徹底的にあれに反対したんです。多分、一番遅くあの仕組みが入つたと思います。農民が入つてこれなくなる。入り口でメモを書いて、どこどこに行くとか言つてやつて、そして首にカードを下げて、そんなことはやつていられない。もちろん、地方農政局や何かに行つたりしたらなおさらそうなるということです。

やはり秘密があつたりして、入つたのもわかるし、課の中で、ではよくいらつしやいましたと言つて話して、そしてぎつとばらんに話す。そういうところからいろいろなことが生まれていくんじゃないかと私は思ふんです。どうもそういうところ

ころが、TPPの交渉も秘密だと言う。

では、一つエピソードを話します。私の大学の同期で、一人、通産省に行つたんです。彼は長崎県に出向しました。それで、重油の価格、石油の価格が上がると漁業者が困ります。それから、温室栽培をしている農家も困るわけです。それで、何だかんだいろいろ話をします。農協のみんなが、農協の重鎮が来て陳情する、広い部屋でやつて。九州農政局長も一緒に来た。そうしたら、夜、一杯、その場所ですて親会になつた。彼も参加した、重油の云々で通産省から行つていまして。彼がその後会つて僕に何を言つたかという、九州農政局長が一介の農民と、農政問題だけじゃなくて、外交問題から教育問題まで酒を酌み交わしてやつて。びつくりした。九州通産局長は博多の料亭で企業の幹部と一杯やつていただけで、さつき話しました、中小企業のおやじさんたちと会合で行つてこんなぎつとばらんなことはしていない。おまえはおまえにびつたしの役所に行つたなあと言つた。そう言つたんです。

この違いがあると思ふんです。行政に血が通つていないか通つていないか。いっぱい間違ひはしていますけれども、そういう姿勢が私は必要なんじゃないかと思ひます。

それをみずからシャットアウトして、自動ロックをして、鍵をかけて、そして、では、会いたい人は言つてくたさい、ミーティングルームもいっぱい設けますよというの、それはどこかほかの国の世界であつて、温かい日本の社会のやり方では私はないと思ふんです。これはやはり直した方が僕はいいと思ふんです。原発の方も直した方がいいのはいいいあるんですけれども、そつちよりも、私はきょうはこつちをしつこくやります。

やはり僕はよくないことだと思ひますよ。日本の風土には合わないと思ひます。

世耕大臣はそんなに偉くなられたのか。昔より議員会館が広くなつた。気のいい秘書はみんな入れてくれるけれども、大臣のところはガードがかたくて入れない。このお、生意気になりやがつて

と。いや、多分思われなないと思ひますけれども。背もちよつと低いですが、腰ももつと低い。よくしゃべる竹下元総理みたいな感じがします。政治家としては非常に重要な資質を持つておられるわけです。せつかくそういういいキャラクターを持つておられるのに、いや、部屋になかなか入れない。やはり大臣の評判も落ちてくるんじゃないかという気がするんですけれども。

それよりも何よりも、経産省の行政、姿勢の問題ですよ。私はこれはよくないと思ひますけれども、改められる気はありませんか。

○世耕國務大臣 今は篠原議員のお話を伺つていて、私も自分のサラリーマン時代を懐かしき思い出しました。あのNTTでもいろいろな人が出入り自由でしたし、恐らく農水省もそうだったと思ひますけれども、以前は職場で酒も飲みましたですよ。夕方、暗くなつてくると冷蔵庫からビールが出てきてとか、こういう地酒が来たよなんと言つて、紙コップで、柿の種を机の上に広げて、飲んだなんということもあつたと思ひます。

でも、やはりそういうこともう今はだめですよ、ね、役所の中では。お酒を飲むというのは、私も経産省では余り行われていないんじゃないかと思ひますけれども……(発言する者あり)そういう、私もありました。ペラングでしちりんて魚を焼いたこともありますよ。

だけれども、やはりそういうのは時代とともにだんだん変わつていく。私も古きよき時代が懐かしいなと思ひますけれども、残念ながら、やはりセキュリティ管理というのは厳しくなつていく。倫理観というの世間の目も厳しくなつていくという面があるんだらうと思ひます。

特に、今はネットにつながつていっているわけですよ。みんなスマホも持つていっているわけですよ。机の上の書類の写真を撮る、そんな人はいないと思ひたいけれども、撮らうと思つたら撮れる。パソコンにウイルスを仕込むうと思つたら幾らでもできるわけですよ、USBを持つてきて差し込めば。やはり、そういういろいろな時代の変化とか技術の変

化に合せてやっていかなくさいけない。

ただ、私も、今御評価いただいたように、人と話するのは大好きですし、経産省の人はもともとと民間とつき合ってほしいと思いますよ。今おっしゃった、中小企業と酒を酌み交わしていいというの、これは私はゆめしき問題だと思っていますから、今、例えば下請いじめ対策をやっていますけれども、現場のヒアリングをやれていることを今は徹底しています。ことしも一年で二千件ぐらい、しっかりとしたヒアリングはやってもらおうと思っています。

そういう形でコミュニケーションはしっかりとやっていかなくさいけない、そのための知恵もいろいろと出していかなくさいけないというふうに思っておりますが、セキユリティーはしっかりとやっていく。もうそういう時代の要請ではないかなというふうに考えています。

○篠原(孝)委員 セキユリティーのことはわかるんですけれども、役所の中で勤務時間が終わってから一杯飲むというのは、また私のことばかりで済みませんけれども、農林水産省に三十年いたんですけれども、三回水産庁に勤務しているんですけれども、いいところでして、刺身包丁を持っている人もいます。魚を焼き出して、臭いにおいが八階じゅうに広まるんですよ。なかなかいいところだと思えますよ。だから、農林水産省からほかの省庁へ出向した人が、懐かしがっては来るんですよ、どこかでやっているからというので。それはまたセキユリティーと違って、そんなことまでやめさせるとするのは僕はよくないんじゃないかと思っています。

それで、どうしてそうなるか。さつきちょっと雑談で申し上げておきましたけれども、経産省の立派なお役人と総務省のお役人と農林水産省のお役人、やはりカラーが出てきますよ。経産省のお役人さんたちの陥りがちな落とし穴ですけれども、中小企業はあるかもしれませんが、だけれども、企業の幹部と若いころから接する。その人たちとしか話をしないんですよ。

例えば、こんなことを言っているのはあれなんです、東京電力の方が我々の党の部門会議に来て話します。同じように話しています。だけれども、腰の低さとか、言葉は丁寧ですよ、両方とも、役人も。だけれども、東京電力の人の方が苦労がにじみ出た話し方だと僕なんかはわかるんです。上から目線はないんです。経産省の幹部は、口は丁寧ですけれども、わかっているのは俺たちだ、おまえらばかりは聞けとか、こういうことは言い合いませんけれども、そういう雰囲気かじみ出ているんです。やはりよくないと思う。

それで、やはり経産省の役人をもっと懐の大きい役人に育てるためにも、記者が入ってきたって、インチキするような人も適当に、あしらってなんて言ったら悪いんですけれども、やって、コミュニケーションをする。そういうコミュニケーション力、人間力の豊かな経産官僚をつくらないと、この人たちがいつも上から目線で何かやるとよくないと思いますよ。近藤洋介さんが午後、その上から目線の経産省のお役人のことを追及されるようですけれども。

だから、身近で考えてみたけれども、例を示します、経産省出身の国会議員の皆さん方はどういう人たちがおられるか。あそこに立派な人もおられますけれども。何か、人は悪くないと思えますけれども、友党の悪口ばかり突然言出す変な人とか、非常に能力があつて党の幹部になつていくんですけれども、どこか人間力、人心掌握力が足りなくて途中で挫折しちゃう。まあ、完璧に挫折しているとは言いませんけれども、そういう方とか。だから、そういうふうになつちゃう。

隣の役所の農林水産省は、変なのはあれかもしれませんが、変なことを言つて質問している、ばかかと思われるかもしれないけれども、何となく許される雰囲気というのがあるんじゃないでしょうか。

こういう人をつくるような、もつと懐の深い経産役人をつくるためにも、施錠などというけちなことはやめられた方がいいということを提言いたします。

しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○浮島委員長 この際、暫時休憩いたします。

午前九時三十四分休憩

午前十時二十五分開議

○浮島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。大島章宏君。

○大島委員 民進党の大島章宏でございます。原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます。その質問に入る前に、先ほど、この委員会のところで篠原委員といろいろなやりとりがございました。

篠原委員のおっしゃりたいことは、決して、農水省は人間味の豊かな人が多くて、経産省は厳格で理詰めで冷たい人が多いんじゃないかということとを言おうとしたんじゃないかと、まさに大臣に、経済産業省に鍵をかければいいというものではないよ、こういうことを言いたかつたと思うんです。

私もいろいろ心配はしておりますが、私も企業出身でありますから、鍵をかければ情報を外に漏らさないということじゃないんですよ。結局は、一人一人の心のありようというか心構えの問題なんだと思うんです。厳格にすればするほど、逆に反発等もあつて、そういうことから、それではというふうなことになるのは困りますので、大臣も、十分そういうのは御認識されていると思うんですが、時代がかなり変わつてきたことは事実ですけれども、ぜひそこら辺は、職員の方を信じて、要するにこういうことなんだというの、改め大臣としてお話をしておかないと、そういうものだけが展開してしまつたのでは困りますから。ちようど、先ほど部屋に帰つてこの本を持つてまいりました。「官僚たちの夏」。これは経産省の前身の通産省の先人たちがどんな思いで戦後の経済復興を遂げたかというものでありますけれども、

も、そういう経産省の中核は、やはり通産省だったと思いますよ。そのDNAはしっかりと未来に對して継承しなければなりませんし、そういう意味では、経産省というのは何のための省なんだ、この根本のところをよく経産省の官僚の皆さんにも御認識いただかなければならないと思うんです。

したがって、もう一度、先ほどの篠原委員とのやりとりの中でのものを振り返りながら、経産大臣として、何のために鍵をかけたのか、その真意は何なのか、こういうことをしっかりとしておかないと、私は、萎縮してしまふんじゃないかと思うのが一つと、経済産業省というのは何のための省なのかという根本を、省の官僚の皆さんにもわかつてもらうことが必要なので、そのことについて、冒頭、これは事前の質問通告をしておりますが、これは基本ですから、この二つについて、大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○世耕國務大臣 まず、施錠した理由、これは役所の中でも徹底をしております。どういう理由でかけているのかということ、私からも、あるいは幹部からもしっかりと伝達をしていると思えますけれども、やはりこの情報化の時代であるということ、そして、経済産業省の扱う情報というのは、やはり個別の企業にかかわる機微な情報であるとか、あるいは通商交渉にかかわる、特に今、これからアメリカとの経済対話というの、始まつていく、その中身のかんりの部分は経済産業省でありますし、ロシアとの経済分野協力というの、経産省がいろいろ案件をつくつていくというふうな部分もたくさんありますので、そういう意味では、そこに人が自由に出入りして、スマホがある時代、いろいろと情報をすぐ、そういう人はいないと信じたいですけれども、でも、悪意を持ったそういう人が出てくるかもしれないということ、そこは、セキユリティー上、施錠はさせていただきます。

ただ、施錠するしないにかかわらず、やはり経済産業省というのは、産業界の現場の声というの

はしっかりと聞かなくやいけないと思う。これは、やや最近では萎縮ぎみだと私も思います。特に、後で近藤議員がお尋ねになるかもしれないけれども、公務員倫理法との関係があったり、そういうことがあって、飲み食いなんかも昔ほど活発に行われていないんじゃないかと思えますけれども、その倫理規程の範囲内であれば、私は飲み食いもしっかりとやるべきだと思います。これは、大企業だけじゃなくて、中小企業の現場とか、そういうところともよく飲み食いをして、今何に困っているのかということも吸い上げるべきだと思います。

そして、そうやって産業界、現場の声をしっかりと吸い上げて、それを産業政策に反映していくというのが私は経済産業省の一番根本的なところではないかというふうに思っています。職員に対しては、外部との交流は積極的に行うように、日ごろから口を酸っぱくして言っていますが、今、大島委員の御指摘でもありますので、もう一度その辺は徹底をしていきたいと思えます。

○大島委員 二点目の質問の、いわゆる経済産業省というのは何のための省なのか、このことについて、お考えがあったらお話しただきたいと思っています。

○世耕国務大臣 やはり、日本の経済を成長させる、そのための戦略を立て、そして、産業界がその戦略にのっとって元気に頑張れる環境をつくっていく、それが経済産業省としての一番の仕事ではないかというふうに思っています。

○大島委員 この本の中の通産省の官僚の皆さんはそうではなかった。戦後、日本人がどうやって食っていくかということで、仕事をふやそうと。自動車産業というものを、アメリカが、アメリカ車があるんだから買ってくださいと言ったからと。それをねのけて、いや、自前でつくりますからと。あるいは、コンピュータがあるから日本でも買いなさいと言ったけれども、いや、それはちよっと待ってください、日本人の手でコンピュータをつくっていきますからと。この根本

は何かというと、産業を発達させるというのではなくて、戦後はみんな仕事が無かったんですよ。その日本人が戦後食べていくための仕事をふやそうというのが大目的だったと。城山三郎先生のこの本を見れば、そこなんです。

経済を発展させると言うけれども、何のために経済を発展させるのか。あるいは、産業を発展させると言うけれども、何のために産業を発展させるのか。それはあくまでも、日本人の雇用の場をふやして、一人一人が手に職をつけて食べていく、そして家庭を持って子供を育て、次の世代をしつかりと担う子供たちを育てようという哲学があったから、私は、偉大なる先人たちが今日のベースを築いたと思うんですよ。

ところが、今大臣のおっしゃるのは、産業を発展させたい、経済を成長させたい。では、何のためなのかと、ここが私は、大臣、抜け落ちていないじゃないかと思うんですよ。

そういうことを指摘しながら、この話をしていると時間がなくなってしまうので、本来の原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案について質問をさせていただきたいと存じます。

この問題は、私も、原子力に携わる仕事を十五年間してまいりました。そういう意味では、三・一一の地震と津波等で福島県民の皆さんに大変な思いをさせて、今日も、調べてみますと、震災のときには、亡くなられた方が一万五千八百九十三名、現在でも二千五百五十三名の方が行方不明。それで、避難生活の方は十二万三千六百八十八名というところでございますが、特に、福島事故によつて避難生活をされている方が七万七千二百八十三名、こういうことでございまして、そういう意味では、私も、原子力の関係者の一人として大変申しわけなく思いますし、おわびをしなければと考えているところであります。

そういう視点に立つて今回の法律改正案についてお伺いしたいわけですが、まず、地元の方から福島県民の方々のいろいろなお話を

ただいているんですが、事故から六年が過ぎた、保管中の汚染廃棄物、除去土壌を今後どうしたらいいんだ、これが相変わらず、この委員会の中でもやりとりがされておりますが、一つ事務方にお伺いしたいのは、なかなか難しい課題であります。福島県内における除去土壌の保管量と今後の方針、それから福島県外の除去土壌の保管量と今後の方針についてお伺いしたいと思います。

○早水政府参考人 お答えいたします。

福島県内の除去土壌の保管状況でございますけれども、国が直轄で除染をする地域と市町村が除染をする地域で若干、集計の方法とか集計時期が異なっておりますけれども、最新の集計値によりますと、国直轄除染地域におきましては、約七百五十六万袋、これはおおむね一袋一立方メートルに当たりますので、体積にしますと約七百五十六万立方メートル相当となります。それから、市町村除染地域におきましては、約六百九万立方メートルの除去土壌等が保管されております。

福島県内では、除染により発生した除去土壌等は中間貯蔵施設に搬入するというところになっておりまして、現在、順次輸送しているところでございます。

福島県の復興に向けまして、中間貯蔵施設の整備、それから継続的な除去土壌等の搬出に全力を尽くしまして、仮置き場などの早期解消に努めていきたいと考えております。

一方、福島県外でございしますが、福島県以外の七県では、これも最新の集計値によりますと、合計で約三十三万立方メートルの除去土壌が保管されております。

福島県外におきまして発生した除去土壌は、今後、国が定める処分基準に基づきまして、除染実施者である市町村等が処分することとされております。

この除去土壌の処分基準につきましては、昨年十二月に有識者による除去土壌の処分に関する検討チームを設置いたしまして、今後検討を進めていくこととしております。

安全性を確保しつつ、市町村等が地域の実情に合わせた対応が可能となるよう、検討を進めていきたいと考えております。

○大島委員 非常に地域の方々にとっては、毎日目にする除去土壌、または御自宅の、自分の田んぼとか畑のところに山積みされているものが重くのしかかってきていて、一体これはどういうことになっているんだろうかと、こういうもので大変心を痛めていると同時に、先の展望が見出せない。こういう状況が続いていると思えますので、そういう声も聞いておりますので、今、現状についてはお話しをいただいたわけですが、これは大臣の方にお話しした方がいと思うんですが、これは大臣としても日々頭を痛めていると思えますが、大臣としても、この除去土壌については、事務方と連携しながら、中間貯蔵施設、あるいは、これからどうするのかという見通しを、難しい課題ですが、つけるように、さらに一層力を入れていただきたいと思えますが、大臣の御所見をいただきたいと思えます。

○世耕国務大臣 私も、大臣就任後も何回も現場を見に行っていますけれども、やはり、フレコンバッグというんですか、山積みになっているような状況、これは帰還への障害としてなかなか大変だと思えますし、汚染土壌もまだまだ帰還困難区域はこれからということになるわけでありまして、これはしっかりと取り組んでいかなければいけない課題だというふうに思っております。

○大島委員 世界展開、経済を成長させようという仕事も大事かもしれませんが、でも、その先には、やはり国民のためのというのがつくわけですから、そういう意味では、なかなか経済成長のところにとどろけず、避難されている方もいますし、福島県民の方もいますので、ぜひそういうところを常に頭の中に入れて対策をしていただきたいということを要望しておきます。

それから、私の出身の茨城県の中にも汚染廃棄物がありまして、これをどうするのか。今は、とりあえずということで置いておいたところに保管

されているわけですが、この汚染物質の現状と今後の方針について。そして、六年たちますので、大分放射能レベルも下がってきていると思うんですが、そんなことも踏まえて、茨城県内における汚染廃棄物の現状と今後の方針について伺います。

○室石政府参考人 お答え申し上げます。

茨城県内の八千ベクレルを超える指定廃棄物等につきましましては、昨年二月に保管市町長会議を開催いたしまして、現地保管継続、段階的处理という方針を決定しております。

これを受けまして、保管者と御相談の上、個々の保管場所ごとの状況に応じた保管強化等の対策を実施いたしますとともに、指定廃棄物の再測定を実施いたしました。

先月公表いたしましたこの再測定結果によりまして、放射能濃度はおおむね理論値どおり減衰をしております。県内に約三千六百トン保管されております指定廃棄物等のうち、約八割が既に八千ベクレル以下となっておりますし、また、十年後の平成三十九年には〇・四トンになるというふうに推計しております。

こうしたことも踏まえまして、指定廃棄物の段階的处理に向けて、今後、県や保管市町とよく御相談の上、対応してまいれる所存でございます。

○大島委員 ただいまの現状報告によると、当初三千六百トンあったけれども、その八割ぐらいが八千ベクレル以下になった、そういうことで見通しが出されましたが、これについても、よく地域の方々にも、その現状報告というのは非常に大事だと思ふんです。ですから、そういうものを市町村を通して、あるいは直接、そういう場があれば、現状についてしっかりと地域の方々へ報告をしていただきますよう、それは要請しておきます。

それからもう一つ、これは、帰宅困難地域の土地、田んぼ、畑、宅地、この方々が大変苦勞されていまして、今後どうするか、こういう、自分の

人生の設計上、今後の方針等が明らかにならないと再起の糸口がつかめません。そういうことから、この帰宅困難地域の土地を持つ方々に対する対策の現状と今後の方針について伺います。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

帰宅困難区域の取り扱いの件でございます。この件につきましては、昨年の八月三十一日に、原災本部それから復興推進会議におきまして、「帰宅困難区域の取扱いに関する考え方」というのをまとめております。その中で、「帰宅困難区域のうち、五年を目途に、線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す」「復興拠点」を、各市町村の実情に応じて適切な範囲で設定し、整備する」という方針を決めております。

この考え方にに基づきまして、今通常国会におきまして、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案を提出しているところでございまして、現在、御審議をまさにいただいているところでございます。

本法案が成立いたしますと、その枠組みに基づいて復興拠点の整備に向けた取り組みが進んでまいりますので、地元にも丁寧なその身を御説明しながら、しっかりと取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○大島委員 六年は経過いたしました。ニューズ等でお話を伺ったり、現地でいろいろなお話を伺うと、その心中というのとはとても推しはかることはできないわけでありまして。私が、例えば、帰宅困難地域に土地を持ち、住宅を持ち、農地を持ち、仕事をしていたとして、突然、退去しなさい、こういうことで、ちよつとしたらまた戻れるんじゃないかというので、一応鍵をかけて、着のみのまま退去したら、そのままもう帰れないという実態があるわけです。

そういう意味では、丁寧に説明しますというお話でありましたけれども、もう本当に、そういう方々の立場に立つて、丁寧に説明すると同時に、現状についてはこうですよというのを常に説明を

尽くして、かつ、その方々のこれからの人生の歩むべき道筋ができるように対処していただきたいと考えますので、よろしくお願いいたします。

さて、地域の課題ということについて質問をさせていただきます。今回のこの法律案、非常に私は大事な法律案だと受けとめております。原子力発電所を所有する原子力事業者が原子力発電所の賠償に伴う費用を事前に積み立てておくという制度がこの機構法でございまして、これに加えて、原子力事故を起こした事故事業者が、廃炉計画を提出し、廃炉等積立金を積み立てるとともに、必要な資金を受け取り、着実に廃炉を実施する、こういう法律の内容になっていると考えますが、この受けとめ方で間違いがないかどうか、伺いたしたいと思います。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。議員御指摘のとおりでございまして、本法案は、事故を起こした事業者がその事故廃炉を計画的、確実に実施していくことを確保することを目的としたものでございます。

○大島委員 そういうことでございますが、お手元に、委員の皆さんにも一枚の参考資料をお配りさせていただきますけれども、これは、この法案に関する説明を受けたときの経済産業省からの参考資料でございますが、ここにさらりと書いてございますが、これは大変な作業だろうと受けとめております。

上の方には、廃炉の主な作業ステップというのが表記されており、その下には、汚染水対策の三つの基本方針と主な作業項目というのがございまして。特に、デブリの取り出し等々で今後四十年ぐらいかかるということでございまして、当面する一番頭の痛いといえますが重要な作業は、この汚染水対策だと私も受けとめております。

この資料を見ると、タンク設置エリアというのがありまして、タンクが随分たくさん表記してございます。現在千基のタンクが設置されているというところでありますが、それに加えて、従来は一日四百トンと言われていたわけですが、い

ろいろ対策を講じた結果、現在百二十トン程度増加し続けている、こういう現状と報告を受けております。

まずは、全ての対策は、凍土方式ですとかいろいろ対策はとっておるんですが、とにかく汚染水の増加量を限りなくゼロに近づけないと、もう無限にタンクをつくり続けることになって、際限がなくなってしまう。ですから、どうにか増加量をゼロに抑え込む、それが大事でありますし、かつて総理大臣がコントロール下にあると言ったんだけれども、これだけ毎日汚染水が増加しているという現状を考えると、決してコントロールされている状態にあるということは言い切れないと思うんです。

ですから、この汚染水の問題を、これも難しいんですが、難しいんですが、何とか日量の増加量をゼロに抑え込む方法を、考えていると思うんですが、さらに工夫して、ゼロに抑え込むものを講じていただきたいと思うんですが、現状、このことについてどのような状況にあるのか、お伺いしたいと思います。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

汚染水の発生量の抑制、これはもう大変重要な課題でございまして、中長期ロードマップに基づいて、現在、地下水バイパス、サブドレーンによる地下水のくみ上げ、さらには敷地の舗装、凍土壁など、さまざまな対策を予防的かつ重層的に今進めているところでございます。

こういった取り組みによりまして、今し方御紹介ありましたように、対策実施前に一日当たりのおおむね約四百トンぐらゐの水が建屋に入っていたのが今は約百二十トンぐらゐまで低減をしているというようないことがございまして、着実に対策の効果はあらわれてきているということではあります。

ただ、一方で、もちろん、百二十トン入っているということでもありますが、今後とも、この建屋流入量をさらに低減させていくということが大事でございまして。

この観点では、一つは、そもそも、建屋周辺に入ってくる地下水の言つてみれば流入量全体を抑制するという目的を持って、凍土壁をしっかりと凍結の完了まで持つていくというようなこと、それから、建屋の中に今、滞留水というのがありまされども、この処理をしつかりと進めながら、一方で、サブドレーンと呼ばれる井戸でくみ上げをしておりまされども、井戸の強化というのを今進めておりまして、これによって建屋周辺の地下水の水位というのをだんだん下げていくといったような取り組みをこれから重点的に進めることで、汚染水をさらに減らしていきたいというふうに思っております。

一方、今、どうしても注水冷却というのをやざるを得ませんので、一定の水が入ってくる。あとは、建屋の屋根が今は壊れておるものですが、雨という形でどうしても水が一定程度入ってくる。それから、建屋の中にある水が外に漏れないようにするために、ある程度、外から建屋の中に水を入れることがむしろ安全の観点から必要ということもございまして、厳密にゼロになるということはむしろ難しいわけですが、ただ、いづれにしても、建屋流入量がさらに低減していくように、引き続き努力をしつかり進めてまいりたいと思っております。

○大島委員 今、ゼロに近づけるように努力しているというお話をいただきました。

当初、台風が来て、タンクのところから表面を伝って、堰のところに流れ込んだけれども、その堰からオーバーフローするとか、あるいは、栓を抜いておいたので、そこから汚染水が流れてしまったとか、もう雨が降るたびに、私なんかも、大丈夫かな、大丈夫かなと。それは国民の皆さんもみんな心配したと思うんです。

幾つか対策をとって、タンクの上には TENT をかぶせて、汚染水にならないような方策を実施したり、いろいろ、今でも、福島の実地では、六千人の方が、廃炉といいますが、汚染水対策とかさまざまな作業に当たっているんですが、本当に頭

が下がるというのか、本当にありがたい作業をしていただいております。

それで、たしかタンク一基で千トンでしたよね。それで千基あるわけですね。だから、そのタンクにたまったトリチウム水だけを何か有効利用しながら、水位の調整なんかもして、結局、できるだけ増量を抑える工夫を、皆さん優秀な人がたくさんいるわけですから、ぜひそこら辺は工夫していただきたい。

と同時に、凍土壁方式というのを、賛否両論ありましたよね、本音が、大丈夫なのか、そんなものできるのかと言ったけれども、とにかくその方式に切りかえて始まりまして、この凍土方式の導入の今日の成果と今後の見通しについてお伺いしたいと思っております。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

凍土壁でございまして、まさに汚染源に水を近づけないための予防的、重層的な対策の一つとして、しつかりと今取り組みを進めております。

海側につきましては、昨年十月に凍結が完了し、その結果として、護岸部から、地下水のくみ上げ量というのが、凍結が開始される前には、これも一日当たり約四百トンぐらいの水がくみ上げが必要だったんですけれども、それが約三分の一にまで減少するといったような形で、遮水の効果というのがあらわれてきております。護岸からくみ上げた地下水というのは、結果的に、その一部が建屋に移送されて汚染水になっておりましたので、この対策によって、汚染水そのものの増加も抑制をされております。

それから、山側の方でございまして、こちらも今段階的に凍結を進めておりますけれども、現在、約九八%まで凍結が進展しております。この壁の内側で地下水の水位がしつかりと差がつくという形になっておまして、遮水効果そのものもあらわれ始めているということでございます。

ただ、建屋周辺の水位が急激に低下をして建屋

の中の水が出てくるということがないように、これは原子力規制委員会からの御指導もあり、今、未凍結の七カ所のうち一カ所を残した六カ所を凍結を開始しているという段階プロセスを踏んでおりますけれども、残り一カ所についても建屋周辺の井戸のくみ上げ量の変化なんかを確認しながら判断するという方針が打ち出されているところでございます。

この地下水の流入抑制のためには、先ほど申し上げましたように、凍土壁が完成すれば建屋周辺への流入の総量というのが減つてまいりますので、井戸が故障したり、あるいは大雨が降るといった不測の事態になったときも、地下水の管理がより安定的にできるということかと思っております。

したがって、今、凍土壁全体はまだ造成途中でありますけれども、引き続き、山側の凍結完了に向けて、できるだけ早期に認可を取得し、安全かつ着実に作業を進められるよう東京電力を指導してまいりたいと考えております。

○大島委員 ぜひ、全力を尽くして、とにかく汚染水の増加量をコントロールできるように、ゼロを目標にしながらコントロールできるように力を入れていただきたいということを申し上げておきます。

それから、廃炉対策についてであります。原子炉格納容器の、原子炉の下のところまで、グレーチングというところがあって、私もあそこはよく仕事で歩いていたところなんです。あそこが、あそこまでなつてしまつたというのは本当に見るにたえない気持ちであります。ロボットを投入してにかく現場の調査を開始したということは一歩前進だと思っております。

ただ、高線量のために思つたような作業もなかなかできていないというのも事実でございまして、今後、どういう形で燃料が溶け落ちているだろうというところのデブリの調査を行つて、これからどういう展開をしていくのか、このことについてお伺いしたいと思います。

○田中政府参考人 お答えいたします。

燃料デブリの取り出しに向けましては、今現在、中長期ロードマップに基づきまして、特に格納容器の中の状況をしっかりと把握するというところと、それから、燃料デブリの取り出しのために必要な工法の開発ということが特に大きな、主要な課題になっております。

まず、炉内状況の把握につきましては、今も御言及ございましたように、例えば二号機につきましては、もちろん、中の映像、なかなか、原子炉圧力容器の真下の部分の状況というものが初めて直接確認できたという点は、非常に大きな情報の獲得だったと思っております。

また、一号機につきましても、格納容器の底部付近の幾つかの地点で放射線量を初めとするデータが取得をできましたので、これによって、デブリの分布等を判断していく、そういった材料を得られたと思っております。

また、三号機につきましても、これは、今後、宇宙線のミュオンですとか、あるいは遠隔操作ロボットをまた入れてさらに調査をしていくというようなことを具体的に予定しているということでございます。

もう一方の燃料デブリの取り出し工法の開発ということにつきましては、やはり何よりも作業の安全性等を確保するということが大きな課題になりますので、その関連では、例えば、放射性物質のダストと呼ばれるものが飛散をしていかないようなという方策、技術があるのか、あるいは、再臨界が絶対に起こらないような、そういった確保するための方策として何がさらにまた技術として使えるのかといったようなことを今取り組みを進めておりまして、こうした調査とか、あるいは研究開発の成果なんかも踏まえながら、本年夏ごろをめどに号機ごとの燃料デブリの取り出し方針を決定することにしたしております。

この方針が決定された以降も、燃料デブリの取り出しの実現に向けましては、炉内状況の把握のためにさらに調査をしたり、あるいは分析をする

ということを進めてまいりますし、また、研究開発も進めながら必要な技術の確立をやっていく、それが当面大きな課題であると認識をいたしております。

○大島委員 とにかく、世界の原子力事故を見るときに、例えばチェルノブイリ事故ですとかTMI事故というのも国際的にも大きな衝撃を受けたわけでありますが、さまざまなことを勘案すると、福島、三基の原子力発電所が同時にこのような状態になったということは世界的にも初めてだと思いますし、もう日本のメンツなんかは横に置いておいて、あらゆる国際的な、ロシアの方とかフランスの方とかアメリカの方とか、韓国でも原子力発電所をつくっているメーカーもありますから、国籍を問わずみんな集まってもらって、最適な対策はどうすべきなのか、そういうチームでもつくって、もちろんやつていらつしやると思いますけれども、対応すべき事故だ、私は残念ながらそう感じております。

このことについて、今どういう形で国際的な力をかりているのか、それについてお伺いしたいと思います。

○田中政府参考人 お答えいたします。

福島第一原発の廃炉・汚染水対策は、まさにおっしゃられたとおり、世界に前例のない取り組みでございますので、国内外の英知を結集した取り組みを進めることが極めて重要だというふうに考えております。

海外知見の活用ということにつきましては、例えば、今、廃炉に関するいろいろな豊富な経験、知見を持っているイギリス、アメリカ、フランス、ロシアといったような国々と政府間の対話の枠組みを事故後に構築をしております、福島第一原発の廃炉に関する意見交換を定期的に行っております。

それから、原賠機構でも、これは廃炉等技術委員会という組織がございますけれども、ここに四名の海外特別委員という方を委嘱しております、こういった方々から、技術戦略を策定するに

当たりましてさまざまな御助言をいただいているということがございます。

また、国が財政支援を行っているいろいろな研究開発を行っているところでございまして、こういう中にも海外の研究機関とか企業にも大分参加をしていただいております、これまでも延べ十二社がそういった研究にも参加をいただいているという実績がございます。

それから、実は国際機関との関係でも、例えばIAEAのレビュミッションといったような方をお招きいたしました、今の廃炉の状況の評価なんかをしてもらいながら助言いただくといいこととしております。それから、OECDのNEA、原子力機関がございますけれども、こういったところにも、例えば、事故後のいろいろな炉内の状況の解析をする手法などにつきまして、国際研究プロジェクトというのを立ち上げてもらって、そこにいるいろいろな有識者が集まって議論する場をつくるといったような形で、国際機関との関係でもいろいろな協力関係を構築しております。

さらには、内外の専門家とか学生とか、いろいろな方が集まって議論できる場として廃炉国際フォーラムというのを、去年の四月、また、ことしの七月に開催をするというふうなことも予定しております、いろいろな機会をつくりながら外の知恵を取り入れるという努力を続けておりますので、今後ともしっかりとやってまいりたいと思っております。

○大島委員 今のお話、答弁を聞いていて思い起こしたんですが、当時、民主党政権下でありましたが、私が、事故を踏まえて今後どういうエネルギー政策をとるべきかというので、約一年間かけて内外の方々の協力を求めました。

そのときの一人に、アメリカの方で、原子力規制庁ですか、アメリカのその担当の方も一人お見えになりました、彼はもと、原潜の原子炉を操作していた、非常に経験豊かな方のお話でありましたが、私は、今お話しのように、この問題については、国籍を問わないで、とにかく経験と知恵が

ある人はみんな集まってもらって、汚染水だけではなくデブリ取り出しも含めてとにかくみんなの経験と知恵をおかりしたい。こういう姿勢で対応していただきたいと考えるところでございます。

それから、今回の法律案では、廃炉費用それから事故対策の費用の捻出ということでありますが、世界ではどういう形でこのような廃炉ですとかの対策のお金を工面しているのか、そのことについて、わかりましたら教えてくださいたいと思います。

○村瀬政府参考人 お答えさせていただきます。

諸外国における原子力発電所の廃止措置に要する費用につきましてでございますけれども、これは国によってさまざまな面はございますけれども、例えば、アメリカであります、その施設を持つている所有者が電気料金から回収いたしました外部積み立てをしている。それから、フランスでございます、同じように、電気料金から回収をして、これは内部引き当てをしていくというふうな仕組みをとっていただいております。また、イギリスであります、一部、そもそも原子力事業が国営であったということもありまして、国費を投入しているような側面もございまして、

このように、外部積み立てであったり内部引き当てであったり、資金の管理の方法など制度の詳細には国によってさまざまな差異はありますけれども、原則としまして、当該発電所を設置した事業者が、運転期間中に電気料金によって回収をいたしまして、あらかじめ積み立て等を行うことによって確保しているというのが各国の制度の状況だということでございます。

○大島委員 基本的にはそういうことなんだと思えます、これは電力会社の所有する発電所ですから、各国とも大体同じような形で廃炉費用等も捻出しているというのを確認させていただきまして、

次に、実は、廃炉も汚染水対策もそうですが、経済産業省も各関係省庁も一生懸命取り組んでいますが、実際にやっているのは民間企業なんです。

す。民間企業の方々、特に原子力に携わってきた技術者は、申しわけないと率先してこの事故後の対策にみんな力を注いでいるのも事実であります。

そこで、それはそれとしながら、事故炉の燃料デブリの取り出し作業というのは、アメリカの例もあるかもしれませんが、しかし、これは複雑になつちやつていっているんです、日本の原子炉の燃料棒の溶融によつてのデブリは、

したがって、民間企業も、先ほど御答弁がありました、なかなか実態がわからないので苦勞はしているわけですが、民間企業のそういう技術支援に対して、やはり何らかの、国がこうしますよ、こういうことが必要だと思えます。

それから、原子力研究開発機構、あそこに四千人ぐらいの優秀な人がたくさんいるわけです。「もんじゅ」ですとか日本の原子力開発に大變力を注いでいただきましたが、あの方々のノウハウも大いに活用させていただく。これは、日本のエネルギー政策の重大な局面にきていますから、そういう意味では、原子力研究開発機構の研究者の皆さんにも大いに力を注いでもらおうということが大事だと思えますが、この件について、現状をお伺いしたいと思います。

○田中政府参考人 お答えいたします。

福島第一原発の廃炉は、まさに世界に前例のない困難な取り組みですので、技術的な難易度も非常に高い。結果として、国が前面に立つて取り組みが必要があるような研究開発も多々ございますので、そういった面を中心に財政支援も行つてきているということがございます。

具体的に、特に燃料デブリの取り出しに向けては、格納容器の中の状況把握、あるいは、燃料デブリを安全に取り出す工法の確立に必要な技術開発、さらには、廃棄物対策のための研究開発といったような面を中心に支援をしているということでございます。

また、今御言及がございました日本原子力研究開発機構、JAEAさんにつきましても、福島第

一原発の廃止措置に資する研究などを重点的に実施するための福島研究開発部門というのを設置していただいておりますし、また、国が支援している研究開発事業の一部にも御参加をいただいております。

具体的には、例えば、燃料デブリの模擬体を製作してその性状を調べるといったような研究があります。そういったものにも御参加いただいておりますし、そのほか、瓦れき等の固体廃棄物を安全に処理、処分できる技術の開発などをJAEAさんの御参加でやっております。

さらには、JAEAさんに国から出資を行いまして、楡葉町に楡葉遠隔技術開発センターといった開発実証が行えるような施設をつくりましたり、あるいは、大熊に放射性廃棄物や燃料デブリの分析が行えるような分析・研究センターというもの整備などを進めておりまして、まさにJAEAさんの技術や知見を生かしながら、廃炉・汚染水対策に貢献をいただいているということでございます。

引き続き、廃炉の実施主体である東京電力とともに、JAEAさんを初め多くの関係企業等の参画も得ながら、必要な研究開発を進めて、しっかりと廃炉に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大島委員 さつき、原子力研究開発機構にはおよそ四千人ぐらいの職員の方がおられると申し上げましたが、大体その半分ぐらいの方は、ドクターを取っておられるような非常に優秀な原子力の研究者なんです。ですから、彼らの力を大いに、国際的なという話を先ほど申し上げましたが、国内にも優秀な人はいますから、ぜひ活用して、実績を上げていただきたい。

それからもう一つは、これから四十年ぐらいかけて廃炉作業がある、デブリ関係も対策しなきゃならないんですが、二十の人が六十歳になるわけですから、今やっている人はほとんどが定年退職になってしまうので、若い人がこの仕事に

どうやってついてもらえるか、こういうことになるだろうと思うんです。

残念ながら、全国の大学の原子力という名前がつく部や科等も少なくなってしまうんですが、まだ、日本の原子力のために若者を教育したい、あるいは、若者も、こういう国難のときだからこそ原子力の分野に入って力を尽くしたいという学生もいるわけです。そういう工学部の原子力関係の大学に対してどういう支援を現状行っているのか。さらにしっかりと力を入れたいと、どんなにここで、委員会でもこうしよう、ああしようと言ったって、実際にやるのは、民間企業の方々の力をかりたり、未来を担う学生さん、若い人が入ってくれないと仕事ができせんから、こちら辺、大学等に対する支援策について、現状をお伺いしたいと思っております。

○増子政府参考人 お答え申し上げます。

文部科学省におきましては、研究機関、大学等の原子力分野における基礎、基盤的な研究開発や人材育成を推進しているところでございます。具体的には、英知を結集した原子力科学技術・人材育成推進事業を通じて、大学や高等専門学校において、福島第一原発の廃炉に係る遠隔技術あるいは分析技術等の基盤研究を推進するとともに、先生御指摘のとおり、若い人材を育てるための産学連携講座あるいはワークショップの開設など、教育プログラムについても実施しているところでございます。

また、先ほど、経済産業省から原子力機構の取り組みについて御答弁ございましたが、一つつけ加えさせていただきますと、原子力機構において廃炉国際共同センターというのを設置しておりますが、この国際共同研究棟が今月の二十三日に福島県の富岡町に開所する予定になってございます。

このセンターにおきましては、国内外の若者も含めた英知を結集した福島第一原発の廃炉に係る研究開発、人材育成を実施するための拠点としたしまして、全国の大学の研究者との共同研究の取

り組み、こういうものをさらに推進していくということにしております。

文部科学省といたしましては、これらの取り組みを通じて、福島原発の廃炉に向けた研究開発、若者も含めた人材育成に引き続き努めてまいりたいと考えております。

○大島委員 こういう国難のときだからこそ、原子力に関係する勉強をして、この対策をしたい、こういう若者もおりますので、ぜひそういう対策をとっていただきたいと思うんです。

私の出身大学でも、原子力安全工学科というのが新しくつくって、そこで一生懸命、大島さん、長い目でこれはやらないとだめだからと、学生さんを募って、学生さんもそれに応じて、今この瞬間にも勉強しています。ぜひ、文部科学省としても、そういう意味での支援策をしっかりとやっていただくようお願いいたします。

それから、時間がちよつとなくなってきましたので、少し予定した質問を割愛することがあるかもしれませんが、お許しいただきたいと存じます。

先ほどの汚染水対策にちよつと戻りますけれども、結局は、千基もある一千トンのタンクを、これは毎日ふえているわけですが、どうするのか。これが最大の課題になっています。

それで、ボルト締めタイプのタンクから漏れ出したというのがありましたよね。ボルト締めタイプというのは、言ってみますと、仮設のタンクという受けとめ方。これは当時の話によると、とりあえず、とにかく早くタンクをつくらなければというので、簡単にできるものはボルト締めタイプだということでどんどんつくったのは事実です。

しかし、六年たって、これからのことを考えると、やはり溶接型タイプの方がより安全性が高いですから、いつになったらボルト締めタイプのタンクは全部取りかえて溶接型タイプのタンクになるんだらうという声がありますので、これについての見通しをお伺いしたいと思います。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。まず、タンクにつきましては、そもそも、汚染水発生量をしっかりと抑制するという対策を講じながらではございますけれども、必要な容量を計画的に確保していくというのが基本的な方針でございます。現時点でも、二〇二〇年までに約五十五万トンのタンクが新たに確保できる予定でございますので、全体的な量の逼迫ということは想定されておられません。

一方で、今御指摘があった、ボルト締めのフランジ型から溶接型への切りかえということにつきましては、現場のいろいろな作業的な制約とかがあります。一部おくられているところはございますけれども、現時点では、二〇一八年十一月に完全な切りかえができるという見込みで作業を進めております。

一方で、フランジ型タンクを利用し続けていても漏えい等のリスクが生じないように、例えば、漏えい防止策としての、堰を二重につくる、あるいは堰のかさ上げをする、あるいは、雨どい、堰カバーをつけるといったような対策は、これはもう既に万全を期しておりますのと、あと、一日四回のパトロールとか、あるいは、水位計でタンク内の水の状況を常時監視するといったような仕組みをつくっております。

したがって、そういったことによつて漏えいするリスクというのをしっかりと抑えながら、リプレイスの方もしっかりと進めてまいりたい、かように考えております。

○大島委員 一日も早く、より信頼性の高い溶接型タンクに取りかえることがまずは大事だと私は思うので、しっかりと力を入れてやっていただきたいと存じます。

残り時間が少なくなってきましたが、ここでもちよつと大臣にお伺いしたいのは、電力の再編の問題についても言及したいと思っております。

私が調べたところ、戦前は、電力会社というのは一社体制だったんですね。しかし、戦後、GHQ指令等もあったんだと思いますが、沖縄電力ま

を含めずと十社体制の民営化になった、こういうことでございます。現在は、さらに進んで、電力自由化、ガスも自由化になりましたけれども、発電、それから送電、小売、これの完全分離、自由化が進んだわけでございます。

こうなつてきますと、例えば四国電力ですとか、九州電力ですとか、中部ですとか、東北とか、北海道とか、地域ごとに分けていることが本当に必要なかなと思ふんです。よく、かつて、四国の管内では電力が不足してきたので九州に応援をもらいたいか、時々、渇水化等で水力発電の発電量が下がつてきて、かつ電力需要が増した場合には、そういうことがここ十年來、何回かありますよね。こういうのはもう時代ではないんじゃないか。

要するに、送電線さえつないでおけば、そこに発電会社から系統をつないで、再生可能エネルギーもどんどんふえ始めました、風力発電もふえ始めました。そういう意味では、四国だ、九州だ、中部だ、東北だ、東京電力だと、こういうふうに分けておくことを前提として戦後七十一年來でしたが、そろそろ大胆な電力の再編というものを考える時期が来ているんじゃないか。

これは決して福島事故があつたからということじゃなくて、日本の国として、フランスだつて一社ですよ、そういう意味では、安定的に国民の要求を満たす、あるいは産業界の要求を満たすという意味では、何かそういう発想の転換というのが必要なんじゃないかと思いますが、この件について、大臣の所見をお伺いします。

○世耕国務大臣 私も地元和歌山を回っていますと、年配の方々なんかは鉄塔とかを指さして、関西電力と私は思つていたのが、あれはカンバイの持ち物なんだと。カンバイ、カンバイと言うので、何だろうと思つて調べてみたら、やはり、昔、関西配電という会社で、当時、全国的に、日本送配電が分社化をされて、それぞれの、各九プロックの配電会社と統合されて今の電力会社になつて、そこに沖縄電力があつて十社ということ

になるわけで、いろいろ歴史があつたんだろうというふうには思っています。

あくまでも統廃合は各会社の経営判断によるものだということは前提にしなければいけませんけれども、今御指摘のように、今、電力に関しては大きな変革の時期だというふうには思っています。

例えば、再生可能エネルギーがどんどん入つてきている。そこに、今IT技術がすごく進歩をして、系統、グリッドの制御の技術というのがすごく進んで、これと再生可能エネルギーとか、あるいは水素を中心とする蓄電池が組み合わさつていくと、新たな電力の形態なんというのが出てくるんじゃないか。あるいは、これから海外展開もしていかなければいけない。今まではメーカーさんが発電機を受注するということがあつたんですけれども、系統も含めて、電力システムそのものを海外へ輸出していくということも考えていかなければいけない。こういう中で、それぞれ個別の電力会社で対応できるテーマとしては大きくなり過ぎていくんじゃないかという点があります。

それともう一つは、やはり、我が国はこれから人口が減つていくわけでありまして。そういう中で託送料をどうやって抑えるか。そして、当然、安心、安全で、常に、世界で一番停電の少ない国です。この状態をどうやって維持していくか。あるいは、原発に対してかなり規制基準が厳しくなつていく中で、投資もかなり要ります。そういった原資をどう確保していくか。あるいは、先ほどから御議論になつていらっしゃる人材をどう確保していくか。それぞれ、個別の社ではなかなか対応し切れない問題が出てきているのではないかとこのように思っています。

これは東電に限つた話ということになります。東電改革を議論していただいた有識者の委員会でも、送配電事業や原子力事業について、これは電力産業が共通して抱える課題を解決するという意味で、できる限り早く共同事業体を設立して、事業の再編統合を目指すべきだという助言もいただいているわけでありまして。

そして、現実問題として、東京電力と中部電力は、火力発電に関しては完全統合を目指すという方向になつております。あるいは、今、西日本では原子力の防災に関して各社が連合してやつていくという取り組みも既に始まっています。

最終的には個別の社の判断ということになるかと思いますが、やはり、今先生御指摘のような流れというのはあるのではないかとこのように思っています。

○大島委員 ぜひ、将来を見通して、戦後七十一年たつと、どうあるべきかというところについてはぜひ検討いただきたいと思ひます。

もう残り時間一分となつてしまつたわけですからこれは次回にしますが、実は皆さんのお手元にも資料を配らせていただきました。世界の総人口の動向が上でありまして、下には世界のエネルギー消費量と人口の推移。これは、一九九〇年のころ私が見た図なんです。地球総人口は百億はやはり突破できない、水と食料とエネルギーが百億以上の地球人を養うことができないから、こういう印象深いグラフであります。

下は、エネルギー消費量と人口の推移なんです。やはりエネルギーの消費が非常にふえていまして、これから、日本国内の問題だけを考えるんじゃないと、地球環境問題も、今、嵐といひます。か、降雨等もあつて、非常に世界的にも乾燥とか洪水とかの繰り返しになつてきていますから、日本国としても、そういう世界の状況をよく見ながら、これからのエネルギー政策はしっかり考えなければならぬと思ひます。

これについては、時間が来ましたので、また次回でもこの問題について大臣の所見をお伺いしますが、私の質問は以上で終わります。

○浮島委員長 次に、中根康浩君。

○中根(康)委員 民進党の中根康浩でございます。原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案の審議を続けさせていただきたいと思ひます。

まず、福島第一原発の事故処理費用が約十二兆円から二十一・五兆円に倍増し、国民負担増を提案した東電改革・一F問題委員会、これは平成二十八年の十月から十二月にかけて八回開かれたものでありますが、この委員会は非公開で行われて、録音もされていません。議事録も作成されていません。

これは、たまたま四月八日、先週、地元に戻つて地元の中日新聞、ちよつとことし中日ドラゴンズは調子が悪いんですけれども、中日新聞で報道されたものなんですけれども、この報道が事実であるかどうかということなんです。二十一・五兆円にも上ることに関する議論が全く記録されずに終わつてしまつては、後世の人、あるいは私たちがどうなることであつたか、的確に検証することができないということになつてしまふわけでありまして。

この、議事録をつくらぬということについての事実関係を御説明いただきたいと思います。

○村瀬政府参事官 お答え申し上げます。

まず、御指摘いただきました東電委員会につきまして、東電委員会は、経済産業省設置法に基づいて設置されて、東電改革について御議論いただくための委員会でございます。

この委員会につきましては、かなり詳細な議事要旨を作成しております。これを公開しているところでございます。政府が定める規定のつとりまして適切に対応している、このように認識しております。

さらに、記事にある、議事の記録、いわゆる議事録につきましても、現時点ではこれは未作成でございますけれども、今後、公文書管理法に基づく行政文書の管理に関するガイドラインのつとりまして、作成することにしております。

これとは別に、制度改革についての詳細を御議論いただくために、総合エネルギー調査会、これは審議会でございますが、そのもとに電力システム改革貫徹に関する政策小委員会というものが設

置されて、そこでいわゆる託送制度の議論を行われていたわけですが、この審議会につきましては、公開のもとで行われておりまして、議事も公開されているということでございます。

○中根(康)委員 改めて確認しますが、議事録と議事要旨ではどう違うのか。要するに、議事要旨というのは、誰が具体的にどういう発言をしたかということが逐一正確に残されているものではなくて、大体こんなことが議論されたということが議事要旨だという感じがするんですけれども、後日議事録がきちんとつくられる、こういう御答弁でございましたので、これはもう半年近くたつてございまして、速やかに作成をされた方が、こういう中日新聞の報道などは、これが誤報であるのか、事実を十分把握していない上での報道だったのかということはよくわかりませんけれども、しかし、こういう報道につながらないように、議事録というものの、あるいは必要に応じて議事要旨でもいいのかもしれないけれども、国民に対して、国民負担も伴うことでありますので、いつでも正確に国民に説明ができるように整えておくということは必要なことだと指摘をさせていただきたいと思えます。

それで、原賠法のことなんですけれども、原賠法の第三条のただし書きの異常な天災地変というものは今適用せずに、東電の無過失責任という形にしたわけなんです。

それで、東電の責任を免責しなかったということとは、私が思うには、原子力事業の存続ということよりも、むしろ重きは、賠償を最後まで責任を持つて担ってもらうところにあるんだろうというふうに思えます。つまりは、東電の無過失無限責任ということで無限大に広がりかねないこの東電事故の被害者を最後まで救っていくということに、この原賠法の第三条のただし書きを使わなかったという心があるんだろうというふうに思っております。

それで、無過失無限責任でどこまで賠償するか。当然、上限なく全てを賠償するというところに

なるわけでありまして、この全てをというところの中にいろいろなケースが入ってくるんですが、誰一人置き去りにしない、泣き寝入りをするようなことにはしてはいけないということなんです。

また、人の命とか健康とかにかかわることというのはなかなか金銭で評価するということは難しいわけでありまして、あるいは、ずっと長期間経過した後に、被曝したことによって発症するがんというようなことに對しても、検証することはなかなかこれから困難をきわめていくんだろうというふうに思えます。あるいは、住みなれた大切なふるさとを失った喪失感、あるいは離れざるを得ないということ、こういうこともお金には換算しにくい。

しかし、それでもなおかつ、東電が事故を起こさなければ今起こっているようなことは全て起きなかったわけでありまして、本来、みんな救われて全て原状に戻されるという方向性で物事が進んでいかなければならないというふうに考えたときに、いじめの問題もその中に入ってくるんだろうというふうに思えます。

原発事故がなければいじめられることもなかった。避難先でいじめに遭い、避難生活といじめの二重の苦しみ味わうということでも気の毒な状況に向き合うということも、事故がなければなかったということでもあります。

きのう、きょうと文科省が調査をした結果が報道されておりますけれども、あくまでも文科省の調査というのは氷山の一角ということであろうと思えます。

法務省が出した通知の中の例示として、福島から避難した子供が名前に菌をつけて呼ばれる、あるいは、放射能がうつると言われるという事案が起きている、こういう文言も見受けられるわけでありまして。

避難者のいじめの問題については、今も御紹介申し上げました。法務省は二月十四日に、適切に対応することを要請する通知を出しております。文科省も、調査に加えて、数次にわたっている

ろと通知を出しているわけでありまして。

このいじめという問題も、東電の無過失無限責任、賠償の対象となるのではないかとこのように私は考えさせていただいております。このことについて、東電とか、あるいは国、経産省というものも当然無関心であってはいけなし、何かできることがあるんだろう、文科省とか、あるいは法務省とか、関係省庁と連携してということであらうと思いますが、このいじめの問題について経産省としてどのように考えておられるか、御答弁をお願いしたいと思います。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

経済産業省といたしまして、避難指示にかかわる組織といたしまして、これは、震災の直後から、自治体あるいは住民の方々と対話をする過程で、まさに今お話しがあったようなことから、あるいはもとと厳しい事例まで、さまざまなお話をこれまで聞いてきております。そういう意味では、このいじめの問題というのは大変に深刻であるということ、私どもも重々認識をいたしております。

さらに加えて、こういったいじめの問題、あるいはそういったことが存在するということが自身、被災されている方が自立をしていく、あるいは生活の再建に向かって努力をしていく、そういう意欲をそぐということにもまたなっておりますので、そういった意味でも非常に重大な問題だということで、何かできないかという思いを常にまた持っております。

こういったものを見ますと、その根底には、やはり、福島の現状が正しく認識されていないということがそれら一つの大きな要因としてあるというふうに思っております。また、風評被害が継続しているということも、ある意味そういったことと同根ではないかというふうに思っております。

そういう中で当省といたしまして、これは他省庁とも連携をしながらですけれども、特に、復興の現状、あるいは廃炉・汚染水対策なんかの進

捗について、これをわかりやすく国民の方に発信をするというようなことを、例えば、動画をつくる、あるいはいろいろなデジタル掲示板を使った発信をするとか、あるいはパンフレット、あるいはもっと短い資料とか、いろいろなものをつくって、全国にそういったものを通じた広報ということをやっております。

それから、東京電力にも、例えばいろいろな報道が出るときに、やはり、いろいろないたずらな混乱が生じないように丁寧に発信をしていくというようなこともまたお願いをしております。

それから、リスクコミュニケーションと言われる、いわゆる放射線に対するいろいろな懸念とかということがあるわけですが、こういったことについても、文科省とか環境省とかいろいろな役所と連携しながら発信の面でまた協力をしておりまして、できるだけ正確な状況を伝えながら、そういった問題が緩和に向かっていくようにしたいというふうに思っております。

また、賠償との関係については、こちらは、精神損害賠償という形で、特にいじめとかに特化しているわけじゃありませんけれども、心の負担とかいろいろなことも踏まえた形で制度面での対応ということも行われているということでございます。

以上でございます。

○中根(康)委員 世耕大臣もいろいろと発言の発信の機会があるわけでありまして、これは文科省とか法務省という担当だということではなくて、発信力のある世耕大臣、とても滑舌がよくして、やりとりしていてもすごく聞きやすいというふうないつも感じがしておりますので、その滑舌のよさとか発信力の強さで、そういう記者会見とかいろいろな機会を使って、いじめは絶対にだめなんだと、政府を挙げてぜひ訴えていただきたい。

被災者に対するいじめは、今回のこの東電事故だけではなくて、あらゆることにおいて最悪ですよ、ね、もう最悪。こういうことは絶対だめだとい

うことを、ぜひ大臣も、何かの機会というか、折に触れて御尽力賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

被災者に対する不合理的な差別や偏見ということでありまされども、今は世耕大臣にこれからの御尽力をお願いしたわけでありまされども、大変残念ながら、先頭に立っていただくべき今村復興大臣が、自己責任論で被災者を切り捨てるといふような、これは、後で謝罪をしたり、あるいは取り消したり撤回したりということでは済まないと思うんです。

四月四日の記者会見で、自主避難者をめぐる記者とのやりとり、改めて紹介する必要もないかもしれませんが、その問題になっているところだけを少し申し上げますと、確かにこれは問題だと思うんです。

「福島県外、関東各地からも避難している方もいらっしゃるの、やはり国が率先して責任をとるという対応がなければ、福島県に押し付けるのは絶対に無理だと思ふんですけれども、本当にこれから母子家庭なんかで路頭に迷うような家族が出てくると思ふんですが、それに対してはどのように責任をとるおつもりでしょうか。」という問いに対して大臣は、「いや、これは国がどうだこうだというよりも、基本的にはやはり御本人が判断をされることなんです。」ということ。

それから引き続き、「国の役人がね、そのよく福島県の事情も、その人たちの事情も分からない人たちが、」そもそも、国の役人が福島県の事情やその人たちの事情もわからないというふうな、復興大臣が自分の部下をそういうふうな決めつけちゃだめですよ。よく知っていないといけないと思ふんですけれども、「国の役人がやったつてしようがないでしょう。」というふうな答えておられるし、また続いて、「大臣御自身が福島県の実情とか、なぜ帰れないのかという実情を、大臣自身が御存じないからじゃないでしょうか。」ということに対して大臣は、「御本人が要するにどうするんだということを言っています。」でも、帰れない

いんですよ、実際に。「えっ。」と。「えっ。」と言っているんです。「実際に帰れないから、避難生活をしているわけですよ。」という問いに対して、「帰っている人もいるじゃないですか。」というふうに言っておられる。

そういうやりとりが続いて、大臣は、「それはそれぞれの人が、さっき言ったように判断でやればいいわけでありまされども、それで記者が、「判断ができないんだから、帰れないから避難生活を続けなければいけない。それは国が責任をとるべきじゃないでしょうか。」ということに対して今村大臣は、「いや、だから、国はそういう方たちに、いろんな形で対応しているじゃないですか。現に帰っている人もいますか、」というふうなことを言つて、記者がさらに「帰れない人はどうするんですか。」という問いに対して、ここでその自己責任論が出てくるんですけれども、「どうするって、それは本人の責任ですよ。本人の判断ですよ。」それで、「自己責任ですか。」という問いに対して「えっ。」というふうに言っておられて、「それは基本はそうだと思いますよ。」こういうやりとりなんです。

再三念を押しながら確認をして、それで、今村大臣は自己責任論をまた再三答えておられるわけでありまされども。

このやりとり、今問題になっているんですが、一議員なら、いろいろな見解があつて、その発言が次の選挙で有権者から審判されていくことはあるかと思ひますけれども、やはり今村さんは復興大臣でありますし、復興を担当する大臣がこういう考え方を確信的に御発言されておられるということ、これは内閣全体がそうだとということになりかねないし、そうすると、内閣の一員でもある世耕大臣も同じ考えでやっておられるということにもなりかねないわけでありまされども、世耕大臣の、この今村復興大臣の自己責任論という発言に対してどうお考えになつておられるか、お聞かせをいただければと思ひます。

○世耕国務大臣 今村大臣の御発言に関しては、

御本人が誠心誠意おわびになつてゐるというふう

めて取り消し、自主判断と言ひ直したと。自主判断にも当然責任はある、こういう発言をしておられるわけでありまして、あくまでも自己責任論的なものを繰り返しておられる。こんなことでは、いじめ問題も根絶することはできなくなつてしまふと思ひますよ。

具体的には、今村大臣の発言として、私の発言で皆様御迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。記者会見の場において感情的になつてしまひました。今後は冷静、適切に対応してまいります。引き続き、誠心誠意職務に当たり、被災者に寄り添い、復興に全力を尽くしてまいります。

もうこのことに尽きるんじゃないかというふう

に、重ねてお願いを申し上げたいと思ひます。

経産省としては、避難者の方々のみならずの判断で福島に帰還することができるよう、インフラ復旧ですとか、復興、医療、そして教育、鳥獣害対策、いろいろ政府が取り組んでいくわけですが、その中でも経産省は、特にならわいの再生、仕事ができ、雇用があつてちゃんと帰れるという環境を整えていくということが何よりも重要だということ、省を挙げてしっかりと取り組んでまいりたいというふうな思つています。

原賠法なんですけれども、第一条の目的規定に、「原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする。」というふうな書いてあるのはもう御承知のとおりでありますけれども、ここにある「被害者の保護」ということと「原子力事業の健全な発達」、この二つが併記されているということ、これは、一九六一年にこの法律がつくられたときには、原子力事故が起きて、なお原子力事業を健全に発達させることができたというふうな考えていた。それは、その当時の考え方としては、樂觀的過ぎると思ひます。けれども、あるいは国民もそうだったかもしれない、そういう状況の中でおかしなことでなかったのかもしれない。

○中根(康)委員 確かに、謝罪をしたり撤回をしたり、これから全力で取り組むということはおつしやうとおられますけれども、しかし、こういう自己責任論みたいものがやはりくすぶつてゐるから前段のいじめというふうなこともつながつてしまふわけでありまされども、間違つても言つてはいけないと思ふんです。繰り返して申し上げますけれども、後で取り消せばいいという話じゃないわけ、だめなんです。こういうことは絶対だめなんです。

しかし、今私たちは、今回の東日本大震災で、一旦原発事故が起きたら、もはや健全な発達など原子力事業においてはほぼ不可能だということを教訓として学び取つてゐるのではないかとこのうに思ひます。

今村大臣、今おつしやうな思ふんですが、けさの新聞にたまたま目についたんですけれども、十一日というわけですから、きのうの衆議院の東日本大震災復興特別委員会、原発の避難者が故郷に帰れないことを本人の責任としていた発言を改

め、今審議中の原子力損害賠償・廃炉等支

援機構法にも第一条の目的に、「原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子力の運転等に係る事業の円滑な運営の確保を図る」というふうに、こゝも、賠償のことに原子力事業の円滑な運転ということが両論で併記されているわけでありませう。

こういうたてつけの法律が賠償に関してほかにあるかどうか。私も厚生労働委員会の経験が長いものですから、そっちの方に賠償の法律が幾つかあつたような気がしたものですから、いろいろ見てみて、石綿による健康被害の救済に関する法律だとか、あるいは水俣病被害の救済に関する特別措置法だとか、カネミ油症の法律だとか、それから公害健康被害の補償に関する法律だとか、こういった幾つかの賠償に関する法律を見たときに、当然、賠償に関しての規定はあるわけなんですけれども、例えば石綿による健康被害の救済に関する法律なんかで、及びとか、石綿事業の健全な発展を図るとか、そういうようなことは一切書いていないわけで、賠償に関する法律はあくまでも賠償のことが書いてあるわけでありませう。

いまだに賠償が完了していない、緒についたばかりである今回の東電事故、さまざま疑問とか、あるいは課題が十分解決していない。特に使用済み核燃料の処分問題なんかは、どう答えを出していったのかわからない。こういう状況において、原賠法あるいは原賠機構法、「原子力事業の健全な発達」とか「原子力の運転等に係る事業の円滑な運営」とか、こういうことが賠償の法律の中に堂々と書き込まれているということについては、本来両立し得ないものがあるに書き込まれていないのかという違和感を感じないわけでもないんですけれども、大臣はこのあたりのところをどうお考えになるでしょうか。

○世耕国務大臣 まず、福島第一原発事故の賠償については、これはもう今、決まった方針に基づいて、今回も、風評で被害が長引いている部分をカバーするという対応も決めさせていただいていくわけですが、その方針にのっとってしっかりと

着実に賠償を行っていく、もうこれに尽きるんだらうと思ひます。

今後起こつてはしるはありませんけれども、今後万が一一起こつたときの原子力損害賠償のあり方については、今、制度の見直しということで、原子力委員会の専門部会で一昨年五月から検討が行われております。昨年八月には、これまでの議論を踏まえて、中間的な論点の整理が行われたところでありませう。

今後、今御指摘の法律の目的規定のあり方も含めて、具体的な制度設計の見直しについてはまだ結論が得られていないというふうに認識をしております。引き続き検討が行われるんだらうと思ひます。

では、現行の法律でなぜそうなっているのかという点でありますけれども、迅速で適切な賠償で被害者を保護するためには、やはり、万が一の事故に備えて賠償するだけの資力を持つていことが非常に重要であるということ、そして、実際、原子力事業は民間事業者が担っているわけでありまして、この原子力事業の健全な発達や円滑な事業運営のもと、原子力事業者が、必要な体制、組織、資金、技術、人材などを維持していくということが迅速かつ適切な賠償にもつながる。

その辺が、原子力事業者というかなり限定される事業者とその賠償というのがかなり明確な対応関係になつていいるものからこういう表現になつていいるんじゃないかというふうに思ひますけれども、原賠法や原賠機構法に定められている今御指摘の二つの目的規定というのは、そういう意味で私は両立し得るものではないかというふうに思ひます。

○中根(康)委員 そうはおっしゃいますけれども、東電が自分の力で賠償できないということでも、国民負担が今審議されているわけでありまして、「原子力事業の健全な発達」ということの中に例えば廃炉とかいうことが意味合いとして含まれているということであるならば一定の理解ができるんですけれども、一旦原発事故が起きたら、も

う健全な発達とかというふうに言つていられないんじゃないかというふうに思ひます。

私は、これまでの日本の経済成長に必要な電力を安定的に供給してきた原発というものを全否定するつもりはありません。むしろ、そこにかかわつてこられた技術者の方々や、あるいは立地地域の地元の方々の御理解とか、さまざまな関係者の皆様方に敬意を表するわけでありませうけれども、他方で、例えば、自動車会社がこれまでのガソリンエンジンから電気あるいは水素というふうに変わるように、電力事業もどんどん変わつていっていいと思ひます。

実際に、車の工場ができると、その周りには関連工場ができたり雇用が生まれたり、その地域に住む人のためにサービス業が集まつてきたり、いろいろな波及効果があるんですけれども、原子力発電所ができたとしたら、原子力発電所ができて相変らずそのままで、残念ながら、その周りに関連の事業所ができたり商店街が生まれたり、そういうことがなくて、いつまでも入り江の奥にひっそりと原発はたまたまいるということ、どうも原発というのは、確かに最先端の技術なのかもしれないけれども、何十年前か前と今と、技術の革新というものが余り生まれていないんじゃないかとか、あるいは、地域の、周りの経済に対する波及効果や雇用の創出効果ということ、車と比べては気の毒なのかもしれないけれども、少ないんじゃないかなという感じがするんです。

輸出も、原発システムだけではなくて、例えば経産省としても、これから再エネのシステムをインフラ輸出するというのであれば、途上国は工業団地をつくつても電気がなくてなかなか操業できないだとか、あるいは、PKOなんかで状況的に厳しいところに橋や道路をつくるだけじゃなくて、その再エネのインフラを整備してあげるといふようなことによつて国際貢献できるというようになこともなるんだらうと思ひますけれども、原

発輸出ではなくて再エネ輸出ということについて大臣はどう考えるか、経産省はどう考えるか、御答弁いただければと思ひます。

○世耕国務大臣 再エネの輸出も、特に途上国なんかは、いきなり再エネだけでというのはなかなか難しいですね、やはり電力の安定性がなきゃいけませんから。

そういう意味では、日本はいろいろな種類の発電技術を持っておりますので、特に石炭火力なんかは、他に比べてCO₂を余り発生しない高効率の石炭火力の技術も持っていますから、そういうものをいろいろ組み合わせる中で再生可能エネルギーの輸出というの、一つ、質の高いインフラの輸出のメニューの中に入つていいる。

特に寒冷地では、風力発電だと水がつかないやつて回らなくなつたり、あるいは、その水が回つて飛んで危なかつたりするんですが、日本は水のつきにくいプロペラをつくる技術とかそういうものもありますから、日本の持つてくる特性をうまく生かしながら、ただ、再生可能エネルギーを海外へ持つていこうと思つたら、日本の場合、まだやはり高いですよ。

日本の場合、国土が狭いので、太陽光発電にしても、非常にレベルの高い、効率の高いものじゃないやいけません、場所が幾らでもあるような国とか砂漠が広がっているような国は、逆に、そんな高品質じゃなくてもいいからもう一気に引きたいみたいなのがありますから、なかなか海外の需要と合わせるといふのは難しい点もあるかもしれないけれども、再生可能エネルギーについても、メニューの一つとして頑張つていかなければいけないと思ひます。

○中根(康)委員 次の質問に移りたいと思ひます。

原発費用を国民負担とする閣議決定は去年の十二月二十日になされたというふうに聞いております。それに対するパブコメはというと、十二月十九日からことしの一月十七日に行われている。パブコメよりも閣議決定の方が先に行われている、この順番も

逆じゃないのかなという感じがするわけなんです。

賠償費と廃炉の一部を、二〇二〇年から四十年間、託送料に上乗せして国民から回収するのやり方なんですけれども、これに対して、総理が消費者委員会に諮問をして、消費者委員会が答申を出した。あるいは、河野前消費者担当大臣も、それから今の松本消費者担当大臣も、経産大臣に対して申し入れがなされているわけでありまして。

その申し入れというのは、いろいろありますけれども、廃炉、賠償に關する費用の一部を託送料金等で回収する件につきましては、消費者に過度な負担を求めることにつながるため、極力慎重であるべきだというような言葉で申し入れがなされているわけでありまして。

今回の廃炉、賠償費の上乗せ、特に、賠償費の過去分の上乗せについて消費者の意見を十分酌み取っているのかどうか。

例えばパブコメの中においても、「事故に備えて積み立てておくべきだった過去分」という理屈は通常の商取引ではありえない。契約通りに支払った消費者に、過去に遡って不足分なるものを請求する法的根拠はない。この理屈に従えば、東電の過去の事業で利益を得た株主や債権者さらに給料や退職金を受け取った東電社員からも相応の「過去分」を取り立てなければならぬ。」というようなパブコメも寄せられているわけでありまして。

こういう、消費者とか、あるいは消費者担当大臣から、あるいは消費者委員会から出されたさまざまな意見を今回の仕組みの中に反映されているのかどうかということでは、余り反映されていないんじゃないか、聞きおくだけにとどめているのではないかという感じがするんですけれども、いかがでしょうか。

○世耕国務大臣 まず、松本消費者担当大臣からのコメントについては、これは当然我々も真摯に受けとめて、この賠償の備えの不足分を託送料金の仕組みを利用して広く消費者から回収する際に、消費者の負担の内容を料金明細書に明記する

ように求めていくことを審議会の報告に盛り込むなど、消費者委員会の答申や松本大臣の御発言も踏まえた対応をさせていただいたというふうに思っています。

これを受けて松本大臣からは、本件が消費者の利益に大きくかわかるということの御理解の上の対応だろうと受けとめておりますという発言もいただいているところであります。

また、パブコメに關して、今、一般の方から来たパブコメを一つ引いていただいております。

一番の問題は、通常の商取引じゃないんです、これは。規制料金という制度の中で過去分を請求することを、我々も、安全神話に寄りかかって、いざというときの備えをしてこなかったということとがありますので、それについては、やはり、当時原子力から裨益を受けていた国民から広くいただく、それをいただく最も適切な方法が託送料金だという判断をさせていただいた。

そういったパブコメに対しても、できる限り丁寧な回答をさせていただいてきたつもりでございます。

○中根康委員 まだ残した質問がありますけれども、時間が参りましたのでこれで終わります。

ありがとうございました。

○浮島委員 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時開議
○浮島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。落合貴之君。

○落合委員 民進党の落合貴之でございます。

本日は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案ということで、それと関連する問題もあわせて質問をさせていただければと思います。

まず大臣に伺いたいのですが、ことしの三月十

一日の震災の追悼式典の式辞で、ことし初めて総理の式辞の中に原発への言及がなかったということとがございました。もし世耕大臣が総理大臣だったなら、ことしの三月十一日、式典の式辞で福島原発について言及しますでしょうか。

○世耕国務大臣 自分が総理であつたならというような想像は、私、一回もしたことがありませんので、仮定の質問にはお答えは控えさせていただきますと思います。

○落合委員 一年に一回の節目の式典での式辞、そして総理大臣の式辞、これは大変大きい、重みがあるものだと思います。

見てみますと、原発の部分以外はほとんど同じような文章なんですけれども、原発の部分がなくなつて、新たなステージに入ったというような感じの文章が入っているということでございます。

しかし、二月末の時点でも、福島県の避難者数というのは七万九千人まだいるわけでございます。多くのなりわいも震災前の売り上げまでは全然回復をしていない。そして、今回審議されている廃炉だつてまだまだ何十年もかかる問題で、そして、その廃炉の負担の問題、これもずっとつきまとうものがございます。

原発事故の金額も巨額であり、年数もかかる、そして関係者がたくさんいる。これはこの国にとつて本当に重要な問題であつて、決して六年で消えるような、その程度の問題ではないということとをまず申し上げたいと思います。

これは安倍内閣の、今内閣を組閣している方々の仕事として、大変重要な問題がこの福島原発事故の問題だということを申し上げて、具体的な質問に入りたいと思います。

改正案の条文なんです、新設される規定を見ますと、例えば三十六条の三では、廃炉等積立金管理業務に係る事業計画の作成や認可について規定がされていますが、ここに「主務省令」、それから「主務大臣」というふうな書かれ方をしています。私の感覚としては、これは経済産業大臣、経済産業省令でいいんじゃないかなと思うんです

が、具体的に主務とは何を指しているのか、教えていただければと思います。

○世耕国務大臣 この原賠・廃炉等支援機構法の中で言っている主務大臣は、これは内閣総理大臣と経済産業大臣そして文部科学大臣、この三人の大臣の共管という形になります。

ただ、これは曖昧に共管というわけではなくて、それぞれ分担がありまして、具体的には、まず、内閣総理大臣、内閣府は賠償支援業務や機構の組織、人事などについて担当して、そして経済産業省は賠償支援業務や廃炉等支援業務全般を担当し、そして文部科学省は、機構の組織、人事や廃炉等支援業務のうち廃炉を実施するために必要な技術に關する研究開発業務などについて担当と、それぞれの所掌事務に照らして原賠・廃炉機構の業務を所管することになっているわけでございます。

今回措置する積立金制度は、まさに電気事業者たる事故事業者が実施する廃炉に係る資金の管理に關する制度でありまして、その範囲は電気事業の範囲に限定されるものであることから、このことに關しては主務大臣は明確に経済産業大臣ということになります。

○落合委員 次のあれに行きますが、五十五条の七は積立金の運用について書かれております。まず一として「国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有」、「二 主務大臣の指定する金融機関への預金」、そして「三 その他主務省令で定める方法」とあるんですが、これは具体的には省令で決めるんですけれども、これは具体的には省令で決めるんですけれども、この三番の「その他主務省令で定める方法」というのは、大体どんなことを想定していますでしょうか。

○世耕国務大臣 これは、積立金の趣旨からいって、廃炉事業に必要なお金を積み立てて、それを必要になったらすぐ取り崩して、現金として使つて、廃炉作業に充てていくということでありまして、基本的には、現預金、国債という流動性の高いものになるんだらうというふうに思います。ましてや、これは、何か運用してもらうのかとか

ら、廃炉の前にバックエンドもあるわけで、開発やバックエンドは税金が一部投入されているわけでございます。これは、いろいろな省庁に多岐に原子力関係予算がわたっているの、実際、合計すると毎年幾らぐらい税金が投入されているのかと麻生大臣に伺ったんですが、麻生さんは、きつぱりここからここまでが原子力予算というふうに切るのは大変難しいんだけど、大体これぐらいだというのを五年分ぐらい言ったところ、大体一兆円前後でございました。私もなるべく細かく自分で調べまして足し算したんですが、私の計算でも、大体一兆円前後ぐらいは税金で原子力関係予算が使われているわけでございます。

今回の予算で、今まで汚染者負担と言われている

た除染の費用も一部環境省の予算につくというところで、それにプラスして、今までの除染費用は国が持っている東電の株の売却費用を充てる。これは大変複雑な、いろいろなところからちよつとずつとってきているわけでございます。

そもその、もとの電気料金も、託送料金を初め小売の料金もそうだけれども、発電用だけではなくて、送配電の費用にも小売の費用にも今、原発に関する費用が入っている。これはいろいろな方が話に出しますけれども、再エネの場合は賦課金で大体幾らというふうに出てくるわけですが、原発の費用のために自分が幾ら払っているのか、これは大変わかりにくい状況です。

これは、これからの理解を深めていく上でも、簡潔にしていって、わかりやすくしていく、こういった必要があるのではないのでしょうか。大臣、いかがですか。

○世耕国務大臣 広く国民からいただいている電気料金でありますから、原発のコストに限らず、電気料金が一体どういう費用で構成をされているのかということについては、当然、国民に丁寧に説明をし、理解を求めていくという姿勢は重要だというふうに思います。

○落合委員 例えば、大臣が税金、電気料金で幾らぐらい原発のためにお金を払っているかというのはわかりますか。

○世耕国務大臣 それはわからない。原発だけではなくて、石炭火力もLNGもどれだけかはわからないわけですが、電力構成比からある程度推測ということもできるかもしれませんが、それがまた正確なのかどうかという議論もあらうかと思ひます。

○落合委員 やはり、これだけの事故を起こした、それから、電力市場がどうあるべきかということが議論になっている中で、どれぐらい国民が負担している、消費者が負担しているということが全然わからない。私も調べようと思つたら結局はわからなかったんですが、私自身も、計算しようと思つても、幾ら自分が払っているかと

いうことがわからない。それぐらい複雑になつてしまつていけるのが今の現状だと思ひます。

これは、今までの答弁にあるように、請求書にもある程度わかりやすくしますとか、ホームページとかありますけれども、やはり説明していくことが原発、原子力行政への理解にもつながっていくと思ひますので、しっかりと議論が国民の中でもかみ合っていくように、経産省としても工夫をしていく必要があると思ひます。

それで、次に行きます。

いろいろと電気料金の仕組みの歴史を調べていくと、託送料金にいろいろと入っているのといふのは、かなり何回も何回もいろいろと入っているわけ、託送料金の費用の追加のされ方といふのは、これから注視していかなければならない問題だと思ひます。

電力自由化が完全に実施されますと、小売料金も発電料金も自由競争になりますので、規制料金といふのは送配電網の託送料金だけになるわけでございます。ですから、公益的な費用だからということを追加するとしたら、この送配電網の託送料金にどんどん追加されることもあり得るわけでございます。

今、電力システム改革や電気料金のあり方の見直しを担当している大臣として、託送料金に今後追加する上でのルールや歯どめといふのはしっかりとやっていると申すのでしょうか。

○世耕国務大臣 まさに、今御指摘の言葉の中に歯どめがかかつているんですね。

全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を託送料金により回収できる、これが電気事業法の解釈であります。その根拠は、二〇〇〇年に電力小売を部分的に自由化したときに、やはりそういう費用が取れなくなっていく可能性があるといふことで、当時、審議会で議論をしていたので、託送料で回収をするというメカニズムを入れていったわけでありまして。

ただ、それは、常に全ての需要家が公平に負うことを原則とする、このことが大前提になるわけ

であります。現在も、例えば福島原発の発電費用とか、こういうユニバーサルサービスコスト、こういったものは託送料金にいたっています。

ただ、特定の会社が何かちよつと経営が苦しいからとか、そういうことで託送料に上乗せをするなどということは基本的にできませんし、当然、全ての消費者が本当に広く公平に負担すべき費用なのかどうかといふのは、これは経済産業大臣が認可をすることになるわけですから、その際に厳しく査定をしていきたいというふうに思ひます。

し、どんな何でもかんでもこへ盛り込んでいけば、それはすなわち消費者の電気料金の値上がりといふことにもつながるわけですから、そこをのべつ幕なしにやるといふことは、これは政策的なスタンスとして、やることはしない。

厳しく査定をして、全ての人が負担すべき費用をここで回収するしかないという限定的な場合にのみ託送料金に乗せていくことになるうかと思ひます。

○落合委員 これは種類が違いますけれども、同じように公共的な性格を持つているNHKの予算は国会で審議がされて、一応、多数決もとられていくわけでございます。

やはり電気料金も、電気を使わない人といふのはほとんどいないわけですので、公平公正に決められていかなければならないということで、今までのような決め方から、やはり電力自由化ですと、国民がある程度わかるように、それから政治家もチェックができるように、そういう体系に見直していく必要があると思ひます。

それで、託送料金、なぜちゃんとルールを決めているのかといふことを確認したかといふと、福島原発事故に関しても、追加の費用、そもそもまだ入っていない費用があるわけでございます。それをどうするかといふことは、これから議論がされるわけです。

お配りした資料の一枚目を見ていただければと思ひますが、これが、福島事故及びこれに関する確保すべき資金の全体像と東電と国の役割分担

ということ、金額の試算がなされたわけですが、まさに右側の合計のところ注の七がついておりまして、この注の七は、「帰還困難区域の復興拠点の整備、燃料デブリ等の取り出し以降に生じる廃棄物の処分、中間貯蔵後の除去土壌等の最終処分等に要する資金は含まれない」というふうに書いてございます。要は、これは、上振れするか、しないかという議論ではなくて、入っていないわけでございます。

特に、燃料デブリの取り出し以降に生じる廃棄物の処分といふのは、これは、廃棄物、デブリを取り出した後にそのまま放っておくわけにはいきませんので、必ず資金がかかる。そして、今の技術ではかなり巨額の資金がかかる可能性が高いわけでございます。

この燃料デブリの取り出し以降に生じる廃棄物の処分の負担、これはどうやって、いつ決めるんでしょうか。三十年後、四十年後に決めますとなつたら、まさに子孫にツケを残すことになつてしまふと思ひます。いつ決めるんでしょうか。

○世耕国務大臣 今御指摘のように、今八兆円と見込んでおります廃炉・汚染水対策費用の中には、デブリの、取り出した後の、最終的にどう処分、保管するのかといふことについては、資金は含まれておりません。

これはなぜかといふと、まだ今なかなか見通せない、デブリの状況も今ようやく初期的な情報とれ始めているという状況の段階で、実際にデブリがどんな形で、どれだけの分量があるのかといふのがまだわからない段階で試算するのはちよつと難しいという事情がありますので、出しておりません。

しかも、デブリの最後の処分をどういうふうにしていくかといふことは、ある程度廃炉の作業が進んでいった三、四十年後に大体はつきりしてくるのではないかといふふうな思つておりますので、将来的に、資金がどれぐらい必要かといふこととある程度見通せるような段階になつて、その時点でお示しをすることになるんだらうと思ひ

ます。

しかし、これは誰がどう負担するのか。これは、あくまでも廃炉の費用の一環だということに思っています。廃炉費用ということは、すなわち事故当事者である東京電力が負担をする、具体的には経営改革によって負担をする、これが大前提だということに思っています。デブリ取り出し後の費用についても、東京電力が経営改革、合理化努力によって捻出をしていくことになるんだらうというふうに思っております。

○落合委員 三、四十年後からやると議論を始めるといふ問題ですので、やはりこの事故というのは本当に大きな問題なんだと思います。

これだけ巨額にお金がかかって、それから、金額も三、四十年後にやっと最終的な議論が始まる。それから期間も、もちろん今の時点では確定しないわけですが、電力会社も経営努力をして負担をしていくわけですし、その原資となる売り上げは消費者が払っているわけですし、それから、今も株主がいるわけですし、それから債権者もずっといるわけですから、相当いろいろな方の責任の分かち合いがないと、この廃炉というのはいくことができないわけでございます。誰か一人の負担でやりましょうというのは無理な話だと思います。

それで、今申し上げた中で、債権者、とりわけ金額が大きいのはメガバンクですけれども、銀行の責任、これについて大臣の御所見をお聞かせいただければと思います。

○世耕国務大臣 いわゆる銀行の貸し手責任ということになるんだらうと思います。これは、二〇一一年の震災直後から与野党でも大分議論をしたテーマかなというふうに思っております。はっきり言って、貸し手責任というものを一〇〇%やってもらおうと思えば、東京電力を破綻させて、貸したお金が返ってこないようにするというのが一つの方法であつたわけですが、当時、これは、野党であつた我々も含めて、その選択肢はとらなかつたわけでありまして。

だからといって、では、金融機関が何の責任も果たしていないかといふと、やはり今の東京電力の経営を支える責務は果たしてもらっているわけでありまして。特に貸付金、これをちゃんと、借りかえなどの対応は積極的に行つてもらつて、東京電力に対する貸出残高を維持してもらつて、あるいは、場合によっては追加の貸し出しにも迅速に協議に応じる、こういったことが金融機関には要請をされておまして、こういったことを通して金融機関は一定の責任を果たしているのではないかと今思っています。

先日、原賠機構と東京電力が発表した新々総合特別事業計画の骨子においても、金融機関に対してはそのような要請を行うという表現が入っているわけでありまして、引き続き、金融機関の責務というのは重いと思いますし、経済産業省としても、金融機関がしっかりと責任を果たして、機構と東電が特別事業計画をしっかりと履行できるように注視をしてまいりたいというふうに思います。

○落合委員 参考までに参考人に何えればと思いますが、有価証券報告書には年次ごとの支払い利息というのが明示されていると思います。

東電の福島事故以降に払った利息というのは、合計で幾らなんでしょうか。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

金融機関からの借り入れに対する支払い利息に加えまして、金融機関や機関投資家からの社債に対する支払い利息も合わせまして、全体の支払い利息につきましては、東京電力の有価証券報告書によりますれば、平成二十三年年度以降、平成二十七年年度までの五年間で、累計で約五千四百六十億円となっております。

○落合委員 これだけ経営が傾いていると言つたらあれですけども、厳しの中で、五千億円、二十三年、二十四、二十五、二十六、二十七の五年間で払っているわけではございません。

これは、大臣がおっしゃった、事故直後に金融機関の責任のあり方を議論したということで、私

もそのときのものを見させていただきましたら、事故があつた年の十月ぐらいに方針が決定をされていると思います。そのときはまだ、三月に事故があつて十月ですから、半年ちよつとしかたつていないわけで、事故のあつた原子炉自体も収束宣言がされていないときでございます。だからこそ、やはり金融機関には引き揚げられたら困りますし、責任の話をしているような余裕もなかったわけでございます。

今、冒頭申し上げたとおり、総理大臣が福島事故について言及しないぐらいの新たなステージに入つたという状況の中で、もう一回金融機関の責任というのは議論するべきではないですか。少なくとも、全部債権放棄というのはやり過ぎですけれども、金利を五年間で五千億金融機関に払っている、この状況をしっかりと議論しなくて、国民の税金や電気料金や、そういったものを充ててい

○世耕国務大臣 国民の電気料金とおっしゃいましたが、金融機関の貸しているお金も国民の預貯金なんですね。ですから、一定の利息を払うという合理性はあると思いますよ。

これは私、今ちよつと具体的な数字は持つていませんが、東京電力が五年間で五千億ちよつとということとは、一年平均の支払い利息が一十億ですから、あの規模の会社で、あれだけ借入金をやっている会社で、決してすごく高い利息ではない。恐らく震災前はもっと払っていたと思いますよ。

銀行から見たら、東京電力というのは結構いいお客さんだったと言われているんですね。電力会社というのは、長期資金を貸し付けるには非常にいいお客さんだということに言われていますから、それと比べれば、恐らく、借りかえ等を行つて、最低限の利息というレベルになっているのではないかと今思っています。

東京電力はこれからは、賠償、廃炉を含め、それ以外にも、首都圏に安定的に電力を提供するという意味でいろいろな投資資金が必要となるわけでありまして、そこをやはり金融機関が低い金

利でお金を貸し付けて、安定的に資金面でバックアップをするというのは、これこそが金融機関にこれから果たしていただく責任ではないかというふうに思っています。

○落合委員 これだけ大きい規模ですけども、そもそも大企業向けの貸出金利は、かなり今、さらに低くなっているわけではございません。

やはりこれは、非常事態というか、普通の会社ではない状況なわけですから、責任の問題というのは、事故直後に話し合つて決めたことではないというふうに思っています。

東電のメインバンクは、実は私などもと在籍していた銀行なので非常に苦しいところなんです。銀行の社会的な責任というのはやはり大きいわけですので、しかも、メガバンクだからこそリスクを吸収できるという点もあると思います。ですから、そういった意味で、メガバンクも公の役割も担っているわけですから、ぜひ何らかの時点で債権者の責任についても再び議論を始めるということをお願いしたいと思います。

それでは、次の話題に入らせていただきます。昨年も質疑で取り上げさせていただきましたが、昨年、送電線の火事があつて、東京を中心にそれなりに大きな停電がありました。いろいろ調べてみると、三十五年だかたつて電線です。そういうインフラをかわえていく必要がかなりあるんだ、電力の面だけではないですが、電線もそういう時期が来たんだということがそのときも言われておりました。

それから、これも私は質問で取り上げましたが、昨年の四月から電力自由化が始まって、新電力に小売をスイッチするというに当たつて、最大で恐らく二万件ぐらいシステム障害が起こつたと思います。これもそれなりに大きな障害が起きたわけですね。

まず、このシステム障害、去年の秋ぐらいの状況では二万件ぐらいもあつたわけですが、今、それから半年たつてどうなっていますでしょうか。

○中川大臣政務官 今、落合委員に御指摘をいただきました。昨年四月から発生をしました、東京電力のパワーグリッド社の電気使用量の通知が遅延した件についてですけれども、その二カ月後の昨年六月に電力・ガス取引監視等委員会から業務改善勧告を行いまして、正常化に向けて指導してまいったところでもあります。

その結果なんですけれども、昨年九月には、新規の検針分は七営業日以内の通知がほぼ実現をされました。また、過去分の未通知もほぼ解消されたところでもあります。

さらに、本年に入りまして、二月以降は、需要家のお申し込み内容の確認に時間がかかるケースなど、やむを得ない場合を除きまして、本来のルールである四営業日以内の通知がおおむね実現しつつある状況でもあります。

引き続き、正常化に向かってしっかりと指導してまいりたいと考えております。

○落合委員 老朽化による電線の火事もありましたし、こういうシステム障害もあったわけでございます。

電力完全自由化になりますので、これからもそういうスイッチングですとか競争が激しくなる。発電分野も、それから小売分野も、新規参入が出てくるわけでございます。送電線への負荷というのはよりかかるようになるわけです。

設備投資、システム投資、これは、ある程度というか、これまで以上に確保しなければならぬ問題だと思っておりますが、これまで東京電力の送配電網会社、送配電部門が、システム投資また全体の送配電網への投資、どれぐらい投資を行ってきたか。どう把握されていますでしょうか。

○中川大臣政務官 今御指摘いただいた点につきましては、本来でしたら東京電力の方が答えていただくべき話なんだろうというふうに思いますけれども、東京電力の公表資料によりますと、流通設備への設備投資額、二〇〇〇年以降ですけれども、年間およそ二千億円から三千億円程度の間で横ばいで推移しております。

一方で、東京電力のシステムへの投資額については公表されておらず、また、いわゆる東京電力パワーグリッド個社の、例えば経営事項にかかわる事項でもあるので、私どもの方からお答えすることは困難であると考えております。

○落合委員 まあこれは本来東京電力に質問するべき問題ではありますけれども、こういった東京電力の経営改革の計画、それから、電力システム全体の制度をつくっていく上で大変重要な問題です。その制度をつくっている側がしっかりと把握しているかという面で質問させていただきます。

今後、二千億から三千億の投資をふやしていく計画になっているのか、減らしていく計画になっているのか、それはどのように把握されていますでしょうか。

○世耕国務大臣 それこそ、東京電力が事業計画としてみずから考えていく問題だというふうに思っています。

ただ、この間の火災による停電事故を受けまして、私もずっとケールをやっている会社にいましたから、その感覚でいくと、例えば、少し防火対策の投資が足りないんじゃないかなという気はしたものですから、これは、東京電力グループに對してしっかりとそういう対策は打つようにということを指示しているわけでありまして、それに対応した対策が東京電力によって行われることだというふうに思っています。

○落合委員 対策を行うべきというようなこととございましたが、先ほどの繰り返しにもなりますけれども、やはり規制料金というのは送配電網会社しか残らないわけで、その中で年間、全体で五千億の利益を出していきまうということになるかと、送配電網に対して過剰投資になるリスク、懸念というのは大変あると思います。

それで、それをしっかりと審議会等が認識しているのかというふうなことでいろいろ調べたんですけれども、それも認識がされていまして、二〇一五年度中間レビューをもとに作成したという東京

電力改革・一F問題委員会の第一回資料の中に、自由化を支える業務、システム基盤に脆弱性があるというふうに書いてあって、送配電のネットワーク利用環境の高度化が取り組み不十分というふうに、一Fの委員会がそういうふうにしつかりと書いているわけです。

ですから、これは、しっかりと注視して、投資もして、システムも整備していかなければいけないという御認識でよろしいですね。

○世耕国務大臣 まさにその一F委員会の議論は、火災が起こった割と近接した時期にたしか開かれたというふうには思っていますから、そういう問題意識で御指摘もあつたんだろうというふうに思います。

いづれにしても、この託送料金というのは、総括原価主義で我々が認可する料金でありますから、この総括原価には、当然そういったネットワークの維持保全の費用というのは入っているわけでありまして。しかし、一方で、その部分を合理化することによって利益を生み出した場合は、その一部を廃炉費用に回すことができるという仕組みになっているわけです。

ただ、それは、合理化といっても、本来保安上やるべきことをやらないような、これははつきり言って合理化ではなくて手抜きだと思っておりますから、真の意味での合理化、例えばロボットを使うとか遠隔監視のメカニズムを充実させるとか、そういうことによる合理化は我々は歓迎し、そして、それで生まれた分は廃炉費用に回すということとはいいいことだというふうに思いますが、本来やるべきことをやらないようなこと、そういうことは絶対に起こらないように目を光らせていきたいと思っております。去年の火災による停電事故を受けて、特に東京電力に対しては、東京電力だけではなくて他電力も含めて、そういったところの投資を怠ることがないようにすることは厳しく指導しているところでございます。

○落合委員 これは、中長期的な電力システムを考える上でも非常に重要なことだと思います。したがって取り上げさせていただいたんですが、先ほど政務官から、二、三千億ぐらい投資をしますということですが、重要な問題なので、東京電力が出している実際の投資金額を資料でつけさせていただきます。重要なので説明をさせていただきます。二番の資料です。

これは、二〇一一年に事故があつたので、投資額は、その一、二年は微増をしています。これはちよつと色が見にくいんですが、一番下にある濃いものが発電設備への投資、その上にあるのが流通系の送配電への投資でございます。

ただ、発電設備への投資がかなりあるので、送配電設備への投資はふえていないのが現状でございます。実際の金額は流通計というところに書かれていて、微減してきているというところでございます。一五年度は微増していますが、震災後、一二年から一四年は減ってきている。二〇〇〇年を見ても、二倍ぐらい送配電網に投資をしているわけでございます。

もつと前はどうかだったのかということで、三枚目の資料ですけれども、これも色が見にくいんですが、下の段が発電系への投資、その上の、真ん中のところが流通系、送配電網への投資です。二十年前と比べると、数分の一まで減ってきているわけでございます。この流通設備への投資。これぐらい中長期的には減ってしまっている状況の中で、さらに経営の合理化をしていくというのが今課されている現状なわけでございます。

今、サイバーセキュリティの問題も、これから恐らくもつと出てくると思います。それから電力自由化も進んでいきます。これは、どんな投資をしないかと、電力システム自体の不安定化も生んでしまふ。

こういう中で、どんな利益を積み立てていきたいと思います。今回のスキームと、電力自由化、それから電線、送配電網の公平性、この二つは両立できるでしょうか。どうですか、大臣。

なければいけないと思います。

東京電力は、昔、いわゆるケーブルにたくさん投資をしているじゃないかという御指摘であります。それは、数字として、事実こうなんだろうというふうに思います。

ただ、これもよく要因を分析しなきゃいけないと思います。やはり、地域独占にあぐらをかいて少し冗長な投資をしていた面もあるのかもしれない。それはちよつとまだ私も今要因分析はできませんけれども、ようやく競争が入ってきて、あるいはあの過酷な事故を経験して、その処理のための費用を捻出しなきゃいけないということで、その辺をぐつと絞ってきているという可能性はあると思います。

ただ、やはり電力の安定供給に支障があつてはいけません。競争環境の中でも託送料金に認可制を残したというのは、そういう趣旨も含んでいるというふうに思います。

ですから、東京電力がやるべき合理化はしっかりとやりながら、しかし、電力の安定供給に悪い影響が出ないように、この間の火災を受けて、我々の方も厳しく指導しています。ケーブルを難燃性の新しいものにかえるとか、あるいは難燃化バーでカバーして、火が燃えても大丈夫なようにするとか、万が一火災が起こったときに、すぐバックアップに切りかえられるようなバックアッププールをつくるとか、スプリングクラーを置くとか、いろいろな対策をこれから東京電力もやっていくと思います。

そういったことは、当然、電力自由化の流れの中でもしっかりと担保されなければならないというふうに思います。

○落合委員 東電から利益を捻出していくことと電力の自由化、これは本当に状況をしっかりと見ていかなければならないというふうな、バランスが非常に難しい問題だと思ひます。

そもそも、電力自由化の議論に当たって、送配電部門だけが競争にさらされない、ほかは競争にさらされてしまうので、送配電部門だけ分離した

方がいいんじゃないかというふうな議論もあつたわけです。所有権分離の議論もあつたわけですが、これも、これは、我が国の電力システム改革においては、法的分離ということで決着をいたしました。持ち株会社の下に発電と送配電と小売をぶら下げていくということで決着をしたわけでございます。

送配電網会社がしっかりと電線を整備して、なおかつ新しい発電会社それから小売会社にどんどん開放していくって、そういう状況をつくらなければいけないんですが、まあ、大臣はそうならないようにするとおっしゃいましたが、いろいろ難しい問題がある。先ほどのシステム障害、火事、それから、電線が足りないから発電業者が新規参入が難しいというふうな問題も起きているわけでございます。

最近、北海道の風力がなかなか建設が難しい状況であるということで、私もいろいろ調べたんですが、本州に北海道から流す連系線、これはもう容量がいっぱいで使えないのかというふうに思つたら、調べてみますと、震災の前の年に北海道から本州へ広域連系線を使って流した電力が九万七千二百キロワットなんですが、今はその六分の一以下で、一万四千六百キロワットしか北海道から本州に送電がされていません。

本当はどれくらい流せるのかというと、震災の年は、二〇一〇年と二〇一一年で比べると、四倍多く二〇一一年は流している。一方で、二〇一〇年の六分の一以下しか、今、北海道から本州へは流していないわけです。

ただ、これは容量がいっぱいだから流せないというふうな話もあるんですけども、何で北海道から本州に電気が流せないのか。流せるようになるれば、北海道の発電施設をいっぱいくれるわけですから、これは何で使っていないんですか。

○中川大臣政務官 今、落合議員御指摘いただいたのは、やはり本当に、これから風力というものが、どんどん再生可能エネルギーがふえていく中

で、そういった北本連系線のことについての御指摘なんだろうというふうにも存じております。

私たちは、系統制約というのを解消しつつ、地域間での連系線も利用しながら、広域的な融通を行うことは非常に重要だろうというふうに考えております。

その上で、今御指摘をいただいた、北本連系線の利用量が低下しているという御指摘については、当然あります。震災後の電力不足というのは電力の融通をすることで停電を回避するために必要な送電網を利用したために、平時時に比べて東日本大震災のころは相対的に利用量が多くなっているものだったと承知をしております。

なお、その上で、平時時である平成二十八年度においては、およそ七〇%の利用率となつておりますので、必ずしもその利用率が低いとは認識をしております。

その上で、加えてなんですけれども、この北本連系線につきましては、来年度中をめどに、現状の六十万キロワットから九十万キロワットに拡大をするべく、現在、増強を進めているところでもあります。また、一昨年の電力広域的運営推進機関を設立しまして、二〇二七年度をめどとして、東北と東京間及び東京中部間の連系線の増強も行つていくところでもあります。

○落合委員 これは、今答弁で微妙に、利用量と利用率と両方出てきているわけですが、要は、利用量は少ないのに利用率がふえているというふうな、おかしい事態が起きている。これは恐らく、運用の仕方とか計算の仕方とか、そういうものを微妙に変えたんだと思います。

特定の発電のために送配電網がうまく使われるようなことがあつてはならないのが本来の筋ですから、これは重要な問題だと思ひます。だから、これを例にとつたわけです。

更問いするとちよつと時間がかかつてしまうので、これは重要な問題として、何で広域連系線の利用量が減っているのか、それなのに、一方、何

で利用率がふえているのか。これについては改めて取り上げたいと思ひます。

こういう意味で、なかなか東電にもうけさせることと公平公正な電力市場というのは難しいんですよ。だからこそ、厳しくチェックをしなければいけないと思ひます。

それから、企業価値について質問したいんですが、けれども、大臣の答弁を見ますと、二〇三〇年代前半に株を売却できたらいいな、それが目標ですと。時価総額が今七千億ぐらい。もともとは五兆円ありました。それを七・五兆円にするのが目標ですということなんです。

これは、五千億の利益を外に出す、積み立てとして外にどんどん出していくのに、どうやって株価を十倍にするのかというのが一つの大きな論点だと思ひます。

今まで、株価を十倍にした企業はたくさんありました。そもそも資本市場が乱高下していて十倍になつたところもありますし、しっかりとリストラして、しかも売れる商品をつくつて十倍にした、カルロス・ゴーンさんの例も出されてましたけれども、そういう例もあります。でも、それは、利益を外に出すといったような仕組みのある会社ではありません。利益を出したらそのまま会社に内部留保でためることができ、だから株価を上げることができたわけです。

今回は、同じようにコストカットをしたとしても、その利益は外にどんどん出していくわけで、企業の中にはたまつていかない。そんな中でどうやって十倍にするんですか。これは、感覚として、無理だというふうに思ひませんか。どうですか。

○世耕国務大臣 この委員会でも何度も答弁させていただいていますが、かなり野心的な目標であることは間違いないというふうに思ひます。しかし、無理だとも思ひません。

東京電力が五千億を捻出して、それを廃炉費用に充てていかなければいけない、廃炉、賠償に充てていかなければいけない。

一方で、東京電力には、私は、まだ五千億円を上回る利益を生み出すだけの能力、技術があるというふうにも思っております。ほかの電力会社とのいろいろな共同事業や、あるいは、これから、今まで全く手つかずの分野ですが、日本の電力システムそのものが海外へ出ていく、これもまだ全くやっていないんです。これをやり出せば、途上国向け、特にこれから成長著しいアジアのマーケットというのは非常に日本がとっていきける可能性がある。

そういうことにチャレンジすることによって、この野心的な目標をぜひ東京電力に達成してもらって、これから、まだはるか先ではあります。が、二〇三〇年代前半には、もともと五・六兆円の時価総額をつけていた会社でありますから、その会社が七・五兆円になるのは、野心的ではあるけれども、あながち無理なことではないというふうに考えています。

○落合委員 それで、法的分離の状況で公平公正な競争もしながら利益も上げて株価も上げていくと。目指さなきゃいけないですけども、本当に可能性が低いところを目指している、本当に野心的なことをおっしゃっているんだと思います。これは、金額が大きいので、失敗したらまた新しい負担のあり方も考えなきゃいけないわけですから、非常に重要な問題だと思います。

最後に、今回の審議で何人かの方が取り上げていらつしやいましたが、財界とかかわりが深い日本経済研究センターが、事故処理費用が二十一・五兆ではなくて、五十兆から七十兆になるおそれがありますというレポートを、財界とかかわりの深いシンクタンクでさえも出しています。このレポートは、事故処理費用の問題だけでなく、広範に発電コストの試算についても述べています。しっかりと計算すると原発は石炭火力やLNG火力よりも高いんだ、最安ではないというふうに書いています。

今まで政府は、原発は最安ですと言ってきました。今回、これだけいろいろな方々に負担をお願い

するという状況なわけですから、せめて原発の発電コストぐらいは、大体こんな感じではなくて、しっかりと説得力ある形で発電コストを見直すべきじゃないですか。いかがでしょうか。

○世耕国務大臣 御指摘の日本経済研究センターの試算でありますけれども、これは国が今示している試算とは相当異なる前提になっていて、単純に比較はできないというふうに思っています。

特に違いが大きいのは汚染水処理費用です。日本経済研究センターは、何と二十兆円かかると試算をされているわけですが、その前提として、汚染水処理に際してトリチウムを分離することになっているんです。ただ、トリチウムの分離については、昨年、国の有識者会議が取りまとめた報告書において、直ちに実用化できる段階にある技術が確認されなかったというふうになっておりまして、国が明示した数字においては、トリチウムの分離は前提としていないわけでありまして、何で日本経済研究センターがこういうのを出されたかというの、はつきり言っても若干クエスチョンマークでありますけれども、ここは大きな乖離があるというふうに我々は認識をしている、基本的に考え方が違うというふうに思っております。

その上で、原発が高いのか安いのか。これは、我々は、民主党政権時代にも試算をされた方法を踏襲しながら、今、キロワットアワー当たり十一・一円以上という結果を得ておりますし、ここからさらに、いわゆる感度分析といって、この後費用がふえたらどうなるのかということも調べましたけれども、費用が一兆円増加した場合にキロワットアワー当たり〇・〇一円から〇・〇三円増加する、こういう試算も提示をさせていただいています。

その上で、やはり引き続き、原発というのは、キロワットアワー当たりの費用は他の発電源に比べて安いという形になっているというわけでございます。

○落合委員 もう一問更問いたしましたんですが、残念です。

これは、稼働率七〇％で計算がされている等、いろいろと前提条件が政府の試算もおかしいところがたくさんあるわけですから、だからこそ、負担をお願いするのと同時に、しっかりと計算をし直すべきだということを私は求めまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○浮島委員長 次に、近藤洋介君。

○近藤(洋)委員 民進党の近藤洋介です。早速質問に入ります。まず最初に世耕大臣に伺います。

安倍政権が策定した現行のエネルギー基本計画では、原子力は重要なベースロード電源とこの位置づけられています。これまで、我が国の原子力事業、すなわち、燃料の調達から原子力発電、そして、再処理を含めたバックエンドなど一連の原子力の事業は、政府が推進し、民間事業が運営する、いわゆる国策民営と呼ばれてきました。現時点でも安倍政権はこの方針に変わりはございませんか。

○世耕国務大臣 日本においては、原発の運営に関しては、国がまず安全性や適切な事業運営を確保するという観点から、制度の整備ですとか規制の実施を行う、そして政策の方向性の決定の役割を担う。一方で、原発の運営自体は民間事業者が責任を持って行うとしてきたところであります。これを政府として国策民営と言うわけにはいかないんですけれども、今後もしそうした役割分担を変える必要はないと考えております。

○近藤(洋)委員 電力関係者はこのやり方を称して、いわゆる国策民営方式、こういうふうによく意識をし、この言葉を使っているということをおえて委員会の中で私は申し上げたい、こう思うわけでありまして。

さて、続いて大臣にお伺いします。委員長のお許しを得て資料を配付させていただきました。委員長は、エネルギー基本法では、別紙に

ございますように、基本計画について、少なくとも三年ごとの検討、見直しを定めております。これまで、東日本大震災など非常時を除けば、三年間で基本的に見直し作業を進めてまいりました。現行計画は平成二十六年四月スタートでありますから、本来ならことし四月から新計画が始まってよいわけでありまして、現在はそうではありません。

さて、そこで伺います。現在、具体的に審議会等でのエネルギー基本計画の見直し議論を始めたのかどうかという確認と、未着手であると私は認識しておりますが、それならば、いつ、どのような形で策定に着手をするのか。

そして、加えて伺います。現行計画では、二〇三〇年の原子力発電の比率を二〇から二三％、こういうふうに規定しておりますが、世耕大臣は現時点で原子力発電のこの比率について見直しをする必要性を感じていらっしゃるかどうか、お答えいただけますか。

○世耕国務大臣 ちょうどきのうが、エネルギー基本計画、前のものを策定してから三年、ジャストきのうが三年ということになります。そういう意味で、法律上の検討の時期に来ているというふうに思います。

御指摘のように、まだ着手していません。というのは、どういう体制でどういう方々の御意見を伺いながらやるのがいいのか。今、特にエネルギーを取り巻く情勢としては、資源価格がかなり前から変動をしております。あるいは再エネの導入も、これは世界的に拡大が進んでおります。それと、やはりもう一つ大きいのは、パリ協定発効による温暖化対策、これに関してもきちっとした視点を持っていかねばいけない。そして、きのうもあの閣僚会議で決めたいただきましたが、やはり、水素社会という大きなテーマが前面に出てきている。

こういった情勢を幅広く視野に入れながら、まずしっかりとどういう体制で検討するかということとを少し今検討を、検討をどういうふうによれば

いかということを検討しているという段階であります。

○近藤(洋)委員 そうすると、検討のための検討、こういうことでありますが、加えて聞きますが、基本的にこの基本法では、少なくとも三年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは変更しなければならぬ、このように法文で書いておるわけでありませう。

ですから、そうすると大臣、やはり、新年度になりましたから、ここの秋ぐらいにはある程度具体的なものを出して、来年度の四月に向けての策定に動き出すのかなと想像するわけですけれども、そういうスケジュール感なのか。それもまだお答えられない状況なのかということと、あと、加えてもう一点、先ほど伺いましたが、原発の比率でございます。

現時点では、原子力発電所は数基しか稼働していない現状であります。三年前の計画では二〇から二三ということですが、そこにはまだ至っていないわけでありませう。

三年前計画した数字、一〇から二三というのは、これは二〇三〇年の数字ですけれども、それにしても、足元は原発の稼働状況は非常に低いわけですが、三年前から現在に至って、この原子力発電所の比率について見直すべきかという現時点での大臣の御方針があれば、お答えいただけますか。

○世耕国務大臣 エネルギー基本計画の検討については、いつ着手し、いつごろ結論というの、これはまだ今の段階ではちよつと明確に時期はお答えできない。いずれにしても、法律に沿ってしっかりとやっていきたいというふうに思っています。

それとあと、原発の依存度も含むエネルギーミックスでありますけれども、これはまだ一年半前に決めたばかりでありますから、まずはその実現に全力で取り組んでまいりたいというふうに思います。

ただ、当然、エネルギー基本計画の見直しの中

で何か最終的結論として大きな変更とかがあった場合は、それは、見直す可能性は否定はいたしません。

○近藤(洋)委員 あえて言う、我々民進党は、やはりこの原子力については政府とは大きく違うわけでありませう。具体的な数字も、野党ですから数字についてはなかなかデータを持ち得ないわけでありませうけれども、しかし、方向としては政府とは明らかに違う。

すなわち、原子力発電所の比率は低減していくというベクトルは相当明確に示しているわけでありませう。ただ、政府・与党の、与党というか政府の姿勢は、低減すると言いつつながら低減していない。どちらを向いているのかよくわからない言いぶりをされているものですから、やはりそこははっきりと国民に対してもお示しする必要があるのではないかと、きょうの時点では強く申し上げておきたいと思ひます。この議論はまたさせてもらいたいと思ひます。

さて、原子力についてもう一点大事な話、機構法は原子力の話ですから伺いたいんですが、資料の二であります。

原発の再稼働をめぐる各地で裁判が起きていくわけですが、その中で、大阪高裁はことし三月二十八日に、福井県高浜町にある関西電力高浜原子力発電所三号機、四号機の運転を差し止めた大津地裁の仮処分決定を取り消す判決を下しました。新規制基準について判決は、最新の科学的、合理的基準、知見に基づいていると合理性があると認定し、両基が新規制基準に適合していると安全性を認めたわけでありませう。

まず大臣にお伺いしたいのは二点です。この判決をどう受けとめているかということ、あわせて、そもそもこの本件でありますけれども、地方裁判所によって、民事保全法に基づいて、審尋、いわゆる審査が行われて裁判所の運転停止命令が下されたわけでありませうけれども、そもそも、専門家の知見を集めて定めた政府の規制委員会の基準が、まず一審において真つ向から否定をされた

わけでありませう。それによつて発電所の稼働が停止になった。

私は、司法の判断というのはこれは重要だと思ひますが、しかし、この民事保全法というものが、そもそもこういう原子力発電の再稼働という極めて専門的なものを想定しているのかということ、どうかと思うわけでありませう。これは制度上の問題ではないかとも思ひます。

これはやはり、知的財産もそうなんですけれども、知的財産は、知財高裁ということで最初から高等裁判所からやる、こういう制度になっているわけございまして、例えばこういう問題も、やはり、高等裁判所からきつちり時間をかけて専門家で審議するという、しっかりと制度も整えるべきではないかとこのように考えるわけですが、大臣いかがでしょうか。

○世耕国務大臣 まず裁判への受けとめということでありませうけれども、これは民事でありますので国が直接の当事者ではないということで、司法判断に対するコメントは差し控えたんですが、事実として、その決定の中で、新規制基準は不合理なものとは言えないというふうにされたというふうに承知をしております。

関西電力におかれては、この原発の再稼働に向けて、安全最優先で、立地自治体を初めとした関係者の理解を得ながら、最善の努力を尽くしてほしい、まずそのように考えております。

その上で、今回の裁判のそもそも枠組みですけれども、民事保全法に基づく仮処分制度そのものに関しては、経産省としてはちよつとお答えするには権限を越えてしまふのでコメントは差し控えたいと思ひますが、やはり今回のような差し止め訴訟においては、当事者である電力事業者が訴訟で十分な説明を行うことが重要ではないかというふうに思つております。

その上で、今回の高浜の三、四号機を初め、最近、運転差し止め訴訟がいろいろ提起をされていますが、そういった裁判については特定の裁判所の専属管轄にすべきだというふうな議論、今御

指摘のような議論ですとか、あるいは、行政訴訟に一元化すべきだという意見があることは承知をしております。

しかし、一方で、一連の差し止め請求は、憲法上の人格権を根拠に訴えられているという面がありますので、手続面も含めてこうした憲法上の権利の制約ということについては、極めて慎重な扱いが必要であるという意見もあるということには留意をしておく必要があるのではないかと思ひます。

○近藤(洋)委員 大臣がおっしゃるとおり、それは憲法上の留意は重要、しかし権利の濫用でも困るわけで、それはやはり交通整理をして、しかし、しかるべきところでしっかりとやはり裁判をするということが必要だ。多分、問題意識は共有していただけるんじゃないか、このように思ひます。

さて、話題をかえたいと思ひます。けさの新聞を見ますと、一面記事はもう全て東芝一色であります。各紙、朝日、読売、毎日、日経、全て東芝の決算を取り扱っております。

そこで、やはり大臣にも伺ひます。昨日、東芝が、監査意見なし、いわゆる意見不表明のまま決算なるものを、私に言わせれば、決算なるものを発表いたしました。二度の決算の延期をしてこの事態は、極めて異常であります。これは非常に異常事態だ、こう思ひます。

ライブドア事件では、有価証券報告書への虚偽記載、証取法違反の罪で刑事事件となり、上場を廃止されたわけであつて、そして経営者は有罪、こうなつたわけでありませう。

東芝のいわゆる不正経理、場合によつては粉飾の疑いが濃厚なこの問題も、なぜこのようになつたのかというわけでありませう。

今回の東芝の不適切な会計は、長期間に及び、かつ、額も二千億円を超えるということでありませう。これが粉飾と呼ばれず、刑事事件にもならず、しかも現在に至るといふのも極めて不透明、

不自然であるとの指摘が市場関係者からも高まっております。法律の運用のあり方としても、投資家保護の観点からも、日本市場の信頼性の観点からもこれは問題ではないかという指摘もございいます。

そこで大臣にお伺いします。

経済産業省も、世界から投資を呼び込むということから、日本の市場改革を訴える立場だろう、こう思います。安倍内閣の重要閣僚として、東芝の決算をめぐる状況、どのように受けとめていらっしゃるのですか。

○世耕国務大臣 まず、東芝が今回の事態に至った原点には、長期にわたって有価証券報告書などに多額の虚偽記載が行われたというような問題があったわけでありまして、これはまさにガバナンス上の問題でありまして、日本企業のコーポレートガバナンスという点については、これは、外国の投資家を初め、いろいろな問題点が指摘をされてきたわけでありまして。

その中でも東芝は、比較的早い段階から委員会設置会社になるなど、コーポレートガバナンスに関しては先進的な取り組みをしているというふうにも私に理解をしておりましたが、その会社においてこういうガバナンス上の問題が発生をして今日に至っている、こういう事態に至っているということは、極めて遺憾であります。

やはり、日本の企業に対する海外からの信頼にもかかわる問題だというふうに思っています。こういう企業においては、十分な情報開示ですとかガバナンスの実効性の確保、形だけ委員会設置会社になるのではなくて、本当に実効性のあるガバナンスをしつかりやっていくということが重要だというふうに考えております。

○近藤(洋)委員 大臣、これは企業のガバナンスの問題でもあり同時に、これは金融庁の世界でもあるのであって大臣に申し上げませんが、そういう企業の上場をずっと許していいのかわからない問題、また、こうした状況を、ある意味でいえば、野放しというのか、放置していいのかわからない問題、これは、市場の健全性の問題、日本市場の問題、そして、その市場を管轄している政府の問題にもなる。それは日本政府のガバナンスの問題も問われているのではないかとという問題意識を私は持っているということでありまして。

これは経済産業省の所管外でありますから、まさにこれは麻生金融担当大臣の話でありますので、あえてここでは問いません。

さて、先日、東芝に関連してですけれども、経済産業委員会でも取り上げさせていただきました。

今井総理大臣秘書官と東芝幹部社員田窪昭寛氏との関係について質問をいたしました。四月十八日号の週刊文春に、その関係について先週号の週刊文春に大きく報道をされております。資料にもございまして、見出しは、東芝原発大暴走を後押ししたその背景についてということで書かれておるわけでありまして。

さて、この見出しのとおり、今井秘書官が東芝の海外原発事業を強力に後押ししたというのは事実かどうか、ここを確かめたいわけでありまして。残念ながら水曜日は確かめることができませんでしたので、長官、改めて伺います。

田窪氏と今井総理秘書官がエネルギー庁次長時代に何度面会し、何度会食し、どのような内容を話し合われたのか。聞き取り調査の上、この場で事実関係を明らかにしていただけないでしょうか。

○日下部政府参考人 お答え申し上げます。

原発輸出の件ですけれども、当時、民主党時代に、震災前、菅内閣において、原発輸出は、これは日本の貢献として推進しようという方針が一回確認されました。

その後、震災後、政府の中で、私も携わっておりますけれども、いろいろな議論があり、最後は、相手国の方の要請があるとするならば、それに対して、日本が福島事故後の教訓あるいは経験を浸透させる上で応えていくという形の方針が明らかになったというふうに記憶をしております。したがって、この原発輸出につきまして、

今御指摘ありましたけれども、当時の資源エネルギー庁は、個々人がどうかということではなくて、その政権の中の基本的な方針に沿いながら、資源エネルギー庁の組織として、原発輸出につきましてさまざまな行政の遂行に取り組んできたという事実はあるかと思えます。今御指摘のあります今井総理秘書官も、当時エネルギー庁の次長でございましたから、当然、そうした政府の方針の中における原発輸出の関連業務について取り組んでいたという事実はあるかと思っております。

ただ、一方で、この週刊誌の記事について、私は真偽のほどを確かめるすべもないので個別具体的に申し上げることはできないのでけれども、個々具体的にプロジェクトについて具体的に当該国がどの企業をどう選ぶのかという局面になりますと、これはあくまで相手国と経営者の判断という議論になっておりますので、我々としては、エネルギー庁として特定の企業を特に支援して後押ししたという事実認識はございません。

したがって、要すれば、原発輸出を含む原子力政策は個人的なやりとりが左右したというふうには認識しておりませんし、それから、今井秘書官と田窪氏とのさまざまなやりとりについてそうした報道があるという議論は、私も読ませていただきましたけれども、御指摘のような根拠も示されていない中で、個別具体的に面会等について確認するということはないというふうに考えてございます。

いずれにしてもエネルギー政策は、組織として、政権の方針に従いながら誠実に遂行しております。そうした原理原則の中で、我々は今この問題についてはそういうふうに認識をしているというところでございます。

○近藤(洋)委員 長官のおっしゃるとおり、方針としてそのように取り組まれていたのは全くそのとおりだと思えます。

ただ、確認です。今井秘書官に、田窪氏と何回次長時代に会われて、どのような会合をしたのかということとは、問い合わせすべくないとおっしゃ

いました。今井秘書官は政府内の人間でありますから、特別職とはいえ国家公務員でありますから、すべきでないというのはどういふことですか。問い合わせをされたのですか、されないのですか。された結果、答えなかったのかどうか。その事実だけでもお答えいただけますか。どうぞ。

○日下部政府参考人 すべきでないというよりも、先ほど申し上げましたように、この会食によってどうした問題が生じたのかということについて具体的な根拠も示されていないというふうに認識をしておりますので、そうした状況の中では、今井秘書官に対して、個別に会食を何回したのかとか、そうした議論について調査をする必要はないと考えて、結論から言いますと、その今井秘書官に対する調査はしていません。

○近藤(洋)委員 必要がないというのは長官が判断するんじゃないかと、私が判断して、委員会として聞いているんですよ。何をおっしゃっているんですか。勘違いされておられませんか、長官。これは前回の委員会でも聞いているんですよ。そして、週刊誌報道でもされているから、加えて聞いているんですよ。

では、加えて言いますか。今井総理秘書官は、この週刊誌の報道が出たその後に、番記者、いわゆる総理担当記者に対して、数社集めて、このようにオフレコ懇談という形で答えていることが流れております。

それによりますと、この会談、田窪氏と三十回会ったこと自体は認めておられます。ただし、彼は、確かに原発輸出にはかかわったが、審議官時代までであって、自分はエネルギー庁次長時代は震災対応に忙しく、原発輸出にはかかわっていない。そもそも東芝が破綻したのは、原発のみに頼ったからであって、これは経営の問題である等々、弁明をされているようであります。

随分文春のストーリーとは違うわけでありまして、ただ、いずれにしても、今井総理秘書官がマスコミに対して、オフレコという形にせよ、対外的に発言しているらしいということが流れているの

は事実であります。国会に対して答えずに、なぜ番記者に答えているのか。

長官、そもそも私は長官に対して、この国会の場でも、調査をするように要請をしました。なぜ要請をしなかったのか、問い合わせもしていないのか、理由をもう一度答えてください。隠蔽ですか。

○日下部政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のこの件につきましては、先ほど申し上げましたように、原発輸出の政策自身はエネルギー庁全体の組織として対応してきており、かつ、個別のプロジェクトがどこにどういう形で決まってくるのかという議論については、我々の認識はあくまで経営判断だということをしております。その事実は変わらないと考えております。

一方で、今井秘書官がどういう形で何回会食をしたのかという点につきましては、具体的に、どうした問題が生じて、どういう根拠でそれが述べられているのかということが明らかでない以上、それについて調査の必要はないと我々は考えたということでございます。

○近藤(洋)委員 だから、必要がないと長官が考えるのは、そちらが考えるのであって、こちらは、事実関係を問い合わせてくださいと申し上げているのであって、今井秘書官はそのことを対外的におっしゃっているわけで、なぜ国会で答えられないんだという当たり前のことを私は聞いています。それでは長官、伺います。

二〇一一年に東芝が米国のウラン濃縮会社USECを買収しましたが、この買収について、当時の今井エネルギー庁次長の強い要請の結果、東芝が買収に踏み切ったとされますが、エネルギー庁が要請したという事実はございますか。お答えください。

○日下部政府参考人 今御指摘の件ですけれども、東芝が二〇一〇年にアメリカのウラン濃縮会社USECという会社に対する出資契約を締結した事案だと思っております。二〇一一年ではな

く、二〇一〇年です。

それで、これにつきましては、東芝が当時、燃料事業の強化という文脈の中で、USEC社と協議を行い、関係者との間で合意に至ったというふうに認識しております。

東芝による資本参加がなされたこの当時、経産大臣は直嶋大臣で、大臣名で、東芝の判断を評価するという談話がなされていることは事実でございます。

ただ、一方で、今御指摘がありました今井秘書官との関係について言えば、まだ今井秘書官が次長に就任する前であったという事実を申し上げたいと思います。

以上でございます。

○近藤(洋)委員 当時は、ですから、今井氏からの働きかけがあったとは認識していないということですか。そういうことですね。(日下部政府参考人「はい」と呼ぶ)そういうことですね。わかりました。

では、加えて伺います。トルコの原発輸出プロジェクトについて今井次長はどのように関与したか、具体的にお答えをいただけませんか、長官。

○日下部政府参考人 お答え申し上げます。今井次長がというよりも、トルコの原発輸出についての当時の状況について申し上げたいと思います。

トルコとの原子力協定は、二〇一〇年当時から政府同士での対話が始まっております。二〇一〇年の例えば十一月、G20サミットにおいて菅総理からエルドアン首相との会話が始まり、それから、二〇一〇年の十二月には官房長官と先方の担当大臣との会話が行われたというふうに認識しております。その後、原発事故が起こり、二〇一一年の十一月、G20サミットにおいて、今度は野田総理とエルドアン首相との間で、福島を踏まえて進めていきたいというような会話がなされているというの記録が残っておりますし、私に

もそういう認識でおります。したがって、今井秘書官自身は、二〇一一年、これは事故が起こった年の六月から二〇一二年の十二月までエネルギー次長として着任をしておりますので、この一連のトルコの原発の輸出に関する政府間の協議というところについて、経済産業省のエネルギー庁の職員の一員として参画をしていたというふうに考えております。

○近藤(洋)委員 参画をしていましたね。では、二〇一一年の十一月に、米国のウェスチングハウス本社にエネルギー庁次長だった今井氏と東芝の田窪昭寛氏が訪問しておりますけれども、その際、どのような話し合いをされたか。長官のところには報告が上がっておりますか。

○日下部政府参考人 今個別に御指摘のあった点については私のところに報告は上がってきておりませんけれども、一般論で申し上げれば、こうした原発の政策に関連して、さまざまな関係の方々との忌憚なく意見を交換しながら政策を遂行していくということが一般的なことだと考えております。

その個別の案件については、私自身は報告を受けた事実はございません。

○近藤(洋)委員 これは重要な会談だったので、あえて伺います。高橋官房長、高橋官房長はその会合に御出席されていると思いますが、いかがですか。お答えください。

○高橋政府参考人 私、出席した記憶はございません。(近藤(洋)委員「ないですか」と呼ぶ)はい。

○近藤(洋)委員 そうですか、御出席はないんですか。わかりました。では、また改めて関係者に伺っていききたいと思います。

いづれにしろ、このウェスチングハウス本社に今井次長が十一月に、私が関係者から伺っている範囲では、具体的な事例がないから、必要がないのであえて申し上げれば、今井エネルギー庁次長は二〇一一年十一月、まさにこのとき、福島第一原発の震災の事故を踏まえて、当時民主党政権でございました。原発事故を受けて、慎重に案件を

取り扱おうという時代の中で今井次長はウェスチングハウスを田窪氏と訪問し、強力に原発輸出を進めていきたいという旨の会談を行い、さまざまな国策としてのプロジェクトを進めていきたいといった形で強力に推進をされていたという話を私は関係者から伺っている。こういった話をやはりきちんと調べていきたい。

もう時間なのでやめなければいけません。大臣、ドイツのシーメンスというのは今非常にいい会社になっているわけでありまして、シーメンスと東芝を比べたときに、見事に原発からまさに三・一一以降撤収をしたドイツ・シーメンスは、東芝から比べるともう全く違う。東芝の時価総額の今十三倍になっているわけでありまして、原発から撤収をして。アレバの株も売却してですね。他方、東芝は、三・一一以降も原子力発電にどんどん突っ込んでいった。これは東芝の経営陣の判断のミスでしょう。経済産業省が全て悪かったと言つてもいいかもしれません。

しかしながら、やはり国策として経済産業省は、ある意味で、それは私も政務官として、また、副大臣として原発輸出にかかわりました。進めました。ですから、当時、当然、原子力エネルギーとして原発システム輸出をやってきた人間です。しかし、三・一一以降は、まさに長官がおっしゃったように、是非々々で進めるといふ状況下だったはずであります。

しかし、少なくとも外形的に私が入手したさまざまな情報の中では、今井秘書官が相当中心人物として東芝と深くかわり、進めていったと思われる、関係と思われるところがたくさんあるんです。ですからそこを確認していききたい、こう思っているわけでありまして。

少なくとも長官は今井秘書官に、これだけ国会で問いたがら、接触もしていない、問いただしもしないというのは、私は不自然だと思えます。国会の質問に対して不誠実だと言わざるを得ません。なぜそこまで徹底的に無視をされるのか。

私は、東芝の株主に対しても不誠実な対応だと

思いますし、国会に対しても極めて不誠実な対応だということを申し上げて、時間ですので質問を終わります。

○浮島委員長 次に、真島省三君。

○真島委員 日本共産党の真島省三です。

原子力賠償機構法改正案について質問をいたします。

まず、午前中の中根議員への答弁で村瀬電が部長が、東電委員会の議事録は今後作成すると言われました。大臣にお聞きしますけれども、この作成した議事録、当然、公開されますよね。

○世耕国務大臣 これは、公文書管理法の規定、それに関連する各種取り決めに基づいて議事録というものをつくるわけでありまして、これを公表するしないは別問題であります。公表は、今までやってきましたとおり、議事要旨、そして、委員長が会議の後に開いてきた記者ブリーフィング、これによって我々は公表をしているというふうに認識をしております。

○真島委員 納得いきませんが、次に進みます。

政府は、福島第一原発の事故処理費用が十一兆円から二十一・五兆円に倍以上に膨らんだ、うち、廃炉費が二兆円から八兆円に四倍になったと試算を出しました。

これまで廃炉費用として見積もられていた二兆円の根拠と内訳を示してください。

○日下部政府参考人 お答え申し上げます。

福島第一原発の事故、これは経験したことのない未曾有の原子力災害でありまして、事故発生直後間もない段階では、限られた知見の中で、廃炉に要する資金を予測することは極めて難しい状況にあったと考えております。

ただ、こうした中でもやはり廃炉の作業は絶対必要だということで、東京電力は、当初の知見を総動員した上で、福島第一原発の廃炉費用として、平成二十三年の十二月、原子炉の冷温停止の達成までに約〇・二兆円、中長期の廃炉のロードマップ対策として〇・六兆円、通常の状態に回復した以降の対策として〇・二兆円の計一兆円を要

すると見込んでいたというふうに承知をしております。

先生御存じのように、その後、平成二十五年になりました汚染水問題という議論が顕在化をいたしました。平成二十五年九月の段階で、これを受けて東京電力は、それに要する資金も含めて一兆円を確保することが必要だと考えて、平成二十六年一月に認定をいたしました新・総合特別事業計画において、当該一兆円を今後十年間で確保すべき資金として総額を示した、こういう経緯がございます。

○真島委員 今回、原賠機構が行った有識者ヒアリングで、デブリ取り出しには、スリーマイル島のデブリ取り出しから輸送までの直接費用の五十倍から六十倍の約六兆円と見積もって、これを評価もせずに上乗せしております。合わせて二兆円と六兆円で八兆円の廃炉費は東電が負担するということになっていきますけれども、その原資は送配電事業の合理化で賄うということですから、実質的には電気代への転嫁です。

送配電事業の合理化で出た費用は本来託送料金の引き下げ原資に充てるべきですが、本法案は、その費用を機構に廃炉積立金として積み立てをさせ、託送料金の引き下げには回さなくてもよいとするものです。

そもそも、この事故炉の定義は何でしょうか。

○日下部政府参考人 事故炉の定義でありますけれども、原子炉等規制法、その第六十四条の二第一項で、特定原子力施設として指定された発電用原子炉施設に係る実用発電用原子炉というのが法的な定義でございます。

○真島委員 それでは、現在対象となっているその事故炉の原発名を具体的に挙げてください。

○日下部政府参考人 具体的に特定されておりますのは、福島第一原子力発電所に設置する一号機から六号機までを指すものと認識をしております。

○真島委員 汚染水処理というのは、この廃炉という中に含まれているんでしょうか。

○日下部政府参考人 今先生御質問の、廃炉という広義の概念の中に汚染水に対する処理対策は含まれているのかという御質問であるとするならば、それは含まれておるということでございます。

○真島委員 原子炉等規制法の廃止措置というのは、解体をして更地にするまでということになっていますが、この規定は、通常炉の廃炉だけではなくて、事故炉の廃炉も想定しているのか。そして、事故炉の廃止措置の終了は一体どこまでを指すのか。お答えください。

○青木政府参考人 お答えいたします。

先ほど紹介がありましたように、東京電力福島第一原子力発電所は、事故後の改正されました原子炉等規制法の規定に基づきまして、現在、特定原子力施設に指定されております。

現行法令上の特定原子力施設の廃止措置の取り扱いですが、当該発電用原子炉施設の解体、保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質の汚染の除去、その他の原子力規制委員会規則で定める措置を講じることが求められております。

また、廃止措置の終了ということでございますけれども、廃止措置の終了につきましては、原子力規制委員会規則で定める基準、こちらに基づきまして、原子力規制委員会の確認を受けた段階で廃止措置の終了ということになります。

○真島委員 今、通常炉の廃炉について説明されただけですけれども、実際は、事故炉と通常炉、区分がされていないんです。同じのはずがありません、実際の作業としては、それで、廃止措置に必要な期間や費用も、通常炉の廃炉と事故炉の廃炉は全く違うはずなんです。

だから、果たして廃炉費用が八兆円が済むのかという問題があるんですけれども、大臣は、先日来、上振れすることは想定していないとおっしゃっています。

しかし、先日の私の本会議質問に対する答弁の中で、将来的に、必要となる資金が見通せるようになってくれば、その時点で追加するものは追加

する、また、デブリ取り出し後の処分費用、きょうもおっしゃっていただきましたけれども、今回の廃炉費には含まれていないというふうにもおっしゃいました。

今後、汚染水処理を含めた事業の進捗に伴って、状況が変化して費用が変動する、あるいは、新たに見積もりが可能になった費用が追加されるということがあり得るということですね。

○世耕国務大臣 まず、今八兆円としているのは、いわゆるデブリを取り出すところまでというところでありまして。そこまでは有識者にお諮りをして、これは東電改革委員会の委員長がお願いをするという形で試算をしてもらって、スリーマイルアイランドの五十倍から六十倍ということで八兆円という数字を出して、そして、その数字をもとに、東京電力にこれから非連続の改革をやっていつてもらうということでありまして。

ですから、そこまでの所要資金の見通しについては、有識者からかなり保守的な見通しだというふうにも言っていたいただいておりますので、現時点において最新の得られる情報に基づいて、一定の蓋然性を有するものとして示したものであって、上振れすることは想定していません。

今後、汚染水処理も含めて、事業の進捗や技術進歩に伴って、所要資金の見通しが変動することもあると思います。ただ、それは、上に変動するだけではなくて、イノベーションなどによって費用が減るということも十分あるというふうに思っております。費用の低減に取り組むことで、福島島の復興の加速化、充実を図ることが重要だと思っております。

それで、デブリを取り出した後のこのデブリ後の費用、資金というのは、これは入っています。これは恐らく、これから三十年後、四十年後、もう廃炉の作業が終局に向かっていく中で、ようやく試算ができるようになってくるんだらうというふうに思っています。この辺は、私が本会議で申し上げたのはまさに、そのところでありまして、将来的に、必要となる資金が見通せるように

なつてくれば、その時点でお示しをするというふうに考えております。

いづれにしても、この廃炉費用については、東京電力の経営改革によつて捻出した資金で賄うのが大原則でありまして、このデブリの取り出し後の費用についても、東京電力の経営改革によつて賄つていくことになると思つております。

○真島委員 今後見積もられたものは追加していくというふうに繰り返して言われているわけですが、東電が引き当て済みの一兆円も、現時点で合理的な見積もりが可能な範囲の金額とされています。だから上限じゃないんです。先日の委員会でも、この間何度も紹介されているあの日本経済研究センターの試算ですね、先ほど大臣も言われましたように、汚染水処理費用だけで三十二兆円という見積もり、私は非常にリアルだと思うんです。

先日、本会議で、汚染水対策やデブリ取り出しが難航すればその費用はさらに膨らむんじゃないかと大臣に聞きましたけれども、この点について大臣は答弁しませんでした。

そこで、もう一度確認します。汚染水対策やデブリ取り出しが難航すればその費用はさらに膨らんでいく、このことを確認したい。そして、汚染水処理がうまくいかなければその先の廃炉作業にも進んでいけない。この二点、確認したいんですけれども。

○世耕国務大臣 まず、汚染水対策も含む費用として、我々は八兆円というのを蓋然性のある数字として今見込んでいます。これが上振れをするということは考えておりませんし、今後、将来的な事業の進捗や技術進歩に伴つて所要資金の見通しが変わることもあり得ますけれども、廃炉技術におけるイノベーションや除染の加速化、効率化などによつて費用の低減に取り組むことで、福島復興の加速化、充実を図ることが重要だと考えています。

また、汚染水対策については、今着実に凍土壁の遮水効果があらわれてきております。現実、着

実に進捗をしているわけでありまして。加えて、予防的、重層的な対策を進めているため、仮に汚染水対策の工程の一部に遅延が生じたとしても、直ちにその他の廃炉の工程に影響を与えるものではないと考えております。

○真島委員 またちよつと答弁がなかったですけども、汚染水処理がうまく進まなければ廃炉作業全体がおくれないんじゃないかということをお願いしているわけですが、もうこれはいいです。

福島第一原発の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ、この中でも、汚染水問題の解決が一番の緊急の課題だ、廃炉の前提だというふうな位置づけされているわけです。だから、地下水の流入量を減らすために、海側遮水壁、地下水バイパス、フェーシング、こういった、国と東電が切り札とする対策が次々ととられてきましたが、どれも決め手にはなっていない。しかも、汚染水地下処理場からの汚染水漏れ、フランジ型タンクからの汚染水の海洋流出と、トラブルが相次ぎました。

そして、最後の切り札として出てきた陸側遮水壁、通称凍土壁で、建屋への流入量が日量三百トンから約百二十トンに減った。目標の百トンをおおむね達成したと経産省は言っていますけれども、しかし、平均値でさえも目標に届いていない。

そして、二〇一六年、昨年の八月、九月には、台風が来て、地面よりも水位が高くなつて、地下水が地面から噴き出したんです。次の大雨の時期を待たなければ効果は評価できないと言われています。とうとう原子力規制委員長も、凍土壁は本質ではないとまで言い出しています。

現時点で、凍土壁にかわる次の案というのは全く検討していないですよ。ね。○田中政府参考人 お答え申し上げます。先ほど来御答弁がございまして、凍土壁というのは、単体の対策ではなくて、地下水バイパス、あるいはサブドレーンによる地下水のくみ上げ、あるいは敷地舗装などの施策とともに、重層

的、予防的にさまざまな施策を進めるということになっておりますので、その総合的な結果として、例えば先ほどおっしゃられたように、建屋内に流入してくる水の量が四百トンから百二十トンに下がってきているということが……(真島委員「次を検討しているかどうかだけ答えたらいいです」と呼ぶ)はい。

それで、その上で今後の検討策としては、例えばサブドレーンの強化ということを含め、サブドレーンの新設をする、あるいは既存のものを強化をする、浄化設備の系列をふやす、集水タンクといった途中プロセスのタンクの増強を図るといったようなことによつて処理量をふやすというふうなこともやっております。そういうことを含めることで汚染水対策をまたしっかりと進めていく、そういう所存でございます。

○真島委員 何かもう後手後手に見えるんですよ。

先ほどでも、凍土壁が九八%程度凍っている。しかし、九八%凍つてこれほど効果があらわれないものかと、地質や地下水の専門家の皆さんはおっしゃっています。もしかしら、建屋の底部から水が湧き出している可能性もあるんじゃないかという指摘もあります。

凍土壁については早くから、陸水学会や地盤工学会の研究者が問題点を指摘していました。東北地方の地質調査業協会の方々も、従来型の工法で敷地を囲む規模に広げて、根入れをもっと深くして遮水する方法を提案しておりました。

汚染水問題というのは、もう東電一社では太刀打ちできないと思うんですよ。何か今、最初に工法ありきでやっているような気がする。地質や地下水の専門家の英知を本当に結集しているのか。それで、専門家の方々に私はお会いしているの

聞いてきました。英知を結集するために欠かすことができないのが、ボーリングや地下水の調査の生データ、これがなかなか東電に要望しても出てこないんだ、これが一番の問題だとおっしゃっ

ているんです。

大臣、国が前面に出る、内外の英知を結集すると繰り返しておっしゃっています。そうであれば、地質、地下水に関するデータ、ボーリングコア、気象や地下水のリアルタイムの観測データ、こういうものは公開できるものですか、東電に対して公表を求めて、いろいろな地下水、地質の専門家の方が知恵を寄せ合えるようにすべきだと思うんですが、どうでしょうか。

○世耕国務大臣 おっしゃるよう、英知を結集するということは非常に重要だと思います。

そもそも、この凍土壁という工法をとるに当たっては、まさに、建築、土木、あるいは地質の専門家の英知を結集して、いろいろな案を比較検討した上で、凍土壁が一番ベターだということやらせてもらっているんだらうというふうに思います。これからもぜひいろいろな御意見は耳を傾けていきたいと思つています。

福島第一原発の地形や地質構造、地下水のデータといった基礎情報は、効果的な汚染水対策の立案にもこれは不可欠だというふうに思います。

このため、廃炉・汚染水対策関係協議会のもとに設置された汚染水処理対策委員会における検討に当たつて、東京電力から提供され、そして外部の専門家の方も利用できるように、こういったデータは公表をされているわけでありまして。

また、当然、議論する上で降雨量なんかも重要です。それから、降雨量などの気象データですとか、あるいは建屋への地下水などの流入量についても、東京電力が毎週データを公表しているわけでありまして。

こういったデータで外部の方にもいろいろ御議論をいただいて、いただくべき御意見はいただきたいというふうに思っていますし、そういう議論を活発にできるように、東京電力がしっかりとデータを公表するように今後とも指導していきたいと思つています。

○真島委員 ぜひよろしくお願いします。ロードマップでは、号機ごとのデブリ取り出し

方針の決定を今年度をめどに行うとなつていますが、現実には、デブリの状況もまだよくつかめていない。汚染水対策の効果もまだあらわれない。このままで方針が決められないんじゃないかと思うんです。廃炉を三十年から四十年としているけれども、本当にそれだけで済むのか。チェルノブイリは百年かかると言っているんです、まあやり方は違いますがそれでも。

だから、本法案は、これから先、青天井に膨らみ続けていく廃炉費用を託送料金にツケ回し続けるという仕組みを今のうちにつくろうとしているんじゃないかというふうに、首を振っていますけれども、私は思います。

賠償費の過去分二・四兆円、この根拠が何かということなんです。原子力事業者が原賠機構に納付する一般負担金の額が、各事業者が保有する原発の設備容量等を基準に決定されていることを踏まえて過去分の総額を算定すると三・八兆円。ここから、二〇一一年から二〇一九年度までに納付されるであろう一般負担金の額一・三兆円を控除すると二・四兆円。これを二〇二〇年から四十年かけて回収すると年間六百億円となって、一キロワットアワー当たりの負担額は〇・〇七円。これが貫徹小委員会の説明です。

先日の本委員会では、二〇一六年十二月二十日に閣議決定された福島復興加速化指針で二・四兆円を上限としたので、これ以上膨らむことはないとおっしゃって、託送料金に乗せる場合には、消費者庁からの意見も聞いて、独立した専門委員によって構成される電力・ガス取引監視委員会等による第三者のチェックをしっかりと受けて、そしてその結果、明細票にも載せていくことが重要だとおっしゃいました。

上限を決めたからこれ以上膨らまない、明細票に書くから透明性がある、そう言わなければかりの理屈に私は聞こえるんですけども、これまでも、過去分と称した電気代へのツケ回しは行われてきました。

最初の過去分は、特定放射性廃棄物の最終処分

に関する法律、いわゆる最終処分法によるもので、二〇〇〇年に法律が制定される前の、一九六六年から一九九九年までの分を十五年かけて回収するとされました。

この最終処分法の過去分について確認したいんですが、過去分の拠出納付義務者はどのように規定され、その中に新電力は含まれているのでしょうか。

○日下部政府参考人 今御指摘のいわゆる最終処分法の過去分の拠出金につきましては、二種類ございます。

まず、第一種特定放射性廃棄物、いわゆるガラス固化体、これにつきましては、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律、いわゆる最終処分法の附則第四条、ここにおきまして、法律の施行の前年、すなわち平成十一年末となりますけれども、それまでの発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済み燃料の再処理後に生ずる、このいわゆるガラス固化体がある発電用原子炉の設置者が納付しなければならぬと規定されている。要すれば、原子力事業者が納付することです。

もう一つ、第二種特定放射性廃棄物、いわゆるTRU廃棄物というものがござります。これにつきましては、平成十九年の最終処分法の改正法の附則第三条におきまして、法律の施行の前年、すなわち平成十九年末までの、使用済み燃料の再処理等に伴い生ずる、このいわゆるTRU廃棄物がある再処理施設等の設置者、これが納付義務者となっております。要すれば再処理事業者ということでございますので、日本原燃がJAEAということになります。

したがって、これらの納付義務者の中に、いわゆる新電力は含まれておりません。

○真島委員 そうなんです。新電力にはこのときは過去分を負担させておりません。

その理由を当時の細田政務次官は、二〇〇〇年五月九日の衆議院商工委員会、二〇〇〇年三月から二千キロワット以上の特別高圧の自由化がスタートしたことに伴い、原子力発電を行っていない電力会社から電力を購入する需要家に対し、電力を使っている面では同じだから、原発に係る経費をあなたも負担しなさいと御負担していたのは適当でないと説明をしています。

最終処分法の過去分は、〇・〇八円キロワットアワー、二〇〇〇年以降の積み立て分は〇・一四円キロワットアワーというのが当時の政府答弁でしたが、結果として電気代に転嫁された額は幾らでしょうか。

○日下部政府参考人 今の御指摘のいわゆる最終処分法に基づくガラス固化体に関する拠出金につきましては、これまでに、原子力事業者等が累計で約〇・九兆円を拠出してあります。

この金額につきましては、電気料金に原価に算定し得るものでございますけれども、この〇・九兆円の金額が料金に転嫁されるかどうかという議論になりますと、部分自由化の世界でありますので、そこは一概に言えないところでござります。

ただ、仮に、この制度が措置された平成二十年度から平成二十七年までの拠出金額、いわゆる〇・九兆円でございますが、それをその間の販売電力で案分した場合には、〇・〇七円パー・キロワットアワーとなるものと認識をしております。

○真島委員 過去分、もう一つ、原子力発電における使用済み燃料の再処理等の実施に関する法律、いわゆる再処理積立金です。法律が制定された二〇〇五年以前の二〇〇四年までの分を十五年かけて回収する。これも託送料金に転嫁されていきます。ちなみに東京電力でいえば、〇・一二円キロワットアワー。

再処理積立金の積立金残高は二〇一五年度末で二兆二千四百億円。電気料金に転嫁されておりますけれども、このうち、過去分が幾らで、法律の施行後分は幾らですか。累積額をお示しください。

○日下部政府参考人 御指摘の再処理の方の積立金でございます。平成十七年に施行されました再

処理等積立金法に基づきまして、平成二十七年末現在で、累計で五・二兆円の積立金がございます。これを少し分けていきます。

このうち、平成十七年、二〇〇五年の同法施行前に発生した使用済み燃料の再処理等の費用として原子力事業者がこの法律に基づいて積み立てた金額は、平成二十七年末時点で累計四・二兆円となっております。

したがって、その差し引きの約一兆円でございまして、これは、同法の施行後に発生した使用済み燃料の再処理費として積み立てが行われたものだということになります。

この過去の四・二兆円の内訳なんですけれども、この法律の前に措置されていた再処理等の引当金制度に基づいて事業者が積み上げてきた金額が約三兆円ございまして、残りの一兆円、これがいわゆる過去分として託送回収の対象となっている、こういう計算になります。

○真島委員 今紹介していただいた二つの過去分には、最終処分法と再処理積立金という法的根拠があるんです。

今回の賠償の過去分の法的根拠は何でしょうか。

○日下部政府参考人 今回の法的な根拠というお尋ねでございました。

今回の賠償の制度につきましては、原賠機構法という制度ができております。この原賠機構法に基づきまして一般負担金、特別負担金という仕組みが制定されておりますので、一つの根拠法令はそちらになるというふうに思っております。

○真島委員 私、この機構法は法的根拠にならないと思うんです。この法律ができたときには、賠償の過去分というのはありませんでした。そして、電力全面自由化の環境も想定されていないときにこの法律ができたんです。

このほかにも、ほとんどが原発向けに使われてきました電源開発促進税、一キロワットアワー当たり〇・三七五円が託送料金に転嫁されております。二〇一四年度からは、福島第一原発事故の除

染廃棄物などを保管する中間貯蔵施設の経費にこれが使われています。

電源開発促進税法第一条、課税の目的には、「原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設等の設置の促進及び運転の円滑化を図る等のため」と。原発事故の除染廃棄物の中間貯蔵施設がこの中に入るといふふうに読めますか、この法律。

○日下部政府参考人 御指摘のとおり、電促税の課税目的を定めているのが電源開発促進税法第一条でございます。そこでは、御指摘のとおり、原子力発電施設、水力発電施設などの「設置の促進及び運転の円滑化」これを「図る等のための措置に要する費用に充てる」ということを課税の目的としております。

一方でこの中間貯蔵でございますけれども、その費用の確保を含めて国が万全を期するために、原賠機構法六十八条に基づきまして、電源開発促進勘定から原賠機構に資金交付をさせております。この中間貯蔵施設に関する資金交付によって事故後の賠償が迅速かつ適切に行われることが担保されておると考えております。これは、原発立地地域を含めた住民の安心を醸成する上で、非常に重要な施策となっておりますと考えてございます。

この原賠機構法六十八条に基づくこの資金交付でございますけれども、要すれば、原発の運転の円滑化という電源開発促進法第一条で定めている目的規定に合致するものだと考えておりますので、御指摘の点につきましては、お答えを申し上げます。これは、この電源開発促進法の目的規定の中で読み得る、読めるというふうに考えてございます。

○真島委員 費用の見積額が当初総額一・一兆円、毎年三百五十億円ずつ三十年間というものが、総額一・六兆円、毎年四百七十億円ずつ三十五年間に膨らんでいます。これを使える、法律の目的外の税金の流用はオーケーとしたのは、一片の閣議決定なんです。私、もう本当にこういうことを見過ごしていけば、立法院の自殺行為になっ

ていくと思うんです。

原発コストの電気代の転嫁はこれにとどまりません。賠償費用の原資となる原賠機構一般負担金は小売規制料金へ転嫁されています。賠償過去分を託送料に転嫁することについて、大臣はさきの本委員会、原賠機構一般負担金を例に挙げて、電力自由化を進める中で、既存の電力会社に残っている人だけの負担で、残りの人には負担しなくていいのか。今新電力を使っている方であっても、一定程度原発から過去損益した部分があるんだ。だから、全ての人が公平に取れる方法として託送料金を選んだんだとおっしゃいました。

送配電事業に必要なコストを積み上げた原価をもとに料金を算定するのが総括原価方式です。転嫁するための手段ではありません。過酷事故を想定しないで、安全神話にどっぷりつかって原発を推進してきたことへの責任をどう考えているのか。資本主義の商取引の原則にも反する、電力システム改革にも反する、そして、国民や消費者の理解を得られないと私は思います。

大臣の先ほど言った論立てならば、現在小売規制料金に転嫁している原賠機構一般負担金を、電力自由化の進展を口実にして託送料につけていくということもあり得るということになるんじゃないですか。

○世耕国務大臣 電力システム自由化の中で、託送料金というのが唯一残った規制料金ということになるわけでありまして。もともと電気事業法で、広く国民が負担すべきコストは託送料金に乗せていいという形になっているわけでありまして、その仕組みを使って、過去分という、過去国民が原子力エネルギーから裨益をしていたということ踏まえて、過去積み立てておくべきだった賠償の費用については託送料金からいただくということになったわけですね。

これはもうのべつ幕なしにやるつもりは全くありません。本当の意味で全国民からいただくかなければいけないものに関して、厳しく査定をして、いただくということでもあります。

今回だつて歯どめはしっかりかけておりますので、例えば回収金額の上限、これは本当に二・四兆円という上限を定めさせていただいておりまして、そしてこの託送料を決めるに当たっては、消費者庁の意見も聞き、独立した電力・ガス取引等監視委員会によるチェックも受け、しかもさらに、毎月消費者に届く料金明細票の中で、託送料金の中に幾ら上乗せをされているかということも明示するというところで、透明性と適正性を確保してまいりたいというふうに思います。

○真島委員 とにかく経産省が、原発は公益的なんだ、国民全体が裨益してきたんだと言つたらそのコストをどんどん上乗せできるという前例を今回つくり出してしまっているわけですね。電気代は経産省の打ち出の小づちではありません。

電気事業法を先ほどおっしゃいましたが、託送料金を値上げする場合は大臣の認可が必要です。据え置き、引き下げは届け出でいいという仕組みになっています。

先日この委員会で大臣は、今回の措置により転嫁される過去分を足しても、トータルとして料金は上がらないとおっしゃいました。ならば、この電気事業法の規定によって過去分を転嫁したとしても、認可ではなく届け出でできるということになるんじゃないですか。

○世耕国務大臣 確かに私は、過去分が託送料に転嫁される、それを上回る合理化を電力事業者に求めていくことによってトータルとして値上げにならないということの説明をさせていただいているわけでありまして。

では、具体的にこの託送料金の仕組みを利用してどうやって回収していくかについては、現在検討中でありまして、現時点で、どういう手続でやるかも含めて、まだちょっと詳細は決まっていないうということでございます。

○真島委員 さらに、電気事業法第十八条第七項 同条八項では、他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合として経産省令で定める場合には変更届け出でよいと規定して

います。

賠償過去分は値上げ認可を受けなくてもいい場合に該当すると経産省が判断した場合 値上げでも認可は要らない、届け出でできる。これはどう対応されるんですか。

○世耕国務大臣 今おっしゃっている話は、例えば、税金が何か追加をされた場合とか、そういったときはもう自動的にその分が乗っかってくるわけですから、届け出でという形になっているわけでありまして。

今回、託送料の上乗せ分をどうするかということについては、先ほど申し上げましたように、現在検討中でありまして、詳細についてはまだ決まっております。

○真島委員 いや、検討中というままでこういうことを決めていいのかと私は思いますけれども。

大臣は、託送料金に乗せる場合は、消費者庁から意見も聞いて、独立した専門委員会によって構成される電力・ガス監視委員会等による第三者のチェックをしつかり受けるんだと明言されていきます。

しかし、電気事業法の条文では、経産省の判断次第で、認可によらずに届け出でできるといふうになっているから確認しているわけです。

届け出でも消費者庁からの意見を聞く仕組みになっているんじゃないですか。

○日下部政府参考人 電気料金に関する届け出に際しましては、電気事業法上は、事業者は、消費者庁等から特段の意見聴取は求められておりません。

ただ、今回の件につきましては、この審議の中でも何回も御議論され、こちらもお答えさせていただいておりますけれども、今般の、賠償の備えの不足分を託送料金によって回収するに当たっては、法律では求められていないんだけれども、消費者庁の当然意見も聞き、電力・ガス取引等監視委員会のチェックも受けるし、さらに料金明細書への記載も考えるということ、政府の方針と

して明言をさせていただいたということでございます。

○真島委員 二〇一二年七月に、東京電力の電力料金値上げ認可申請にかかわる査定方針、この中にこう書かれています。なお、委員会における議論の中では、福島第一原発安定化費用、賠償対応費用のいずれについても、競争的市場を想定した場合に、本来、事業者はこうした将来のリスクに備えて保険に加入すべきである。保険に入らず生じた損失リスクについては、事業者、ひいては株主が負担すべきものであるとの意見があったと記述されています。私は当然の意見だと思っております。

このとき、東電は、プラントの安定状態維持継続、発電所全体の放射線量低減、汚染拡大防止、使用済み燃料プールからの燃料取り出し、燃料デブリ取り出しの四つの計画を、中長期ロードマップ対応費用として五千二百二十億円の特別損失を計上しています。

事故を起こした加害事業者が事故処理費用を負担するのは当たり前です。過去分と称してこの先四十年間、国民の電気代に転嫁するというのは、私はとんでもないと思うんです。

四月七日の参考人質疑で廣瀬東電社長が、東電が破綻処理を免れ、存在を許されているとおっしゃいました。機構法による資金援助がなければ、東電はとくに破綻しています。

東電委員会の委員も務める遠藤典子参考人は、原賠機構法は、地域独占、総括原価の喪失をもたらし電力システム改革を想定していなかったと指摘をしておりますけれども、政府も同じ認識でしょうか。

○世耕国務大臣 原賠機構法が、被害者への迅速かつ適切な損害賠償のための万全な措置などを確保するため、平成二十三年八月に制定をされたものであります。これは、震災直後のかなり混乱した時期だったのかなというふうに思います。

一方で、電力システム改革の議論というのは、平成二十三年十二月の総合資源エネルギー調査会

基本問題委員会の論点整理の中で垂直統合や地域独占の見直しの必要性が指摘をされて、そして、平成二十四年二月から電力システム改革専門委員会において具体的な検討がされてきたわけであります。

もちろん、機構法の制定時点においても、将来的にさらなる自由化が行われるということは、念頭にはあったんだろうというふうに思いますけれども、実際に今措置されているような徹底的、抜本的なシステム改革までは必ずしも想定をされていなかったのではないかとこのように思います。

また、特に震災後の混乱の中で、やはり被災者にしっかりと賠償を届けることの方の重要性が優先されたという面も、あの時点では、二〇一一年八月時点ではあったんだろうというふうに思っております。

今回の原賠機構法の改正によって、徹底した自由化が進展した中においても、事故炉廃炉の確実な実施を確保することを目的として、事故事業者に対して、廃炉に必要な資金を積み立てることを義務づけていきたいというふうに思います。

○真島委員 おっしゃるとおり、原賠機構法というのは電力システム改革を想定していなかったんです。貫徹小委員会の中間取りまとめ、二〇一七年二月に出されていますが、この中でも、「現行の一般負担金は、従来、総括原価方式の下で将来にわたって回収することを前提としていた」と指摘をしております。

原賠機構のスキームについて大臣は、六年間の歴史がある、一秒たりともとれない、スキームを変えるという議論はどうなんだというふうに先日おっしゃっていました。電力システム改革を想定していない原賠機構の制度に無理やり合わせると言っているような、電力システム改革のもとで、それを想定していない原賠機構のシステムに無理やり合わせなさいと言っているように聞こえませんか。総括原価方式が残っている託送料金に転嫁する、答えはそういう方向にしかないんです、その理屈で言えば。

一般家庭の消費者は、過去分、過去分と言われていますが、もう何度も言われているように、過去には電力会社を選ばませんでした。原発の電気は欲しくないと思っているけれども、原発で発電した電気を買わなければならなかったんです。一般家庭の消費者は、電力システム改革でようやく電力会社を選べるようになったんです。原子力以外の電源を選択した消費者に対して、あなたたちも過去の裨益があるんだ、そう言っただけで託送料に原発事故コストを転嫁していくというのは、先日も私申し上げましたけれども、消費者の選択権の侵害だということに思っています。

経産省の電力小売自由化に関する消費者選択行動アンケートというのがありますよね。この中で、「電気の購入先または料金プラン変更後の満足理由」という問いがあります。全体のこの答えの中では中位ぐらいなんですけれども、回答の多さで言うと真ん中ぐらいなんですけれども、「原子力発電以外で作られた電気を購入できること」と答えた方が七・六%いました。

賠償過去分を初め、託送料に原発コストを転嫁するということは、こうした消費者の思い、選択するという行動を尊重しているというふうに言えるんじゃないでしょうか。

○世耕国務大臣 ですから、託送料で広く国民からいただく分というのは過去分に限定をし、上限も課している。二・四兆円分だけは回収をさせていただきたい。確かに、当時は選択の余地はなかったわけでありまして。だけれどもそれは、地域独占という中で安定的な電力が供給をされて日本が経済成長したというメリットは何らかの形で全国民受けているわけでありまして、この分については、やはり視点は、福島の方さんへの賠償をどうやって負担するか、これを責任を持ってきっちり継続できるようにどうするかということでありまして、ここはやはり、国民に託送料を介して負担をお願いしなければいけない。

当然、原発が嫌で新電力を選択している方もいらっしゃるかもしれない。ですから、これからの

分に関しては新電力は負担をしていないわけでありまして、これから先の分としての賠償積み立てについては新電力は負担をしていない、再生可能エネルギーだけの新電力は負担をしていないわけでありまして、その点はぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○真島委員 一応、通告していた質問が今で終わってしまったんですけれども、時間がちよつとありますので、ちよつと何点か大臣に聞きます。本会議で私が、福島の方々の苦しみや青天井の事故処理費用を直視しても、なお原発は低廉な電源だと言えませんかと聞きました。そうしたら大臣は、福島事故処理費用を勘案しても低廉な電源だとおっしゃった。

私が聞いた本意は、お金に換算できないような福島の方々の苦しみを直視しても、安ければいいと思いませんかみたいな意味で聞いたんですけれども、伝わりませんでした、大臣には。

それで、このときのやりとりを聞いていた方から私のところに、事故を起こしても安いと言うのなら、東電が払えばいいじゃないか、国民にツケ回すなどという声が幾つか届きました。

この点はどう思いますか。

○世耕国務大臣 安いか高いか、済みません、私は、それは金額を聞かれていますと思ったので単価でお答えをしたわけでありまして、やはり事故を起こしたということは、これは真摯に反省しなきゃいけない。そして、安全神話に寄りかかって、そういう事故が起こったときの積み立てを怠っていたこと、このことについてもやはり真摯に反省をしなきゃいけない。

その上で、福島の方さんに関しては、賠償をしっかりとやる、廃炉・汚染水対策をやって復興をしっかりと進めていくという責任を果たしていかなければいけないんだというふうに考えております。

○真島委員 もう一つ、貫徹小委員会の中間取りまとめのパブリックコメントに約千四百件を超える意見が寄せられています。その圧倒的多数が、

事故処理費用の託送料金へのつけかえなどに批判的あるいは反対の意見だった。

このパブリックコメントが出たのが二月六日なんですけれども、このパブリックコメントで問われている内容が、既に昨年の十二月二十日に閣議決定されているわけですよ。福島復興加速化指針で、賠償費の過去分は広く需要家全体の負担にする、そのために必要な託送料金の見直し等の制度整備を行うと。

これはおかしいと思いませんか、パブリックコメントよりも何カ月も前に方針を決めちゃっているというの。○日下部政府参考人 福島復興加速化指針、この閣議決定は、福島全ての諸問題について政府の基本方針を定めるという意味合いで、大きな方針を定めさせていただきました。それとは別途、制度的な側面につきましては、よりきめ細かく、制度の特性に応じてパブリックコメントを求めています。この二つのプロセスを踏んだというふうに考えてございます。

政府は、福島復興加速化指針の中で述べた基本的な方針に基づきながら、最終的に制度的にはこういうふうにしたというパブリックコメントを年明けにさせていただいた上で、今回、こういう形で制度を構築しているということでございます。○真島委員 私、やり方が、東電委員会の議事録非公開というのがあるんですが、国民の声に聞く耳を持たない、本当に強権的なやり方でこんな大きな問題が進められているというふうに非常に思っています。

公害健康被害補償法の基本原則は汚染者負担原則、私はこの点に反しているんじゃないかなと思います、このやり方です。消費者基本法には消費者八つの権利というのが明記されています。その中の一つが、商品を選択できる権利なんです。私は、この託送料のつけかえはこれを踏みこむものだと思います。

そして、今申し上げたパブリックコメントの扱いも含めて、消費者が契約の同意もしていない過

去分を、国民の声も十分に聞かず、理解も得られないまま、あるいは、立法府の承認も経ずにこういうことを閣議決定とか経産省でどんどん決めていくというのは、私はどうなのかな。やり方が違う。

そして、先ほど来というか、今国会、この審議の中で世耕大臣は、福島のためだ、だから誰かがこうやって負担するしかないんだということを繰り返してしまっていますけれども、福島のために資金をつくらなきゃいけないというのは、もう国民が思っていますよ。だけれども、そのやり方が今議論されているわけです。福島のためにはこのやり方しかないということはない。いろいろなやり方がある。

私たちはこの法案の審議の中で繰り返して言っていますように、負担の順番が間違っていると思うんです。まず、東電の経営責任、株主の責任、メガバンクなどの貸し手責任、そして原子炉メーカーの製造者責任、個々に責任にふさわしい負担を求めた上で、それで足りない分を、消費者の皆さん、国民の皆さん、みんなで負担しましょうという順番でいかなければ、私は国民の理解は絶対に得られないと思います。

こういうやり方をして、順序を追ってやっていくのが、福島復興のための資金づくりに、また、消費者が負担するということに対して国民的合意が得られる唯一の道だというふうに思います。そのことを申し上げて、質問を終わります。

○浮島委員長 次に、木下智彦君。○木下委員 日本維新の会、木下智彦です。本日もお時間いただきましたありがとうございます。きょうは久しぶりの長丁場ということで、もうしばらく、あと三十分ほどですので、御辛抱いただきました。おつき合いたいただきますように。私もなるべく早く終わるつもりで頑張りますので、よろしく願っています。

それでは、そうはいいながら、前回の質問から、今回、続けて私質問させていただいているので、前回の質問の流れ、それから間に参考人質疑

も挟まりましたので、その辺も含めて、ちょっとおさらいをしながら話をさせていただきたいなというふうに思います。

一番最初に大臣に前回聞いたのが、コストの算出方法。六兆円かかるというふうに言いながら、実際に具体的な積み上げによる、想定作業を積み上げてやるというのは、今の時点ではやはりできない。ただ、その中で最適と思われる方法でコストを見積もったんだというふうなこと、これを大臣の口からしっかりと聞いていただくことが今回の法案に関して一番重要なことなということ、しっかりと話し合いたいというふうに思っているんです。

その次に話したのが、電力システム改革、電力の自由化、この加速と、積み立て計画、この積み立て計画の履行というものの関係性。要は、自由化がどんどん進んでいったときに、今までの独占状態であった東電管内の電力、これがそうではなくてくる、経営が合理化されて、そのほかの会社が入ってくる。そうなったときに、実際にこの積み立て計画をしっかりと履行できるような、東電がそういう経営ができるかどうかというような観点でお話をさせていただきました。

その点について大臣が言われていたのは、確かに東電はインフラ環境というものは、今までなかった、一番苦手とされていた。そうはいいながら、海外にも市場を広げていくようなことも考えたりして、何とかやっていかなければ、当然、その裏にあるのは何かというと、東電がしっかりと経営を継続していくことによって、こういうお金を、補償、賠償もそうですね、除染対策なんかもそうだけれども、そういったものも含めて、東電がしっかりと責任を担って生きていかなければ、そういう負担もできない、今までの仕組みと違うことを考えていかなければならないのという話だったと思うんです。

ちょっとそこでもうかと思うんですけれども、そういう話を聞いて、間で参考人質疑があったんです。参考人の方々、来られていたの

が、五人ほど来られていましたけれども、東電の廣瀬社長、それから電事連の会長、勝野会長ですね、それから労働組合の方がいらつしやったり、大学の先生がいらつしやったり、そして株式会社エネット、新電力の社長がおられたんです。

私、同じような話を聞いたんです。電力の自由化といったときに、当然、今までの東電の管内であつたところで、まず最初にエネット、新電力の社長に聞いたんですけれども、あなた、今後どれぐらいのシェアを元の東電管内でとられようと思つていますかというふうに聞いたんです。その後、東電廣瀬社長に、シェアをどれぐらいは維持していきたいと思つていますかと。十年後、二十年後、三十年後でも別に構わないです。何年でも構わない。それからもう一つ、電事連の会長には、中部電力の社長でもいらつしやいますから、好ましいシェアって、どういうふうになれば自由化というのにとつて好ましいと思つていますかと聞いたんですけれども、今大臣に聞くのも申しわけないのでそのまま言っちゃいますけれども、三人ともしっかりとしたことを言われなかつたんです、何%ですとかということ。

当然言われないでしょう。当然言われないでしょうけれども、それが当然であつては私はいけないんじゃないかなと思つたんです。というのは、この特殊な電力業界、だから言わないということになるんだろうと思つますけれども、普通は、株主を当然皆さん抱えている。それで、何年後、どれぐらいのところシェア何%は確保したいというのは、当然目標として掲げていくものであつてしかるべきだと思つているんですけれども、まだまだ、そういうことを考えると、電力システム改革自体が好ましい方向に進んでいないんじゃないかなというふうにちょっと思つてしまつたんです。

ここでもう大臣に聞きたいんですけれども、では、好ましいのは何%ぐらいですかとか、例えば東電がどれぐらいシェアを維持していたらいいと思つていますかということを、これは大臣には

聞かないです、後で聞きたいと思うので、ちょっと考えていただきたいんですけれども。

ただ、そういう指標というのがあつてしかるべきだと思うんですけれども、実際になくてもいいと思われませんか。やはり、近い将来、各社が何%というシェアを自分たちが言うような、そういう市場ができなければ本当のシステム改革が進んでいないというふうに見えると思うんですけれども、大臣、いかがお考えでしょうか。

○世耕国務大臣 私は、通信という、もともとNTT独占のところから競争が導入された世界から、今、その経験をもとに電力を見ているんですが、競争という面、自由化という面から見ると、まだまだ電力は始まったばかりだな。通信は大分競争も進んで、NTT、もう携帯電話も含めてシェアは大分落ちていますし、かなり完全な競争に近い状況になっているのかなというふうに思います。それに比べて、まだ何周もおくれているなという感じがします。ただ、国が何%ぐらいがいいなと言ふのは適当ではないと思います。

ただ、これは、既存の電力会社も、あるいはこれからどんどんユーザーを拡大していく新電力の経営者も、やはり、何年後にはこれぐらいのこと、これを、逆に、既存の電力は受ける立場ですから、これぐらいまでなら何とかしかり経営がやっていると、あるいは、ここ以上は絶対に失わないようにお客さんサービスを充実させて、今いるお客さんをつかりつなぎとめておこうとか、そういう戦略は当然経営者である以上持っているべきだというふうに思います。

○木下委員 すぐきれいにまとめていただきたいかなと。

私も、前回ちょっとお話しさせていただきましたが、出向等々で六年ほど隣にあるNTTドコモさんにいましたので、そうしたら、毎月、純増、純減というふうな、加入者が何人いるか、何人出ていて何人入ったか、そればかりなんです。毎月、月初めになったら机に置いてあります、こうなりました、こうなりましたと。どんどんどんどん

減つていく時期を体験したので、そういうことにすぐキーンに、熱心に、キーンに言うところ、速記で、何て書いたと、この間怒られた。熱心に、熱心というのかセンシティブ、またセンシティブと言ふとあれですね。そういうふうな感じで見えていたんです。

やはりそういうふうな電力の業界もならなきゃいけないんだろなと思つていたので、そういう感覚を持つていらつしやる大臣なので、ちょっとそういうふうな聞かせていただきました。

ちょっと後で教えてくださいと言つたのはどういうことかという、これも通告にないのだから、計算するときに、積み立て計画でこういうふうにして、これぐらいの金額に将来していくんだと計算するときに、東電がこの時間軸でどれぐらいのシェアを持つていけるから売り上げがこれぐらいあつて、だからこれぐらい積み立てられるよとか、そういう想定というふうなことは、私はある程度はされていっていると思うんですけれども、そういう観点で何かしら根拠というのがあるのかなと。

これは難しいと思うんですけれども、例えば、一つは託送料金の部分で大体これぐらいと。それで、大まかに見て、今売り上げがこれぐらいあるけれども、これぐらいに減つてくるから大体これぐらいは積み立てられるよねと計算しているのか、その中に綿密に、大体、例えば電力システム改革はこのぐらいの時期にこう進むから、シェアがこうなつていって、当然のことながら価格競争もあるだろうし、そういうことも含めてある程度計算されているのかどうか。この辺、実際どうなのか教えてください。

○村瀬政府参考人 お答えを申し上げます。

法律の関係でいいますと、第五十五条の四で「廃炉等積立金の額」ということが規定されております。その二項で、二つ、一号、二号がありまして、廃炉等の積立金の額は、「次に掲げる要件を満たすために必要なものとして主務省令で定める基準に従つて定めなければならない。」とあり

ます。

一号は、もちろん、長期的見通しに照らして廃炉等を適切かつ着実に実施するために十分なものであることという視点でございしますが、もう一つ、二号において、廃炉等実施認定事業者、これは、この場合で言う東京電力でございします。東京電力の収支の状況に照らし、「電気」の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼすおそれのないものであること」ということで、この場合であれば、東京電力の収支の状況に照らして判断がされるということになります。

したがって、シェアがどうかはともかく、この積立金の額を決める機構は、東電の支援者として東電の収支の状況、経理の状況について把握する立場にございしますので、そういった東電の収支の状況も踏まえた上でこの額が決められていく、こういうスキームになっているところでございします。

○木下委員 わかつたようなわからないようなあれだったんですけれども、要は、目標金額はこういうふうにして決めていきますよ、でも、実際にどうなるかわからないから、どうなるかわからないと言つたらあれでいいけれども、そのときそのときの状況をしっかりと機構が見た上で、積み立ての計画を、前も言われていましたけれども、見直しもするし、もしかしら増加させることもあるかもしれないというふうな、それをやっていくんだという形の、そういうまとめでいいんですかね。今うなずいていただいたから、そうだと。

それが私は重要だと思つていて、そのときに、やはり本当は、今のこの目標で六兆といったときに、どれぐらい精緻なものがあるのかなということとだったんですけれども、なかなかちよつと難しいんですかね。ありますか。(村瀬政府参考人)はい(と呼ぶ)では。

○村瀬政府参考人 今、新・総合特別事業計画というものがございまして、これは、東電と機構が共同で作成をいたしまして、大臣の認可を受けて

いるものでございます。

現在、これは新・総合特別事業計画ということで、改定プロセスがございまして、その中で、当然、東京電力の収支の状況についても踏まえて認可がされていくという中で、今議員御指摘のような、当面の東京電力の収支の見通しといったようなものを確認されていくということになるかと思ひます。

○木下委員 ありがとうございます。

準備していたものじゃなくて、今ここで立つて聞いた方がいかなと思つたことに全部答えていただいたので、これ以上は聞かないようにして、また個別で教えていただければというふうに思ひます。

そういう話を聞いて、おもしろかったです、参考人の方々の状況を見ています。ちゃんと答えられなかった。

それからもう一つ、前回言わせていただいたことなんですけれども、またきょうも手元に持つてきたんですけれども、「廃炉の大切な話」という、資源エネルギー庁が出されている冊子がありまして、これはすごくよくできています。よくできているなというのか、いいことを書いてあるんですよ。丁寧に書いてあります。非常にいいこともたくさん書いてある。

ただ、私がちよつと前回言わせていただいたのが、汚染水の話。汚染水について、セシウムとかストロンチウムについては除去していますよ、多核種除去装置等々で除去ができています。ただ、トリチウムが残っていますということがあると、それをタンクにためているんだという話。

「これまでの対策の効果」というふうな下に書いてあつて、建屋への地下水の流入量が減つていまして、と、当初より周辺の海域の放射性物質の濃度は格段に減つていて、非常に抑えられていると。これはすごくいいように書かれています。

ただ、この右側のところにちよつと「トリチウムとは？」というふうな書いていて、これも何度とも言わせていただいて、あしたちよつと別の

委員会で話をしようと思つてゐるんですけれども、「タンクに貯蔵された水に含まれたトリチウムは、自然界にも存在し、私たちの飲む水道水にも、私たちの体内にも存在します」と。ちなみに、水道水には一ベクレル・パー・リッター、人体には数十ベクレル・パー・リッターというふうになっている。それで、下に、「こうした水の取り扱いについては、現在、技術的観点のみならず、社会的観点も含めて、総合的な検討を丁寧に進めています。」こう書いてある。

前回御答弁いただいて、では、今時点でタンクにためられている、タンクにためられているというのか、汚染源を取り除いて、ストロンチウムであるとかセシウムだとか取り除かれて、トリチウムだけが残った水が今出てきている分、昔にたまった分はすく多かつたということですから、今出てきているので一リッター当たりどれくらいベクレルあるんですかというふうにして言うと、御答弁で三十万ベクレルぐらいというふうに言われましたか。三十万ベクレルなんです。

でも、これを見てみると、三十万ベクレルと全然書いていなくて、いかにも、もう安心。安心なのかもしませんが、そのトリチウムがあつたからどうなのかわからないし。ということで、書いていない。

これは、せつかくいいことを書いてゐるのに、よくないですね、もうちょっと今度検討してくださいねという話をさせていただいたんですけれども、これはぜひそういうことをやっていただきたいなど。だから、あえてちよつとこういうふうな話をもう一度させていただいています。

ただ、何で私はここで言いたいか。これも重ねてなんですけれども、今、四月になって、避難されていた方がたくさん帰つてこられている。戻つてこられた。戻つてこられたことの一番の心配事とは何ですかという、やはり、放射能の汚染がまだあるんじゃないかと、福島第一原発の近くだと何が起こるかわからないというそこはかたない不安があると。それを何とか解消していつてあ

げること、それから、普通の生活ができるようにしていくことというのが一つ大きなところだろう。

ただ、この今の問題、だからこそ、技術的観点のみならず、社会的観点も含めて総合的に丁寧な検討をしていくというふうになつてゐるんだと思ふんですけれども、これをちゃんと解決しておかないと何が起るかという、あの例の豊洲と築地の問題のように、不安だけをあおられてしまつて非常に問題になる。本当に技術的にはこういうふうなことは安心なんですよということが言えるような状況になつたとしても、そういう問題が残つていくと思ふんです。だから、ここに今の状況というのは明確に書いておくべきだったんじゃないかなと私は思つたわけです。

ただ、ちよつと事前にいろいろ話を聞いたときに、この冊子をつくられるときに、福島、被災者の方々や綿密に打ち合わせをした上でつくられたというふうな聞いてゐるんですけれども、これは間違いないですか。それで、間違ひなかつたら、何か、実際にそのタンクにたまつてゐる汚染水が何ベクレルとかというところをここで書かなかつた理由とか、そういうこともあつたのであれば、それを教えていただければと思います。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のパンフレットでございますけれども、まさに福島第一原発の現状を地元の皆様方にわかりやすくお伝えをするということを主眼につくつてまいつたものでございまして、とりわけ、まさに避難指示解除が進んで、これからまたいろいろな方が戻るかどうかというふうな判断をされる、そういったことにも参考になるようなものをつくりたいということがあつたものですから、実は、その際に、被災市町村を含めました地元関係者の方々に、まず私どもの原案をつくつて、それをお示ししながら、いろいろ御意見をいただいたりしながら作成をしたというのが作成の経緯でございます。

その中では、こういうことも書いてほしい、あ

あいうこともかといつて、いろいろな意見がある一方で、非常に重要な点といたしまして、やはり広いいろいろな方に読んでいただくためには、余りいろいろなことを詰め込み過ぎると伝わりないう、特に役所の方はいろいろなことをたくさん書こうとするけれどもということを大分厳しく御指摘をいただきまして、ページ数のようなことも含めまして、情報を絞り込む重要性ということも大分ありまして、そういういろいろなことの判断の中で今の形に至つたということがございます。

ただ、このパンフレットは、実はこれは二回目でございまして、今後とも定期的な見直しをしていくというふうな思つておりますので、まさに御指摘をいただいたような点も踏まえながら、また地元の御意見も丁寧に向ひながら、今後とも必要に応じて見直しを行つていければというふうには思つております。

以上でございます。

○木下委員 ありがとうございます。

言いながら、結構、細かいことが書いてあると思ふんです。全部書けていないとは思ふんですが、さつかもどなたか質問されてましたけれども、例えば、凍土壁が実際にパフォームンスが思つていたようにできなかったとか、そのために、調べるときに、ボーリング調査をしたような数値が出てこないであるとか。ただ、大臣がお答えされていたのが、そのときそのときでベストだと思ふことをやっていただろうというふうな感じのことを言われたんです。

これは私、言葉の揚げ足をとつて申しわけないですけれども、だろいうじやだめだと思つてゐるんです。だろいうじやだめだと思つてゐるんです。さつかもどなたか質問されてましたけれども、例えば、凍土壁が実際にパフォームンスが思つていたようにできなかったとか、そのために、調べるときに、ボーリング調査をしたような数値が出てこないであるとか。ただ、大臣がお答えされていたのが、そのときそのときでベストだと思ふことをやっていただろうというふうな感じのことを言われたんです。

ぜひこれは、私がここでかわりに宣伝しておきますけれども、本当にいいと思つてゐるので、だからこそ本当に正確に、将来にわたつて不安を呼び起こさすようなことがないようにやはりして

話、ほとんどこれはおさらいだつたと思つてゐるんですけれども、きょう用意してきた話を一つさせていただきます。

一つなんですけれども、これは今まで、四年前、五年前ですから、茂木元経産大臣から含めて、歴代の経産大臣に私はいつも聞く話なんです。

きょうもお話があつたんですけれども、例の凍土壁、凍土壁と言われる部分であるとか、それから多核種除去装置、ALPS等々のもの、それ以外も、きょうも御答弁されてましたけれども、サブドレーンのお話であるとかそういうのも、総合的に汚染水対策をやられてゐます、廃炉の対策もやられてゐますというふうになつてゐる。ただ、これの大半の部分が政府から補助金という形でやられてゐる、ほとんどの資金が。ということはどういうことかという、こういつた、例えば凍土壁それから遮水壁であるとか、ALPSであるとかそういう除去装置云々ありますよね、こういうものの資産は国の資産じゃないということなんです。

さつかもどなたか質問されてましたけれども、例えば、凍土壁が実際にパフォームンスが思つていたようにできなかったとか、そのために、調べるときに、ボーリング調査をしたような数値が出てこないであるとか。ただ、大臣がお答えされていたのが、そのときそのときでベストだと思ふことをやっていただろうというふうな感じのことを言われたんです。

これは私、言葉の揚げ足をとつて申しわけないですけれども、だろいうじやだめだと思つてゐるんです。だろいうじやだめだと思つてゐるんです。さつかもどなたか質問されてましたけれども、例えば、凍土壁が実際にパフォームンスが思つていたようにできなかったとか、そのために、調べるときに、ボーリング調査をしたような数値が出てこないであるとか。ただ、大臣がお答えされていたのが、そのときそのときでベストだと思ふことをやっていただろうというふうな感じのことを言われたんです。

そうしたら、そのときには、おのおのの大臣、

ちよつとずつ違います。特に最初のころ、茂木大臣なんかは、まだ事態が収束していない中で、とにかく国も一丸となってやってくんだ、そのうち前面に立つてやってくんだというふうな話になっていった。では、皆さんがそれなりに収束したと考えられているんじゃないですかと言ったんですけれども、大体が、まだそういうふうなところまでは至っていないで、いろいろな意見がある中で検討しながらやっているとしようなお答えだったんです。

大臣に聞きたいんですけども、何で私がこういうことを言うかという、一つは、今言つたみたいに、総合的にやろうとしたときには、やはり政府が資産をしっかりと持つてやるべきだ。ただ、これは資産を持つだけじゃ私だめだと思つております。実際にしっかりとしたチームをつくつてやつていかなければならない。これを今の東電に任せられるかという、任せられない。なぜ任せられないかという、大臣もおっしゃられていたと思いますが、総理なんかよく言われていましたけれども、廃炉の技術というのをちゃんと一つの産業として世界に誇れるものにしていくんだ、唯一のこういう経験をした、そういうものをちゃんと世界の中で活躍できるようにしていくんだというふうな感じのことを今までいろいろなところで言われている。

では、例えば近隣諸国でこんな痛ましい事故が起つたときに、東電が行くんですか。廣瀬社長はそんな行ける状態じゃないというふうなニュアンスのことを言われていたと私は思うんです。それだったら、行くために誰がやるかという、政府がしっかりとしたチームをつくつて、そういうことを旗振り役としてやつていく。そのために一つ必要なのは、私はこういう資産をしっかりと持つことじゃないかなと。

それから、そうやってチームをちゃんとつくるということはどういうことかという、これから先、ともすれば原発技術というのは衰退していく可能性はある。学校でしっかりと勉強しても、なか

なかつたという就職口がない。技術が発達していかない可能性が高いというふうに言われています。それを抑えるのは、どうやって抑えるかという、そういうチームを政府がしっかりとつくつていくことじゃないか。

そういう背景があつた上で、これは補助金じゃなくて、そろそろ資産で持つとかどうかというふうな検討をしっかりとやつていただきたいと思うんですけれども、大臣、今の時点でどう思われているか。

○世耕国務大臣 私は、委員と全く、そういう技術をしつかり日本に蓄積していくべきだという点、それは全く賛成です。だけれども、私は、そのことがイコール施設、装置、設備を国が持つということにはならないんだというふうに思っています。

私は、これは東京電力が主体でやつて、現場では、東京電力の人というよりは、各メーカーの技術が持ち寄つて使われているという形でありますから、こういう技術を日本のメーカーに蓄積していくということが非常に今後役に立つというふうに思っています。

これから世界じゅうで廃炉が起つてきますよ、こういう事故だけじゃなくて。廃炉の作業のときに、当然、汚染水を処理するノウハウとかそういうのが求められてくるときに、そのとき日本のメーカーが非常に役に立つような状況になつてくれれば一番いいなという思いで、国は研究開発とかそういう支援をしつかりやりながら、装置そのものは民主導でやつてもらふことの方が私はいいんじゃないかなというふうに思います。

○木下委員 私もそうなんじゃないかと思うんです。ただ、柱がないとどんなことが起こるかという、ちよつと違ひますけれども、ちよつと違ひというのか、違ひないと思つていますけれども、談合がありましたよね。ああいうことが起こるんです。補助金を目当てにいろいろ談合が起つて、ああいうことをしていたら、いざ何かあつたときに柱がないと、そういう人たちはついてくるかと

いったら、わからないですよ。

やはり今、柱というのがおぼろげなんです。そういう技術を持ち寄つてやつていても、やはり東電のあの中に入つて、福島第一原発のあの中に入つて、その中で仕事に従事している、もしくはそこを向いて仕事をしている、そこに何らかの柱が必要だなど。何も全てがそうする必要はないかもしれないですけれども、やはり形をつくつていくことというのが大きなものになるんじゃないかなと思つていて、引き続きこれは検討していつていただければいいかなと思いますので、ぜひとも御検討いただければと思います。

最後、一つだけ。早目に終わると言いながら、なかなか終わらずに申しわけございませんが、デブリの処理、処分についてなんです。

これはなぜかという、きょうも出てきてしましたけれども、経産省のホームページの中でも、「廃炉」の主な作業項目と作業ステップ、これは大島委員が出された資料ですけども、これを見ても、燃料デブリの取り出し、それから保管、搬出というふうに言っているんですけども、さっきのトリチウムの話とすごく似ていると私は思うんですけども、どうするか。実際に、どういうふうに、どこに持つていつて、どういう保管方法にするか、これは今考えられていると思うんですけども、早く決着つけるべきだと思ふんです。だって、今回の積み立てのほとんどがそういうところの作業に投じられるわけなんです。その作業の決着、着地点がどこなのかというのがわからない。私、こっちは結構問題だと思つていてるんです。

どういうやり方であらうか、今の時点ではわからないけれども、何とかこれぐらいの金額だつたらできるだろうというのばかりです。でも、最後に、取り出したものをどこに置いてどうするか。これは技術的な問題と、もう一つ問題なのが、地域の問題であつたり国民の感情であつたり、そこはかたや不安だ。幾ら技術的にこういふふうにして安心だと言つても、では、そのも

のを置くのが自分の家の地下だったら、みんな嫌なんですよ。という状態がある。その上、それを政治利用しようとする人も出てくるでしょう。東京都知事の池田さんはそういう感じの人だと私は思つていますけれども。

そういうことを考えたなら、これはどうしようと思つていてるか。今わかる範囲内で結構ですので、最後、答えください。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。燃料デブリにつきましては、中長期ロードマップの中で、本年夏ごろをめどに号機ごとの燃料デブリ取り出し方針を決める、さらに、来年度上半期に初号機の取り出しの方法を確定するということが予定をされております。

当然ですけれども、どういうふうに取り出しをしていくのかということの検討を踏まえた上で、その保管場所でありますとか、あるいは保管方法ということの検討が必要になつてくる。そういう順番を追つてのことになつてまいりますので、そういう経過の中であわせて検討していく、そういった考え方でおります。

○木下委員 なかなか難しいですよ。大臣もろなずいていらつしやいます。これは本当に難しいと思ひます。

ただ、やはりこれは政治的な決着をつけるように進んでいつていただきたいんですよ。これを先送りすることなく、常に、継続してでも構わないです、大臣、この辺、旗を振つていただいて、ぜひとも早い決着、もしくは、何としてでもその結論に結びつくようなところまでのアプローチというのを不断に続けていつていただきたいと思ひますので、それをお願いしまして、以上とさせていただきます。

○浮島委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○浮島委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、これを許しま

す。畠山和也君。

○畠山委員 私は、日本共産党を代表して、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法改正案に対し、反対の討論を行います。

原賠機構法は、もともと、福島第一原発事故の加害者である東京電力を債務超過にさせず、何度でも資金援助するとの閣議決定に基づき制定し、この間、八兆円以上の資金交付と出資によって、東電をいわば虚構の黒字決算にして救済し、延命させてきました。事故の加害者、原因者である東電は事故処理費用負担の全責任を果たすべきですが、本改正案は全くそれに逆行するものです。

反対理由の第一は、本改正案が新たな東電救済、原発延命策だからです。

本改正案は、機構に廃炉積立金制度を創設するものですが、事故炉廃炉の実施責任は形の上で東電が負うとしながら、巨額の廃炉費用、債務認識を回避して東電を債務超過にさせず、経営破綻を免れさせる一方で、その費用負担は託送料金の実質値上げ等で消費者にツケを回す仕組みをつくり、一切を経産省令に白紙委任するもので、容認できません。

第二は、新総特の二倍にもなった事故処理費用二十一・五兆円は、その根拠も責任の所在も曖昧で、将来天井知らずに増大するおそれが大きいもののなのに、国会も国民もチェックできる仕組みがないものだからです。

とりわけ、資本主義の商取引の原則を覆し、改正電気事業法の趣旨に反して消費者の選択権を奪う賠償費の過去分なるものは、一片の閣議決定による国家の不当請求です。これを認めることは立法院の自殺行為であり、国民の、また消費者の理解と納得は到底得られません。

第三は、本法案の土台にある東電改革提言は、財界人中心の東電委員会による密室談合を国民に押しつけるものであり、提言が示す三段階の収益拡大のシナリオは、福島県民と国民の民意に反する原発再稼働と原発輸出を実現の条件とするもので、絵に描いた餅です。

廃炉・汚染水対策を国民的な合意と英知のもと確実に実施するためには、法制定時には想定されていなかった電力システム改革の環境下における原賠機構法の検証と総括が不可欠です。その上で、国の法的責任を認めた前橋地裁判決を真摯に受けとめ、原点に立ち戻ることこそ求められており、危険な原発を安全神話と国策民営で推進してきた歴代政府と国の責任、反省を明確にし、事故被害者に謝罪することです。

東電は法的整理して一時的に国有化し、賠償と廃炉の主体を再構築して、株主、メガバンクなど貸し手の責任を問い、原発利益共同体に応分の負担を求めて、国民負担の最小化を図ることを強調し、討論を終わります。

○浮島委員長 これにて討論は終局いたしました。

○浮島委員長 これより採決に入ります。
内閣提出、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○浮島委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

○浮島委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○浮島委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、吉川貴盛君外二名から、自由民主党・無所属の会、民進党・無所属クラブ及び公明党の三派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。北神圭明君。
○北神委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。
原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 原子力損害賠償・廃炉等支援機構(以下「機構」という。)における積立金制度の運営について、機構における廃炉等積立金の額の決定、廃炉等実施認定事業者による積立て、廃炉等積立金の厳格な資金運用や区分経理、取戻し、実際の廃炉等作業に関する使用等の各段階における状況を公開・説明する等、制度運営に関する透明性の確保に万全を期すよう監督すること。

二 法律第五十五条の四に定める廃炉等積立金の額は、当該事業年度の前後の廃炉等の実施状況、東京電力ホールディングスの経営状況、廃炉等積立金の使用状況及びそれらの見込み等を勘案して、合理的な額を柔軟に設定するとともに、その設定方法を定める法律第五十五条の四第二項に基づいて主務省令で定められる基準を予見可能な明確なものとする。

三 機構は、今後の廃炉等の実施の管理・監督を行う主体としての責任を果たすことが求められていることから、廃炉等の技術に係る機構職員の専門人材の育成等、今後の廃炉工程の進展等を踏まえて組織体制の一層の充実・強化を図るよう指導すること。

また、廃炉等の技術について、政府が積極的に研究開発支援を行う等、政府、機構、東京電力ホールディングス、原子力企業等による密接な連携の下でそれぞれの役割を果たし、今後の廃炉工程の一層の進展を図られるよう取り組むこと。

四 東京電力ホールディングス及び政府は、レベリングの原発過酷事故を受けての事故廃炉という、人類が経験したことのない困難な課題を克服する上で、国民負担の現状と今後の見通し、技術的解決策の開発状況や展望、燃料デブリ取り出し・廃炉のロードマップ更新をはじめ、可能な限り、国民と国際社会とに對

する正確な情報開示・情報発信に努めること。

五 廃炉の確実な実施のためには、廃炉作業に当たる関係作業員の高い意欲と認識が必要不可欠である。安全第一を基本とする作業員の労働環境の充実と確立に努めること。

また、東京電力ホールディングス及び政府は、事故廃炉・燃料デブリ取り出しを今後実行して行くに際して、遠隔ロボット等を最大限に活用しつつ、作業員等の被曝対策と安全管理・健康管理には万全を期すること。

六 東電改革の成否は、今後の福島第一原発事故の対応に係る道筋に極めて大きな影響を与えることから、政府、機構において、東京電力ホールディングスの改革の取組状況については、定期的に評価を行い、筆頭株主としての責任を貫徹し、必要に応じてその立場を最大限に活用する等により、改革の完遂を図ること。

なお、改革の成果が、東京電力ホールディングス株式に対する市場の評価に繋がるよう、市場関係者に対する十分な情報提供を図ること。

七 託送原価を低減した場合の託送料金の設定について、電気事業法上の諸規定と整合性を保ちつつ、他の送配電事業者の託送料金とも公平性を担保しながら、託送原価の低減努力が着実に廃炉等費用の捻出に繋がるような明確なルールを設定すること。

八 大胆な経営改革による合理化は、事故廃炉に取り組む東京電力ホールディングスはもとより、自由化を受けて全ての旧一般電気事業者に期待されていることに鑑み、政府は、今後の東京電力ホールディングスの改革の取り組みをベンチマークとし、電気料金や託送料金の引き下げなどにより、国民・需要家に対して改革の果実が十分にもたらされるよう、当該事業者の適切な対応を促すこと。

九 今般の廃炉等費用の試算額については、今

後の廃炉等工程の具体的な進展に伴い変化する可能性もあることから、廃炉等工程の進展具合や廃炉等積立金の使用状況等も踏まえて必要に応じ適時適切に見直し・公表することとし、今後の着実な廃炉の実施等の観点から、処理済水の取扱い方法についても決定し、その費用の合理的見積りを行い、電力需要家のみならず国民に対して十分な説明責任を果たすこと。

十 一般負担金に係る過去分の回収にあたっては、その事実を需要家に確実に伝えるための措置を講ずるとともに、過去分回収に係る考え方や回収額等について需要家がより具体的な情報が得られるよう、政府及び送配電事業者等により提供されるよう措置すること。

なお、新電力からの回収については、本来事故とは関係の無い第三者に対して政策実現に係る義務等を負わせることとなるため、政府において新電力に対して十分な説明を行うとともに、所要の支援措置等を講ずること。

十一 送配電会社の託送料金に上乗せして回収する措置について、賠償の備えの不足が生じた中での政策上の要請があるとしても、今後同様の措置が安易に導入されること等が無いよう、措置に係る十分な情報公開を行う等、第三者によるチェックが可能となるよう措置を講ずるとともに、福島第一原発事故の対応に要する資金の確保に関し、国の財政負担のあり方について検討すること。また、「公共財」的性質を帯びる送配電網が過少投資にならないよう政府が必要な措置を講ずること。

十二 原子力損害賠償支援機構法附則第六条第一項に基づく「原子力損害の賠償に係る制度における国の責任の在り方、原子力発電所の事故が生じた場合におけるその収束等に係る国の関与及び責任の在り方」について、本年秋までに検討を加え、その結果に基づき、財務健全性及び自律的な事業運営が可能となるような国の関与の在り方や、費用負担等のルールをすみやかに整備すること。

十三 低レベル放射性廃棄物の処分場確保にあたっては、発生者責任の原則の下、事業者が実施するが、その際、地域の理解の増進など、国としても責任をもってその確保に協力すること。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によって御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○浮島委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○浮島委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、世耕国務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。世耕国務大臣。

○世耕国務大臣 ただいま御決議のありました本法案の附帯決議につきましては、その趣旨を尊重してまいりたいと考えております。

○浮島委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○浮島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○浮島委員長 次回は、来る十四日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五分散会

平成二十九年五月八日印刷

平成二十九年五月九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F